

3月7日（火）

出席委員

委員長 本 多 健 信 君
副委員長 新 妻 さえ子 君
同 鈴 木 ひろ子 君
委員 のだて 稔 史 君
同 石 田 ちひろ 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 高 橋 伸 明 君
同 松永 よしひろ 君
同 安 藤 たい作 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 鈴 木 博 君
同 横 山 由香理 君
同 大倉 たかひろ 君
同 中 塚 亮 君
同 須 貝 行 宏 君
同 高 橋 しんじ 君

委員 塚本 よしひろ 君
同 この 孝 子 君
同 渡 辺 裕 一 君
同 渡 部 茂 君
同 木 村 けんご 君
同 石 田 しんご 君
同 飯 沼 雅 子 君
同 南 恵 子 君
同 藤 原 正 則 君
同 西 本 貴 子 君
同 たけうち 忍 君
同 若 林 ひろき 君
同 松 澤 利 行 君
同 伊 藤 昌 宏 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 いながわ 貴之 君
同 あ べ 祐美子 君

欠席委員

沢 田 洋 和 君
浅野 ひろゆき 君
田 中 さやか 君

その他の出席議員

大 沢 真 一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

企画部企画調整課長
柏 原 敦 君

参 事
財政課長事務取扱
秋 山 徹 君

企画部広報広聴課長
中 元 康 子 君

企 画 部 副 参 事
中 島 秀 介 君

企画部情報推進課長
仁 平 悟 君

総 務 部 長
田 村 信 二 君

総務部総務課長（危機管理室長兼務）
久 保 田 善 行 君

総 務 部 人 事 課 長
米 田 博 君

総 務 部 経 理 課 長
立 川 正 君

総 務 部 税 務 課 長
黒 田 肇 暢 君

地 域 振 興 部 長
堀 越 明 君

地域振興部地域活動課長
伊 崎 み ゆ き 君

地域振興部戸籍住民課長
提 坂 義 文 君

地域振興部商業・ものづくり課長
山 崎 修 二 君

地域振興部産業活性化担当課長
立 木 征 泰 君

文化スポーツ振興部長
安 藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
鈴 木 誠 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
池 田 剛 君

子ども未来部長
齋 藤 信 彦 君

子ども未来部子ども育成課長
高 山 崇 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
廣 田 富 美 恵 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部待機児童対策担当課長
大 澤 幸 代 君

福 祉 部 長
榎 本 圭 介 君

福祉部福祉計画課長
(臨時給付金担当課長兼務)
大 串 史 和 君

参 事
高齢者福祉課長事務取扱
永 尾 文 子 君

福祉部高齢者地域支援課長
松 山 香 里 君

福祉部障害者福祉課長
中 山 文 子 君

福祉部生活福祉課長
伊 東 義 明 君

健康推進部長(品川区保健所長兼務)
西 田 み ち よ 君

健康推進部健康課長
川 島 淳 成 君

健康推進部国保医療年金課長
高 森 哲 夫 君

品川区保健所生活衛生課長
井 浦 芳 之 君

品川区保健所品川保健センター所長
太 田 留 奈 君

都 市 環 境 部 長
藤 田 修 一 君

都市環境部都市計画課長
中 村 敏 明 君

都市環境部住宅課長
今 井 裕 美 君

都市環境部木密整備推進課長
寺 嶋 清 君

都市環境部都市開発課長
稲 田 貴 稔 君

都市環境部まちづくり立体化担当課長
東 野 俊 幸 君

都市環境部環境課長
三 ツ 橋 悦 子 君

品川区清掃事務所長
小 林 由 典 君

防災まちづくり部長
松 代 忠 徳 君

災害対策担当部長(危機管理担当部長兼務)
曾 田 健 史 君

防災まちづくり部土木管理課長
安 井 裕 彦 君

防災まちづくり部交通安全担当課長
桑 波 田 幸 喜 君

防災まちづくり部道路課長
多 並 知 広 君

防災まちづくり部河川下水道課長
和 田 淳 君

会 計 管 理 者
福 島 進 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局庶務課長
品 川 義 輝 君

教育委員会事務局学務課長
有 馬 勝 君

教育委員会事務局指導課長
熊 谷 恵 子 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
村 尾 勝 利 君

選挙管理委員会事務局長
工 藤 俊 一 君

監査委員事務局長
江 部 信 夫 君

区議会事務局長
原 明 彦 君

○午前10時00分開会

○本多委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案　平成29年度品川区一般会計予算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入ならびに歳出第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費ならびに債務負担行為および一時借入金等でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目のすべてを一括して説明願います。

○秋山財政課長　おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

予算書、5ページをお願いいたします。平成29年度一般会計予算は、第1条にありますとおり、歳入歳出をそれぞれ1,645億3,600万円と定めるもので、内容は第1表によるものです。

債務負担行為は第2条で、第2表によるものであります。

特別区債は第3条で、第3表によるもの。

一時借入金は第4条で、最高額は50億円と定めるものであります。

第5条では、職員給与費の款別計上に伴いまして、各款の流用を定めているものであります。

7ページをお願いいたします。第1表歳入は、1款特別区税から、1枚めくっていただきまして、9ページに行きまして、20款特別区債まで、歳入合計は1,645億3,600万円であります。

10ページをお開きください。歳出は、1款議会費から、右側のページ、9款予備費まで、歳出合計は1,645億3,600万円であります。

12ページにまいりまして、第2表債務負担行為であります。1段目、品川区土地開発公社からの用地取得から、6段目の公共事業施行による移転資金融資あっせんに伴う金融機関に対する損失補償までは例年のもの。その下、平塚シルバーセンター跡高齢者福祉施設整備工事から、右ページにまいりまして、一番下、城南幼稚園改築工事監理委託までの23件は新規設定であります。

14ページにまいりまして、第3表、特別区債は、学校施設整備に伴うもので、起債限度額を11億2,760万円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、48ページをお願いいたします。

48ページの歳入であります。1款特別区税、1項特別区民税は、412億3,950万円で、対前年3.0%の増、納税義務者数の増によるもの。

50ページにまいりまして、1款特別区税、2項軽自動車税は1億1,532万円で、対前年0.8%の減。

1款特別区税、3項特別区たばこ税は31億2,430万円で、対前年1.5%の減は、売上本数減によるもの。

52ページにまいりまして、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は1億6,000万円で、対前年6.7%の増。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税は3億6,000万円で、対前年2.7%の減。

3款利子割交付金、1項利子割交付金は1億2,000万円で、対前年60%の減は、昨今の金融情勢を反映したものであります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金は3億6,000万円で、対前年55.0%の減も、同様でございます。

54ページにまいりまして、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金は4億3,000万円で、対前年17.3%の減。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金は1 0 3 億円で、対前年1 2. 0 %の増であります、平成2 8 年度決算見込みとほぼ同額としております。

7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金は1 億7, 0 0 0 万円で、対前年度同額。

5 6 ページにまいりまして、8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金は1 億5, 0 0 0 万円で、前年同額。

9 款特別区交付金、1 項特別区財政調整交付金、1 目普通交付金は3 7 3 億円、2 目特別交付金は1 5 億円で、計3 8 8 億円で、対前年3. 7 %の増。

1 0 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金は3, 2 0 0 万円で、前年同様。

5 8 ページにまいりまして、1 1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目総務費負担金は1 億3 4 万9, 0 0 0 円で、対前年4 8. 3 %の減で、本庁舎改築工事減に伴う負担額の減であります。

2 目民生費負担金は2 5 億6, 6 4 5 万1, 0 0 0 円で、対前年2 1. 9 %の増で、3 節保育園保育料は児童数の増、6 節特別養護老人ホーム等管理費負担金は、愛生福祉会は、上大崎特養分で新規計上。

3 目衛生費負担金は5 億7, 8 5 5 万円で、対前年5. 3 %の減。6 0 ページにまいりまして、主に2 節公害健康被害補償費負担金等の減であります。

4 目産業経済費負担金は1, 2 9 9 万2, 0 0 0 円で、対前年6 2. 5 %の減で、1 節中小企業センター等管理費負担金は、中小企業センター工事費減によるもの。

以上によりまして、負担金の計は3 2 億5, 8 3 4 万2, 0 0 0 円で、対前年1 0. 7 %の増であります。

6 2 ページにまいりまして、1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料は2 億2 3 8 万円で、対前年5. 6 %の減。主なものは、5 節文化センター使用料の減であります。2 枚おめくりいただいて、6 6 ページ、一番下、8 節公園運動施設使用料の減は、工事に伴う施設休止によるもの。

2 枚おめくりいただいて、7 0 ページ。2 目民生使用料は1 億3, 2 8 7 万1, 0 0 0 円で、対前年5. 4 %の増。主な要因は、7 2 ページにまいりまして、9 節土地建物使用料の増であります。

3 目衛生使用料は5 2 7 万4, 0 0 0 円で、対前年6. 0 %の減。

4 目産業経済使用料は1 億1, 9 0 9 万3, 0 0 0 円で、対前年2. 1 %の減。主な要因は、1 節中小企業センター使用料では、工事に伴う貸出休止を見込んでおります。

7 4 ページ、5 目土木使用料は2 9 億3, 0 6 8 万8, 0 0 0 円で、対前年2. 0 %の減。主な要因は、7 6 ページにまいりまして、中ほど下、6 節区民住宅使用料の減であります。

6 目教育使用料は1 億2, 2 4 9 万6, 0 0 0 円で、対前年0. 7 %の減。

7 8 ページにまいりまして、以上によりまして、使用料の計は3 5 億1, 2 8 0 万2, 0 0 0 円で、対前年2. 0 %の減であります。

8 0 ページにまいりまして、1 2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目総務手数料は2 億1, 0 1 3 万2, 0 0 0 円で、対前年1. 3 %の増。

一番下、2 目衛生手数料は3 億9, 2 1 5 万6, 0 0 0 円で、対前年2. 4 %の減。8 2 ページにまいりまして、主な要因は、8 節廃棄物処理手数料の減であります。

3 目土木手数料は2, 6 0 9 万8, 0 0 0 円で、対前年1. 3 %の増。

2 枚おめくりいただきまして、8 6 ページにまいりまして、1 8 節機械式駐輪場 I C カード等再交付手数料は、大森駅水神口地下駐輪場開設に伴うもので新規計上。

以上によりまして、手数料の計は6 億2, 8 3 8 万6, 0 0 0 円で、対前年1. 0 %の減であります。

８８ページにまいりまして、１３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費負担金は１７１億２,１７８万８,０００円で、対前年３.８％の増。主な要因は、５節生活保護費は実績減、７節障害児通所給付費も実績減であります。９０ページをお願いいたします。９０ページ、１１節児童保育費は、定員数の増によるもの。１２節児童手当給付金は、児童数増によるものであります。

２目衛生費負担金は４,３２６万６,０００円で、対前年５.２％の減、２節結核対策費、３節公害健康被害補償事務費、４節母子衛生費は、それぞれ実績見合いの減。

３目教育費負担金は２,４６０万９,０００円で、皆増であります。

以上によりまして、国庫負担金の計は１７１億８,９６６万３,０００円で、対前年３.９％の増であります。

９２ページにまいりまして、１３款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費補助金は１億７,２９６万１,０００円で、対前年５４％の増で、２節地域創生推進交付金と、一番下、５節個人番号カード交付事業費補助金は新規計上。

２目民生費補助金は５億３,９３１万１,０００円で、対前年６９.９％の減。主な要因は、９４ページにまいりまして、５節子ども・子育て支援交付金と、７節保育対策総合支援事業費補助金は、実績見合いの増。９節保育所等整備交付金は新規計上。臨時福祉給付金補助金が皆減であります。

３目衛生費補助金は３,６０４万９,０００円で、対前年３７.９％の増。９６ページにまいりまして、主な要因は、５節母子保健衛生費は、産後ケアの通年化の計上により増。

４目土木費補助金は１３５億４,３３０万４,０００円で、対前年２２.７％の減。

１節社会資本整備総合交付金では、９９ページにまいりまして、３行目、目黒駅前地区再開発事業は、事業完了により減。武蔵小山駅周辺地区再開発事業は、２行下、駅前通り地区は、事業進捗による減。３行下、密集住宅市街地整備促進事業は、中延一丁目従前居住者住宅建設補助の増。８行下、がけ・擁壁安全化支援は新規計上であります。

１００ページにまいりまして、２節防災・安全交付金では、一番上、路面維持管理費では、路面段差自動検出システムについての補助で新規計上。補助２０５号線は、Ⅰ期区間完了に伴い、皆減であります。

１０２ページにまいりまして、５目教育費補助金は、１億２,５０９万６,０００円で、対前年２７.８％の減。主な要因は、２節学校施設整備費は、国庫補助金の交付見込み額の減によるもの。

１０４ページにまいりまして、以上によりまして、国庫補助金の計は１４４億１,６７２万１,０００円で、対前年２６.６％の減であります。

１０６ページ、お願いいたします。１３款国庫支出金、３項国庫委託金、１目総務費委託金は２７６万６,０００円で、対前年２.３％の増。

２目民生費委託金は２３５万６,０００円で、対前年０.２％の増。

３目衛生費委託金は７６万６,０００円で、対前年０.３％の減。

以上によりまして、国庫委託金の計は５８８万８,０００円で、対前年１.１％の増であります。

１０８ページにまいりまして、１４款都支出金、１項都負担金、１目民生費負担金は４２億８,３６２万３,０００円で、対前年８.４％の増。主な要因は、１節国民健康保険負担金は、繰出金の増であります。９節障害児通所給付費は、放課後等デイサービスの実績見合いの増。１１０ページにまいりまして、１２節児童保育費は、私立保育園の定員増に伴うもの。

２目衛生費負担金は６５０万９,０００円で、対前年７.８％の減。

以上によりまして、都負担金の計は４２億９，０１３万２，０００円で、対前年８．３％の増であります。

１４款都支出金、２項都補助金、１目総務費補助金は１億２，７９５万２，０００円で、対前年６．９％の増。２節防犯設備整備補助金は、防犯カメラ設置の都の補助率が上がることによる増。

２目民生費補助金は２７億９，５８４万５，０００円で、対前年１１．２％の減。主な要因は、４節障害者施策推進包括補助金は、実績増であります。

１１４ページにまいりまして、６節賃貸物件保育所開設準備経費補助金は新規計上。８節児童保育費は、認可外保育施設保育料助成開始に伴うもので新規計上。９節待機児童解消区市町村支援事業補助金は、開設後家賃補助制度創設に伴うもの。

１１６ページにまいりまして、中ほど、１５節子ども・子育て支援交付金は増であります。１６節子ども・若者自立等支援体制整備事業補助金は新規計上。

１１８ページにまいりまして、１８節認知症高齢者グループホーム整備費、１段飛んで、２０節地域密着型サービス等施設整備事業費、２１節地域医療介護総合確保補助金は、東五反田グループホーム整備完了に伴う減であります。その下、２６節高齢者見守り相談窓口設置事業補助金は、支え愛・ほっとステーションの全１３地区での開設による増。

３目衛生費補助金は、６，９７４万７，０００円で、対前年７．９％の減。１２０ページにまいりまして、主な要因は、４節医療保健政策包括補助金は、任意予防接種の定期予防接種化による減。

４目産業経済費補助金は１億６，３８６万９，０００円で、対前年１７．５％の減。１節商店街活性化推進事業助成金は実績見合いの減。ものづくり産業集積強化支援事業補助金は皆減であります。

１２２ページにまいりまして、５目土木費補助金は３６億９，６６４万９，０００円で、対前年１５．２％の減。１節都市計画交付金は、右側にまいりまして５行目、目黒駅前地区再開発事業は、事業完了による減。しながわ中央公園拡張整備も、事業完了による皆減であります。３節電線類地中化事業費は、事業進捗による減。１２４ページ、７節密集住宅市街地整備促進事業費は、不燃化１０年プロジェクトは、対象拡大による増であります。その４行下、木密連担地域改善事業は新規計上。１１節住宅・建築物耐震化補助金は、住宅・建築物耐震化支援事業の実績見合いの減であります。１２６ページ、中ほど。１５節シェアサイクル事業補助金は新規計上。３段下、１８節空き家利活用等区市町村支援事業補助金も新規計上であります。

６目教育費補助金は３，８９０万５，０００円で、対前年１０．９％の増。１２８ページにまいりまして、５節学校支援地域本部事業補助金は、品川コミュニティ・スクールを３１校で展開に伴うもの。

以上によりまして、都補助金の計は６８億９，２９６万７，０００円で、対前年１３．１％の減であります。

１３０ページにまいりまして、１４款都支出金、３項都委託金、１目総務費委託金は１１億５，４５１万４，０００円で、対前年０．７％の増。６節都議会議員選挙費は皆増。

２目民生費委託金は２５万６，０００円で、対前年７９．５％の減。障害児者基礎調査は皆減であります。

３目衛生費委託金は５２３万１，０００円で、対前年１１５．９％の増。

４目土木費委託金は９２４万１，０００円で、１節建築行政委託金は、戸越公園駅周辺まちづくり事業の都区の協定に基づくもので、増であります。

５目教育費委託金は２，６９０万７，０００円で、対前年７４．４％の増。２節オリンピック・パラリ

ンピック教育推進校委託金は、全小中学校等への対象拡大による増であります。

132ページにまいりまして、以上によりまして、都委託金の計は11億9,614万9,000円で、対前年2.6%の増であります。

134ページにまいりまして、15款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は1億161万8,000円で、対前年27.4%の増で、各基金運用による利子の増であります。

2目財産貸付収入は7億886万5,000円で、対前年0.6%の増。

以上によりまして、財産運用収入の計は8億1,048万3,000円で、対前年3.3%の増であります。

136ページにまいりまして、15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は科目存置。

2目物品売払収入は39万1,000円で、対前年2.5%の減。

以上によりまして、財産売払収入は39万2,000円であります。

16款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金は10万1,000円。

2目地域振興寄附金は300万円で、対前年100万円の増。

3目一般寄附金は540万円で、対前年10.0%の減であります。

以上によりまして、寄附金の計は850万1,000円で、対前年1.2%の増であります。

138ページにまいりまして、17款繰入金、1項基金繰入金、2目公共施設整備基金繰入金と、3目義務教育施設整備基金繰入金は、それぞれ施設整備に充当するもの。3行下、財政調整基金繰入金と、社会福祉基金繰入金は、皆減であります。

以上によりまして、基金繰入金の計は80億6,439万6,000円で、対前年22.3%の減。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は25億円で、対前年同額であります。

140ページにまいりまして、19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は5,021万5,000円で、対前年4.1%の減。

19款諸収入、2項特別区預金利子、1目特別区預金利子は31万3,000円で、対前年同額であります。

142ページ、お願いします。19款諸収入、3項貸付金元利収入は、6行下、6目土地開発公社貸付金元利収入は29万2,000円で、対前年96.5%の減であります。しながわ中央公園拡張用地買戻し完了によるもの。

144ページにお願いいたします。以上によりまして、貸付金元利収入は5億832万6,000円で、対前年3.2%の減であります。

19款諸収入、4項受託事業収入、2目衛生費受託収入は7,460万5,000円で、対前年13.5%の増は、区外受託予防接種収入の増。

3目土木費受託収入は26億4,021万9,000円で、対前年5.3%の減。主な要因は、5節下水道管改修整備費収入は、実績見合いの減。

以上によりまして、受託事業収入の計は27億5,012万4,000円で、対前年4.7%の減であります。

146ページにお願いいたします。19款諸収入、5項収益事業収入、1目競馬組合配分金は3億3,318万円で、対前年0.3%の減。

19款諸収入、6項雑入、5目雑入は10億705万9,000円で、対前年0.4%の減。主な要因は、6節各種負担金では、149ページにまいりまして、5行目、東五反田倶楽部が新規計上。7節各

種事業参加費負担金では、右側8行目、すまいるスクール参加費が増であります。150ページにまいりまして、中ほど、12節産学連携事業運営費交付金は新規計上。152ページにまいりまして、下から3段目、26節観光インフラ整備支援助成金と、27節歩行者用観光案内標識設置支援助成金は、それぞれ都市型観光プラン推進事業への助成であります。

以上によりまして、雑入の計は16億3,030万円で、対前年1.2%の増であります。

20款特別区債、1項特別区債、1目教育債は、11億2,760万円で、皆増であります。学校用地取得のための起債であります。

158ページをお願いいたします。歳出の、1款議会費、1項議会費、1目議会費は、8億4,573万2,000円で、対前年1.0%の増。主な要因は、右側にまいりまして、中ほど下、議会報告会開催経費は新規計上。その下、議会文書等共有システム導入経費は、タブレット端末等の導入経費。その2行下、議会広報費は、区議会だより発行は、タブロイド版からA4冊子版への移行による増。

左ページに戻りまして、以上により、議会費の計を8億4,573万2,000円とするものです。

続きまして、400ページをお願いいたします。400ページであります。8款公債費、1項公債費は18億5,416万2,000円で、対前年13.9%の減。

9款予備費、1項予備費、1目予備費は、3億円で、前年同額であります。

以上で、本日の説明を終わります。

○本多委員長 以上で、本日の審査項目のすべての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在、28名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

126ページ、シェアサイクル事業補助金、130ページ、都議会議員選挙費に関連した質疑をさせていただきます。

まず初めに、シェアサイクル社会実験が本年4月から始まるということですが、平成29年度から始まるということですが、この取組みに関して、ご質問、お知らせいただきたいと思います。

○安井土木管理課長 こちらのシェアサイクルの社会実験として、品川区のほうも始めるという形になります。こちらは、特に都市型観光プランを実践するという事で、観光客、オリンピック・パラリンピックも控えて、新しい観光客をどういうふうに、交通とかの面でフォローしていくというような考え方から、これを区内でも実施するというような形で考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 これは、あくまで区民に対してのサービスなのか、あるいは、他区から来る来訪者に対しての取組みなのか。当然、私は、区民のためのシェアサイクルだと、私は認識しているのですが、その辺のことを教えていただきたいのと。

この社会実験、平成29年度ということですが、何月から始まるのか、お知らせいただきたいと思います。

○安井土木管理課長 こちらは、都市型観光プランということで、区内の方が観光するというのもありますけれども、特に、外国人の方が、これから品川区にもいらっしゃるだろうというようなこともありますし、また、ビジネスで品川区へいらっしゃるというような方も、来るであろうということも考慮いたしまして、こちらを導入するという事で、もともと、品川区民自体は、放置自転車対策もありますが、多くの自転車を自分で所有されている方が多いと思いますので、むしろ、自転車を持って

いないというか、そういった観光客の方を重点的に考えて、これを整備していくというふうに考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 私も、さきの本会議においても質問させていただきましたけれども、この放置自転車対策も、今、おっしゃられた、ご答弁ありましたとおり、私もわかっております。

この対象エリアなのですけれども、この取組みは、京浜東北線より東側ということで、対象エリアが東品川海上公園、品川保健センター、しながわ区民公園という中で、これは、キロメートル数にするとどれぐらい。5キロメートルとか、そのぐらいなのですかね。ここを社会実験していくということで、これ、運営に関しても、食べ歩きとか、観光に関しての、そういうマップの作成とか、そのシェアサイクルを借りていただく人のために、品川区をもっと知ってもらおうというような取組みというか、冊子とか、そういう広報活動はどういう形になっているのか、教えていただきたいと思います。

○安井土木管理課長 先ほど、ちょっと、いつごろからというのが、質問に対してのお答えが。なるべく早い時期にとは思っているのですけれども、やはり、業者の選定であるとか、それから計画策定等がございますので、年度末にちょっと近い時期になってしまうのではないかなというふうには思っております。

それから、対象エリアなのですけれども、特に湾岸部、既に実施している港区とか、これからやろうとしている大田区もそうなのですけれども、特に、天王洲エリアはどうですかとか、あるいは水族館のほうにもどうですかとかいうような話もありまして、東海道筋、特に観光スポットが非常に多いので、そちらを中心に整備をしていこうというようなことで、まずは考えているというところでございます。その状況に応じまして、というふうなことは、今後の展開等もあり得るだろうというふうには考えてございます。

○鈴木文化観光課長 シェアサイクルに関して、観光等の周知でございますが、ご指摘のありましたような食べ歩きマップや、いろいろなショートトリップのコースについては、もうさまざまなパンフレットやチラシはつくっております。

今後、シェアサイクルのハード、ポートの整備と合わせて、協議しながら、適切な資料や周知方法を、合わせて検討していきたいというふうに考えております。

○高橋（伸）委員 ご答弁の中で、港区と大田区と、今、一緒にやっているという取組みの中で、今後、展開として、オリンピック・パラリンピックも含めて、近隣区と、これを一緒にやっていくのか。あるいは、区も独自でやっていくのかというところが、どういうふうにお考えになっているのかということと。

開始時期が年度末というのは、まだ、いつという時期的には、決まっていないということではよろしいのでしょうか。お知らせください。

○安井土木管理課長 他区との連携ということなのですけれども、やはり、区境、観光客の方にとって、区境というのは、特に線が引かれているわけでもありませんので、なかなかその辺のところというのがわかりにくいだろうということと。それから、既に社会実験をやっている数区の中では、この連携をすることによって、利用率と言いますか、回転率ですね。自転車の1日当たりの回転率が非常に高まっているということなので。それから、あるいはまだ個々に、ばらばらにやっていた時代では、一番苦情が多いのが、連携していないよと。隣へ行くのに、一々、区内で返さなければいけないのかというような苦情もあったというふうに聞いてございます。そういった意味で、広域的に、東京都内を、さまざまな観光スポットを回りたいというような需要もあると思いますので、連携はしていくのが望ましい

かと思っていますところでございます。

それから、いつということなのですけれども、なるべく早い時期で、年内を目指して実施ができるようにしていきたいというふうに考えてございます。

○高橋（伸）委員 まだちょっと時期的に、いつかというのは見えないということで、これから、区民の方に対して、あるいは観光客を含めて、これからSNSの広報とかでも発信して行くということによっていいのかどうかというのをお聞きしたいのと。

それと、プレス発表にあったサイクルポート、あくまで、これ、イメージなのですけれども。イメージの中で、これ、屋根つきが、多分、おそらく、これ。屋根つきのほうがいいと思うのですけれども。わかっている範囲でお知らせいただきたいと思います。

○安井土木管理課長 この、シェアサイクルのポートなのですけれども。当初の設置しているところから、やはり、利用率が悪いところについては、新たに場所を移すとか、そういったことも考えてございますので、あまり駐輪場のような固定的なものではなくて、このスポットと言われる部分も、必要な観光スポットであるとかいうところに、有機的にある程度動かせるようなことも考えておかないと、利用率が上がらないというようなこともあると思いますので、そういった意味では、今現在、屋根つきではなくても大丈夫だろうとは思ってございます。

○高橋（伸）委員 これ、ぜひ、おもてなしということで、観光を含めたすばらしいシェアサイクルシステムだと思うので、ぜひ今後、いろいろまたご検討いただいてやっていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

続きまして、130ページ、都議会議員選挙費に関連いたしまして、今度は、アトレ大井町駅に期日前投票所を開設、新設するというところで、その辺のところをお知らせいただきたいと思います。

○工藤選挙管理委員会事務局長 アトレ大井町のほうに期日前投票所を設置する件でございます。こちらのほうは、これまでもいろいろと、商業施設の中に投票所をというところで、お話をいただいていたところでございます。選挙という特殊性のため、投票の秘密や公平性、秩序維持の面から、私どもも慎重に検討していたところございますが、今回、アトレ大井町さんの協力を得ることができまして、7月の都議会議員選挙から、期日前投票所を新たに設置するというところでございます。

○高橋（伸）委員 ありがとうございます。

これは、駅ビル内に設けるのは、23区初めてということで、今、ご答弁ありましたように、アトレの中の何階になるのかという、その投票所、今わかっている範囲で、どの場所というのがわかっているのか、お知らせいただきたいと思います。

○工藤選挙管理委員会事務局長 期日前投票所の設置の場所というところでございます。アトレ大井町の、いわゆる3階、エスカレーターを上がって、3階のエスカレーター横に、いわゆる、ちょうどこう客だまりのようなスペースがございます。ちょうどそちらのほうで、大体90平方メートルぐらい場所がとれるわけでございますけれども、そちらのほうをパーテーションで囲いまして、投票所を設置するというところでございます。

○高橋（伸）委員 アトレ大井町のことはわかりました。ありがとうございます。

期日前投票ということで、13の地域センターの中でも、期日前投票所、開設されると思うのですけれども。荏原第四地域センター、6月から大規模な内装工事があるとの話ですけれども。荏原第四地域センターは、今まで確か2階に期日前投票所があったと思うのですけれども、今回、全面的な工事があるということで、今度、設置の場所がどの辺になるのか、教えていただきたいと思います。

○工藤選挙管理委員会事務局長 期日前投票所ということで、地域センターをいつも活用させていただいているということでございます。今、聞いていますところ、荏原第四地域センター、集会所のほう、ちょうど改修をされるという話を、私どもも聞いております。そういったところで、大体というところで、今、私どもが考えておりますのが、ちょうど、荏原町駅前の再開発ビルがでございます。こちらの一面をお借りして、投票所を設営するというので、今、考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 今、ご答弁あったところ、再開発のところは、1階がテナントが入っていて、2階もテナントが入っているのですね。そこだと、場所は。1階なのか、2階なのか、ちょっとその辺のところを教えていただきたい。

○工藤選挙管理委員会事務局長 今、予定しているのが、2階の一部分ということでございます。ちょうど、こちらのほう、聞くところによりますと、支え愛・ほっとステーションの、いわゆる拠点となるというお話を聞いておまして、そちらのほうの関連部署と、今、連携をしてお話をしているところでございます。そのような形で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○本多委員長 次に、つる委員。

○つる委員 はい。よろしくお願いします。

48ページ、特別区民税、89ページ、国民年金事務費、75ページ、電柱・電線類、76ページ、自転車駐車場使用料について伺っていききたいと思います。

まず、特別区民税ですが、3%増という見込みで予算立てがされていて、この納税義務者の増ということで、これまでも、この間、何度もそういうご答弁がありました。

まず、冒頭に、この納税義務者の増、そうした傾向がいつまで続くというふうに見立てをされているのかというのが1件と。

2016年の世論調査を確認しますと、9割以上の方が、住み続けたいという希望があったりとか、長期の居住の方とか、結構いらっしゃる中で、一方で、わずかではありますけれども、転出意向の方も3.6%ぐらいいらっしゃる。大体、ちょっとこれ、私もまだ詳細には詰めていないのですが、男性であれば30代から40代、女性であれば20代、そして60代の方に高い傾向が見られて、一般的にも、独身の方というのは、そういう移住する傾向性が強いのかなと思いますけれども、独身。それから、八潮地域ということでありました。

その理由としては、住宅に不満というのが3割を超える33.3%ということで、世論調査の結果が出ているわけではありますが、こうした、先ほどの増の傾向に合わせて、転出の方の世論調査も含めた、それ以外の分析があれば、教えていただきたいと思いますのと。

その主な理由としての、住宅に不満とある中で、住宅に対する施策、こうしたところの部分。当然、転勤等で区外へ出られる方というのは、それはもう致し方ないのですが、それ以外の理由で転出されていく、そうした方々の分析について、教えてください。

○黒田税務課長 それでは、納税義務者数増の傾向がいつまで続くのかというご質問でございますが、平成29年度の予算編成にあたりましては、平成29年1月1日現在の人口も、4,638人、前年比で増えておりまして、生産年齢人口につきましても、前年と比べまして2,624人増えているということがございますので、予算編成上は納税義務者増ということで編成しておりますが、この傾向がいつまで続くのかということでございますが、人口につきましては、区の人口推計におきましても、当面、増加するであろうということでお伺っておりますので、人口増は、まだ数年は続くのではないかなというふうに思っております。

ただ、納税義務者につきましては、就業率、失業率と申しましょうか。就業者数が増えるということが、納税義務者増につながりますので、景気の動向ということも勘案して見ていく必要があるかなというふうに思っておりますので、もしばらくは納税義務者が増えるのではないかなというふうに思っているところでございます。

○柏原企画調整課長 人口の動向の部分でございます。そちらにつきましては、人口推計をした中では、今後まだ、全体としては、10年程度の部分については、人口が伸びるというような推計をしております。

ただ、昨今の人口の動きといいますのは、推計上の部分もある年代層もありますので、ここはよく注視しながら、その動向は見ていきたいと思っております。

それから、あと、転出等の意向の部分でございます。今、世論調査等のご指摘をいただいたところではございますけれども、我々が人口推計、前回した中で、人口ビジョンをつくる中で、アンケート調査もとったところがございます。そういった中では、仕事の関係で、転勤というところで、転出の意向があるというのは、多い理由としてはあったというものがございます。そういった、仕事の関係で、住宅の部分についても移転と言いますか、いったところの判断をされている部分が多いのではないかなという判断をしているものはございます。

○つる委員 最後のほうにお聞きした、住宅に対する施策というところがありましたので、次の質問と合わせて伺えればと思うのですが。

まだ、10年近くは、こうした納税義務者の増というのが、傾向としては考えられるという中で、一方で高齢化が、品川区内にも少しずつ進んできているというところで考えますと、これまでも品川区、協働ということで、区民の方と、さまざまな施策展開にあたっては、ご協力をいただきながら進めているところはあるわけでありますが、そうした意味で、昼間人口、これ、特に区内で働かれているサラリーマンの方も含めた昼間人口というくくりにはなろうかと思うのですが、いわゆる協働を担える層の方々としての昼間人口、そうした方を増やしていく必要性もあるのではないかなと思っております。

昨日の質疑の中で、保育事業が増えるのは、区の魅力の取組みに対する評価のあらわれ、このような趣旨の答弁もありました。これはこれで、品川区が展開している施策が、非常に評価されての、そうした流入人口が増えているという、1つのあらわれであります。ただ一方で、保育需要が高い方々の世代というのは、当然、男性も女性もと言いましょか、区外ないしはどこかに働きに行かれていて、その協働という部分の担い手ですね。平日の日中の担い手というところでは、なかなか期待ができないのかなと思っております。

そういった部分では、先ほどの住宅施策と合わせて、若い世代の方々と、昼間にそうした協働の担い手となれるような方々の納税義務者をいかに増やしていくかという視点も、政策展開の中では、今後必要かなと思いますので、このあたりについて、ご答弁いただければと思います。

○本多委員長 先に、住宅施策、よろしいですか。

○今井住宅課長 私ども、住宅施策に関連しましては、今おっしゃっていただいたように、区民住宅など、これまでも充実に努めてまいりましたので、多様な、区営住宅だけではなく、区民住宅等の住宅政策の多様な展開を通して、昼間人口を維持していきたいと考えております。

○柏原企画調整課長 今、委員ご指摘がございましたけれども、昼間人口も含めてですけれども、働いている世代の方々、こういった方々に、継続的に住んでいただけるといった施策というのは、我々も必要だというふうに思っております。そういった方たちが、地域の次代の担い手になっていただける

と、そういった部分で、大きな期待が持てるところだと思っております。

例えばですけれども、新年度予算において、これは歳出の部分に当たりますけれども、若い方向けの、まちの出会いの発見事業ということで、新たな施策も打ち出しをさせていただいております。こういった事業を打ちながら、若い世代、所得といいますか、働いていただいている方たちの世代を、いかに品川区に住んで、住み続けていただけるかというような施策も、これから進めていきたいというふうに思っております。

○つる委員 都心の中で、東京の中で、そして23区の中で、品川区というのは、ある意味で、昨日もありましたけれども、シティプロモーションをしなくとも、品川区というだけでも、それ自体がシティプロモーションとなるぐらいの、まさに魅力のある区であるというふうに、私自身も考えておりますが、一方でやはり、具体的に地域を見ていくと、昼間、本当に昼間の時間帯に、若い世代の方々に、そうした、先ほど申し上げた協働的なところを担っていただく方、こうしたところの必要性というのは、きちんと手を打っていかないと、なかなか今後、高齢化がさらに進んでいく中で、必要な部分なのかなと思っておりますので、また改めて、いろいろな角度で、私自身も提案等していきたいと思えます。

また、企業においてはCSRとかもありますが、その辺もしっかりと推進していただきながらやっていただきたいと思えます。

次に移りたいを思えます。

国民年金の事務費ですが、ご案内のとおり、昨年、無年金者救済法が成立をして、今年の8月から、年金受給資格期間、25年から10年に短縮される、こうした流れがある中で、9月分が10月に支給が開始されるということ。ちょうど、先月末、2月末から、対象者に対しては、順次、世代の高い方から、順次そうしたことが、年金機構のほうから発送されているということで、対象者については、日本年金機構のほうから、直接ご本人たちに行っているわけではありますが、そうした受給の手続き等に関しては、区に当然、来られるわけであります。

まず最初に、冒頭に、全国に64万人、その対象者がいらっしゃるということなのですが、区内の対象者の数がわかれば教えていただきたいと思えます。

それから、全て国民年金であるよ、という方については、区役所で対応ができるというふうになっておりますけれども、この辺の対応について、どのように今、準備をされているか、教えてください。

○高森国保医療年金課長 10年年金のご質問でございますが、区内の対象者、おおよそ2,000件ということでございます。

○本多委員長 対応については。

○高森国保医療年金課長 対応についてでございますが、原則、品川年金事務所が対応ということでございますが、当然ではございますが、私ども区のほうでも窓口を開設しておりますので、おいでいただいた方についてはご説明をし、最終的には、年金事務所のほうで判定をするという形になりますので、ご案内をするという形で進めさせていただきたいと。

また、通知につきましては、先ほど委員からお話がありまして、2月末から7月ぐらいの間で、全国の10年以上の年金をかけていらっしゃる方についてご案内を差し上げるということですので、品川区のところは、まだ、届いているかどうかというのは、今のところ確認ができていない状況でございます。

○つる委員 区内では約2,000件ぐらい、2,000人の方がいらっしゃるということで。そうしたご案内が来ても、これはちょっと別の話ですが、例えば高齢者の方で、よくあることですが、行政

からの書類等が、そのまま封もあけられずに積まれているというケースが、この間も区民相談の中であったわけでありますけれども、そうした形で、滞りなく、国保医療年金課としても、そうしたことをきっかけとして、広い意味では、見守りも含まれるような形で、しっかりと、そうした受けられるものが受けられるようなことも含めて、丁寧な対応を、万全な体制でとっていただきたいと思います。

次に移ります。電柱・電線類であります。今、国、東京都、そして品川区としても、電線類の地中化、これを推進してほしい、公明党としても、区議会公明党としても、これまでも求めてきたところですが、それはそれで、景観の部分でありますとか、災害時の電柱倒壊等を防ぐというところでは、非常に推進をしていただきたいと思います。

今日は歳入でありますから、この土木使用料、道路占用料という形で、大きな歳入になっているわけですが、この電線類が地中化されることによって、この電柱として入っていた歳入分というのが、今度は別の項目としてありますけれども、埋設管路ですとか、そうした地下埋設物とかという形で、単価というか、項目が切りかわって、歳入としてはまた引き続き入っていくのかというところと、単価については、電柱として入る部分と、埋設として入る部分では、どういう違いがあるのか教えてください。

○安井土木管理課長 電柱の場合は、電柱1本と、それから電線が何本つながっているかによって、単価が異なっております。一番、品川区の中で多い電柱、東電の場合、1本が1万600円というようなことで、単価設定がされております。管路という部分につきましては、さまざまな太さがありますので、どれというふうなあれではないのですけれども、大体、一番多いところで、1本、1本と言いますか、太さによるのですけれども、メートル単位で550円ということで。電柱と、電線の長さは、先ほど、電柱のところで、30メートルというようなことで計算をされていますので、必ずしも、どちらが高いというふうなところはないのですが、ちなみに、電線地中化をあえて、電柱をやめて電線地中化にしますと、9分の1に減免されるという、地中化の1本当たりの線も、9分の1に、単価減でインセンティブを与えるというようなことにもなっておりますので、相当安くなる、事業者にとっては安くなるだろうというふうなところはあると思います。

○つる委員 事業者にとっては、9分の1で、そういう部分、ただ、区の歳入としては、少しというところですが、よく理解できました。また改めて、しっかり私も研究して、質問にまたつなげていきたいと思います。

最後の駐車場については、1点だけ教えていただいて、歳出のところでもたやっていきたいと思いますが。

まず、区内のバイク、二輪車になりますが、その保有台数等がわかれば教えていただきたいのと、区で設置されているところと民間と合わせて、バイクの駐輪場が何台あるのか教えてください。

○桑波田交通安全担当課長 区内のバイクの保有台数につきましては、申し訳ありませんけれども、現在把握しておりません。

駐輪場の、駐車場の設置台数につきましては、区営につきましては、バイクにつきましては938台分、あと民間は531台分が設置されているところでございます。

○黒田税務課長 軽自動車税の課税台数ということで申し上げますと、平成28年度の課税実績で、原動機付自転車、50cc……〔時間切れにより答弁なし〕

○本多委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 私からは76ページの自転車駐車場使用料と、96ページ、122ページの土木費補助金について、それぞれ西大井駅前の駐輪場と、再開発への補助金総額について、伺いたいと思います。

まず、西大井駅前の区立の駐輪場についてですけれども、1日の稼働率、混雑具合というのはどのくらいなのか、伺いたいと思います。つまり、ここは平日はいつもいっぱい、とても使いにくい状況があります。私もたびたび使うことがありますけれども、朝少しおくと、当日の利用も含めて、とても困る状況です。4月には、近くに認可保育園が2園できる関係から、今後は駅前駐輪場を利用したい人もさらに増えるのではないかと思いますけれども、まずもって、多くは駅の利用者ですから、JRの要請と合わせて、区営駐輪場の改修や建替えて台数を増やす、こうした計画が必要だと思いますけれども、合わせていかがでしょうか。

○桑波田交通安全担当課長 西大井の駐輪場の利用状況ですけれども、全体としましては、本年の2月現在で、全体では83.4%ということになっております。中でも、当日利用につきましては、100%、110%と、多い状況になっているところでございます。そういった利用状況、またキャンセル待ちの方、そしてまた放置が多い、そういった地域の方の声もいただいております。そういったところも勘案しまして、来年度に、こちらの駐輪場の、駅前等を使いまして、駐輪場を新しく増設しようというふうに計画しているところでございます。

また、中のほうも、現在ある駐輪場につきましても、なかなか施設が古くて、使い勝手の悪い状況もありますので、増設と合わせて、今ある駐輪場の改修等のほうも考えているところでございます。

○中塚委員 改修を考えてくれているということですが、ぜひよろしくお願ひしたいのですけれども。

すぐ近くにあるマンション、小さいマンションの高さを見ると、現在の駐輪場を高くして、3階から4階ぐらい建てることは可能なのではないのかなと思うのですよね。この階数を高くして台数を増やす、こうした計画を具体化していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうかというご提案。

また、混雑具合、また放置自転車も多いと把握されていますけれども、ごらんのとおり、スーパーやコンビニやマクドナルドなど、利用者もありまして、短時間利用者の自転車置き場がないという問題でも困っているのですね。駅前は再開発をした関係で、区もかわる建物がありますから、開発敷地内に、短時間無料の駐輪場を設置するなど、何らかの、短時間利用者の対策というのが必要ではないかと思うのですけれども、この点も伺いたいと思います。

いずれにしても、新たな駐輪場をつくる場合は、周辺住民や地元町会などへの説明や意見の聴取、ここにはとても丁寧さが重要だと思いますけれども、この点についても伺いたいと思います。

○桑波田交通安全担当課長 駐輪場の高さにつきましては、こちらはまた、いろいろな、JRだとか、いろいろなところの、また協議等も必要になってきますので、その辺はなかなか難しいのではないかと思います。

また、先ほど申しましたとおり、当日利用のほう、やはり100%を超えている状況でございます。現在ある駐輪場のほうも、下のほう、新しく増設しましたら、そちらのほうを当日使っていただきまして、また、中のほうの駐輪場も新しく改修することによって、新規につくるところは当日ということで、短時間でも使えるような状況に改修していきたいと考えております。

また、新しく増設するにあたりまして、地域、町会ですとか近隣の方、こういったところにも、いろいろ説明会等を実施しながら、丁寧に進めていきたいと考えております。

○中塚委員 地元町会にも丁寧にとということで、既に、西大井駅前の歩道部分に駐輪場をつくりたいと、そういう説明が地元の町会にされているのですけれども、その中で、地元から上がった意見として、西大井駅の改札口から、斜めと言いますか、真っすぐにニコンの方向に向かう、駅前広場の中の通路と

言えばよいのでしょうか。そこは、要するに、朝・夕・夜と、多くの歩行者が行き交って、そこに駐輪場を設置すると、歩行者とぶつかってしまう、こうした危険性を、地元の方からも声が上がっております。新たな整備と同時に、こうした利用状況もよく把握をしながら進めたいと思うのと、ここは、歩行者と自転車が重なり合う場所ですので、ここの設置はちょっとやめたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その点についても伺いたいと思います。

合わせて、再開発についても、幾つか伺います。

まず、具体的に数字を伺いたいのですけれども、西品川一丁目の再開発について、事業への補助金の総額。あと、公共施設管理負担金の総額。今後の見込みも含めて、それぞれ幾らか伺いたいと思います。

合わせて、これまでの区内全域の再開発への補助金の総額。公共施設管理者負担金の総額。事業中の見込みも含めて、それぞれ伺いたいと思います。

○桑波田交通安全担当課長 場所につきましては、現在、まだ確定ではありませんし、これから具体的に検討していきたいと考えております。

○稲田都市開発課長 再開発事業についての補助金のご質問でございますが、まず、西品川一丁目地区でございます。まだ事業中でございますので、トータルの、これから先の見込みも含めまして、総事業費といたしましては、1,325億円余でございます。補助金の予定ですが、185億5,100万円でございます。また、公共施設管理者負担金というのがございますが、この負担金におきましては、20億円を予定しているところでございます。また、今までの区内全域、今、事業中も含めまして、総事業としましては、9,095億2,400万円でございますが、そのうち、補助金でございますが、1,282億8,000万円でございます。その中で、今後の見込みも含めまして、管理者負担金、77億1,400万円というふうになっております。

○中塚委員 駐輪場のほうは、地元の方のご意見を聞いて、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

再開発事業のほうですけれども、巨額な税金がここに使われているということが、今、明らかになったと思います。私は常々、なぜこれが巨額な税金で補助する公共事業なのかと思います。ここに税金が使われることを住民に話すと、民間の超高層マンションになぜ税金を使うのか、意味がわからないと、そうした声も伺います。法律や都市計画決定の仕組みを説明しても、とても納得は得られませんし、私も納得できません。

昨日、公設公営の認可保育園について、建設も運営費も補助金がゼロだということがわかりました。しかし、認可保育園には、建設費や運営費も、補助金はゼロなのに、再開発にはさまざまな補助メニューがあるというのは、私はおかしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○稲田都市開発課長 再開発事業への補助金でございますが、これは、まちの脆弱なつくり、道が狭い、それから空地がない、そういうところを改善していこうと。また、木造密集地もあるというところで、そういうところも改善していこうということで、地域の方が、その地区のことを考えてやるというところで、そういうところを共同化して、そういう道路や空地等を整備しながら、安全なまちをつくるというところで補助金が充てられるものでございます。というところで、再開発事業は行っているものでございます。

○中塚委員 私の質問は、おかしいとは思えないのかと伺ったので、その点、伺いたいと思います。つまり、認可保育園にはなくて、再開発にはたくさんの補助メニューがあるのは、私はおかしいと思います。こうした税金の使い方が、区民に理解されると思うのかと。私は、税金の使い方について、今、これだけ暮らしが厳しいときに、こうした大型開発優先から、保育園など、福祉・暮らしに優先こそ、

切りかえることこそ、区民の願いだと思いますけれども、この点、伺いたいと思います。

さまざまな補助メニューがありますけれども、東京都都市整備局が発行した、「再開発をみんなの手で 市街地再開発事業のあらまし」、これを見ました。再開発への助成制度について、調査設計計画書、都市整備費、共同施設整備費、事務費の、それぞれ助成メニューがございますけれども、どんなところが具体的に助成対象となっているのか、具体的に伺いたいと思います。

○稲田都市開発課長 まず、まちづくりのことからお話ししますと、再開発事業は、先ほども言いましたが、脆弱なまちを更新していく、そして、安全・安心なまちをつくり上げていくというところで、区民の皆様には、非常に重要なことだと思っておりますので、今後もその考えで進めていくつもりでございます。

また、補助メニューの対象でございますが、まず、設計費にもあります。それから、補償費というものもございます。それから、共同施設整備費におきましては、建物の中の共有部分、そういうところに対応して、補助を出しているものでございます。

○中塚委員 認可保育園にはなくて、再開発にはあるのはおかしいのではないかと、そう思わないのかと伺ったので、その辺についてご答弁伺いたいと思います。

つまり、先ほどからあるように、再開発には既に1,282億円もの税金を使い、公共施設管理者負担金では77億円もの税金を使っております。しかし、いずれにしても、例えばですけれども、いずれも、公設公営の認可保育園の建設費と運営費には、補助金はゼロとの説明です。これは、住民から見ても、私も思いますけれども、おかしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

先ほどから、安心・安全と言いますけれども、具体的に住民福祉の向上とは、具体的に何を指しているのか伺いたいと思います。

補助金について、先ほどの東京都のパンフレットを見ますと、例えば共同施設整備費では、公園や駐輪場などの空地、上下水道や電話、ガス、電気などの共同処理施設、消防や電気・機械施設、人工地盤などのその他の施設、そのほか、廊下、階段、共同施設が補助対象です。そのほか、事業計画や地盤調査、建物除去や整備費、事務費も補助対象です。こんなにきめ細かく補助対象とする公共事業とは、ほかにあるのか。これだけの巨額な税金を使う事業とは、ほかにあるのか、伺いたいと思います。

○稲田都市開発課長 まちづくり、これは区民生活においては非常に重要なものでございます。私どもはそのまちを、安全・安心なまちに変えていくというところで、拠点の整備、再開発事業等、今後も予算が許す限りは続けていきたいというふうに考えております。

○中塚委員 これだけの税金の使い方を聞いて、ただ重要だとしか説明できないというのは、あまりにも説明としては足りない、これは指摘したいと思います。例えば、補助事業を見ても、例えば防災対策で見れば、木造住宅やマンションの耐震化の補助事業と比べても、補助メニューも多い、金額も多い。公設公営の認可保育園では建設費はゼロ、運営費もゼロです。例えば、大震災で住宅が全壊になっても、支援金は最大で300万円しか出ないのに、実際はとても足りず、建替えが進まず、二重ローンで苦しめられている。これが実態です。にもかかわらず、再開発では、これだけのメニューで、これだけの金額が投入されているのはおかしいではないかと思っておりますので、ご説明いただきたいと思っております。

私は、こうした、区民よりも大型開発を優先しているこうした区政は、転換をして、福祉・暮らしこそ最優先に切りかえるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○稲田都市開発課長 先ほど来、申し上げておりますが、安全な安心のまちづくりを進めていくことは、区民にとって非常に重要なことでございますので、引き続き進めてまいりたいと思います。

○本多委員長　いいですか。

○中塚委員　区政の転換を求めましたが、説明ができないということだと思います。私は、こうした仕組みは、しっかりと変えていくべきだと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○本多委員長　次に、いながわ委員。

○いながわ委員　私からの、51ページ、特別区たばこ税について。65ページ、文化センター使用料、荏原の温水プール。69ページ、公園運動施設使用料、しながわ区民公園屋外水泳場。79ページ、学校施設使用料、温水プールについて。あと、71ページのシルバーセンター使用料。81ページの総務手数料で、住民基本台帳証明手数料。とりあえず、それについて伺います。

まず、特別区たばこ税なのですが、今後、受動喫煙防止対策ということで、今、国会でいろいろ審議をされていると思うのですけれども、これが施行されたときに、実際、税収の見込み額と言うのですか。今、大体31億円とか、30億円を推移していると思うのですけれども、その辺をどう分析をされているのかというのが、まず1点。

そして、65ページ、文化センター使用料、温水プール関係なのですが、ここ、表記の仕方で、なかなか、個人で利用する方、団体でプールの教室に行く方、さまざまな形で利用する方がいらっしゃると思うのですが、表記の仕方で、なかなかそういう部分で、延べ人数が何人という表記ができないところなのかもしれないのですが、金額だけ書いてあると、どれぐらいの区民の方が利用しているかというのが、全く想像がつかないので、その辺を、どう表記の仕方を考えられるかというのが1点と。

例えば、荏原の温水プールに関しては、平成28年度1,400万円余が計上され、今年は1,140万円余ということで、ちょっと減額しているのですが、この減額の理由。

そして、しながわ区民公園の屋外水泳場も、平成28年度391万5,000円ということで、確か去年の7月の前半あたりに、新しくプールがオープンして、それを見込んで、この391万5,000円の使用料が入ってくるという予算立てをして、今回、屋外水泳場に関しては、380万円ということで、なぜ減額したのかなと。私も夏、頻繁に子どもを連れてプールに行きましたが、本当に大勢の人でにぎわっていました。この額しか使用料が入らないのかなという、ちょっと疑問があるので、教えてください。あと、減の理由ですね。

あと、学校施設の温水プールに関して、今年度、5,487万円ということで計上してあるのですが、これは、変わらずなのかということを教えていただくことと。

あと、あまりにもこれ、ざっくり出し過ぎていて、温水プール、区内何カ所かあると思いますので、その辺の、これも表記の仕方をどうお考えなのかということ。

81ページの手数料に関して、住民票写し等を、コンビニ交付に関して、この通数の根拠をどう算出しているのか。昨日も最終補正でいろいろ質問がありまして、なかなか、コンビニで取得するには、マイナンバーカードがないと取得ができない。だから、この通数というのは、非常に、マイナンバーカードの発行数と相関性があるというふうに、私は思っておりまして。発行数が増えなければ、コンビニでの発行数も増えないというふうに思っていますが、その辺をどう分析をされているのかということをお教えください。

○黒田税務課長　それでは、たばこ税の今後の見込みでございすけれども、平成27年度決算では、前年比マイナス2.1%ということで、減っておりまして、平成28年度の、今のところの見込みでは、マイナス4.7%を見込んでおります。平成29年度の予算編成にあたりましては、マイナス7%程度の前年比で減を見込んでおりまして、このところ、禁煙指向でありますとか、吸える場所の問題もあり

まして、たばこの売り上げ本数が減少傾向にあると言うところは事実でございます。今後また、受動喫煙の対策等がとられますと、吸える場所が減ってくるということは、影響に難くないのですが、ただ嗜好品でございますので、一定程度、お吸いになる方は吸われるというところもありますので、減少傾向は続くと思いますが、どこまで税が減るかというところについては、現在、見込めていないというところでございます。

○鈴木文化観光課長 荏原文化センターの温水プールについてのご質問でございますが、ご指摘、ご質問にありました利用形態ですね。ご指摘のように、個人利用、団体利用、それからセンターの水泳教室での利用と、さまざまな形態がございます。当然、区としては、利用形態ごとの人数や件数については把握をしておりますが、この予算書資料の1行の中では、全てを表記できないということで、全体の合算額での表記にさせていただいております。

具体的な数字、実績につきましては、事務事業概要等、必要な公表されている資料のほうでは、しっかりと明記をさせていただいているところでございます。

それと、平成29年度についての収入額の減少の理由でございますが、1つは、例年の、毎年の利用数、収入額を参考にすることと、それから、荏原文化センターの施設全体、大分、老朽化が来ておりまして、幾つか改修工事も予定をしているところから、少し件数を減らして計上させていただいたものでございます。

○池田スポーツ推進課長 私からは、まず、しながわ区民公園の予算についてご説明させていただきます。昨年7月に改修いたしました、しながわ区民公園の利用料につきましては、平成28年度につきましては、平成26年度の数字から、当初、伸びるというような見込みでの数字を作成させていただきました。平成29年度のこちらの数字なのですけれども、こちらは、平成28年度の実績の数字が7月、8月分。それと、9月分につきましては、まだ予算を編成する前の期間として、できておりませんでしたので、平成26年度の実績ということで計算させていただきまして、380万円というようなことで、少ない数字となっております。実際に人数につきましては、平成26年度の利用人数よりは、大幅に増えているというような状況でございます。

次に、学校温水プールの予算計上についてでございます。こちらについても、実績を計上ということで、実は、平成27年度につきましては、プールにつきましては、非構造部材の耐震構造がございましたので、各プールで休場期間がございまして、そちらを使わずに、平成26年度の実績ということで算定させていただきましたので、平成28年度と平成29年度につきましてはの歳入につきましては、同じような額で出させていただいております。

また、内訳のほうでございますけれども、先ほど文化観光課長が話をしましたように、個人利用、それと貸切についても、全面利用、反面利用ということで、2つございます。学校プールについても5カ所ございますので、そういったものを細かく、ちょっと載せることができませんので、1本だけ、数字だけということでございます。

○堤坂戸籍住民課長 コンビニにおける住民票の交付枚数に関するお尋ねでございますけれども、予算編成の時点で、コンビニ交付の枚数というのを割り出すというのは、なかなか難しいところであったのですが、他区で、既に住民基本台帳カードでコンビニ交付を可能にしている区の状況を調査いたしまして、大体、人口比に対して、住基カードを10%程度の発行をしている区が、コンビニで住民票を、大体数%ぐらい交付しているという実績がありまして、それをもとに、平成27年度の住民票の総発行件数25万7,000枚余の5%ということで、約1万3,000枚という数字を出しております。

印鑑証明については、コンビニ交付率が、若干、他区でも高くなってございまして、それをもとに、品川区の平成27年度の全発行件数13万件掛ける8.5%ということで、1万1,000件という数字を出してございます。

〇いながわ委員 たばこ税に関しては、さまざま要因がある中で、まず法律が施行されないとなかなかあらわれて来ない。1年ではなく、2年、3年後に、どんと響く、どこかで転換期が来る。これ、以前にも、たばこの税金の値上げとか、そういう部分で、質問させていただいておりますが、ぜひ分析をしていただいて、どこかで必ず落ちてくる時期が来るのではないかなと。落ちたときに、これはやはり税収減になってしまうので、その対策も含めて、実際にリサーチまではする必要はないですが、さまざまな資料、ほかのシンクタンクが出しているのを調査・研究して、常にアンテナを張っていただきたいと思います。

使用料に関して、荏原の温水プール、鈴木課長、ご答弁ありがとうございます。課長のお口から、老朽化しているということがありましたので、これは、歳出でまたいろいろと質問させていただきたいと思います。

あと、79ページの学校施設の使用料、先ほど、学校施設、5カ所ということだったのですが、それであれば5カ所というぐらひは、おそらく、書いてありましたか。5カ所という表記があれば、それでいいのですけれども。ただ、プールの使用料で、金額だけだと何かぴんと来ないので、ぜひ、変えられるようであれば変えていただきたいなと思っております。

あと、69ページの公園運動施設使用料に関しては、ここの、しながわ区民公園の中に入っています。真横にはバーベキュー場もあり、その先には、しながわ水族館も位置している、非常に、真夏とか、家族が出が多い時期に、一連の流れの中で、使用料と言うのですか。例えば、バーベキュー場とか、バーベキュー場はあまり費用がかからないのですが、例えば、しながわ水族館に行かれた方には、例えばプールの入場料をセットにして販売するとか、とにかく、そういった収入の確保を、ぜひやっていただきたいなと思います。これは何かご意見があったら、教えてください。

あと、コンビニの交付、ちょっと私、間違えていたら申し訳ないのですが、平成28年度の予算、今年度の予算書では、住民票のコンビニ交付分が1万5,000通になっていて、印鑑証明8,600通、コンビニ交付が1,800通ということで、例えば、来年度は1万3,000通と書いてあるのですが、平成28年度の当初予算で、今回、昨年の9月からコンビニ交付が行われる中で、9月で、本当に数カ月しかないのに、この1万5,000通という根拠が、非常に、いろいろなデータを収集してこれになったとおっしゃっていましたが、あまり、ちょっと、考え方が、根拠が薄過ぎるというか、所管の課長なりの、やはり算出で、しっかりとやっていただきたいなと。先ほども申し上げたように、マイナンバーカードの発行数と連動してくると思うので、発行件数が少なければ、コンビニ交付も少ないというのは当然であって、その中で、この1万3,000通、例えば住民票の写しで1万3,000通というのは、ちょっと多過ぎなのではないかなという思いがあるので、もしそれに答弁があればお願いします。

補正予算のときの質問にちょっと入ってしまうのですが、やはりコンビニ交付が始まったということ、を、町会を通じて、広く区民の皆様には周知をさせるという話であったり、私も、その話を聞いて、非常に、何でもかんでも町会を通じて、町会を通じてと言うのはおかしいのではないかなと。それであれば、担当の伊崎課長のほうからもご答弁をいただきたいのですが、そういう連携が、あのときもう既にできていて、そういった、コンビニ交付に関しての周知を、町会に任せるということが、もう話ができいて

たのかどうなのかというのを聞きたい。何か、安直にちょっとあのとき、ご答弁をいただいていたのですけれども。もしそれがあつたのだつたら。ちょっと歳入からそれてしまうのですけれども、ちょっとそこだけお聞かせいただきたいです。

○伊崎地域活動課長 マイナンバーカードの交付についてでございます。マイナンバーカードに限つたことではございませんが、区の新しい施策や、住民の方に周知が必要な情報につきましては……〔時間切れにより答弁なし〕

○本多委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、１５９ページ、議会広報費、区議会ホームページについて。４８ページ、特別区民税。１３６ページ、ふるさと納税寄附金について、お伺いをいたします。

まず、議会広報費、区議会ホームページについてなのですが、昨年度より、私が要望しております区議会ホームページに載っている一般質問などのインターネット録画中継、これは、過去の一般質問などを閲覧できるのですけれども、今現在、Silverlightというシステムが入っておりますけれども、これが古いシステムらしくて、新しいパソコン、スマホ、タブレットでは、見るできない状況なのですけれども、これは、区民の皆さんがスムーズに今後見るができるよう、新しいシステムを入れるべきと、要望しているのですけれども、今現在、それは今後どう対応されるのかお知らせください。

○原区議会事務局長 これは、議会改革検討会でも出された件でございます、それから、その結果については、平成２９年２月２１日の議会運営委員会でご報告をさせていただいたところでございます。予算事項別明細書の１５９ページの下から３行目の、インターネット映像配信委託等、こちらのほうが、前年と比べると、１７５万９、０００円増えているかと思っておりますけれども、この中に、その対応についての経費を盛り込んでいるということで、ご案内をさせていただきたいと思っております。

○筒井委員 具体的に、今、どういったシステムを使うのか、また、いつから一般の区民の方が見るができるようになるのか、その見通しをお知らせください。

○原区議会事務局長 こちらについては、委員ご指摘のとおり、現在のシステムでは見られないという形になってございますけれども、こちらについてはマルチデバイス化ということで、インターネットの環境に左右されないような対応ということで、今、調整をしているところでございます。時期につきましては、９月からということで、今のところ想定をしているところでございます。

○筒井委員 わかりました。９月ということですが、なるべく早目のご対応をお願いを申し上げます。

次に、特別区民税のほうに移らせていただきますけれども、特別区民税３％増加ということで、原因は納税義務者の増加ということでございます。やはり、非常に、人口の増加というのは重要だと考えておりまして、また、今後も、将来の人口増は、先ほども見込まれているということなのですけれども、やはり、納税義務者ということでは、生産年齢人口の増加が非常に重要だと考えておりますけれども、人口は増加するということですが、生産年齢人口は、品川区人口ビジョンによりますと、中位・低位推計では、横ばいというふうに見えるのですけれども、それはどう見たらよろしいのでしょうか。そのことについてお知らせください。

○柏原企画調整課長 人口推計の部分でございます。全体の人口につきましては、先ほどもお話ありましたけれども、平成３９年がピークというふうに捉えているものでございます。生産年齢人口につきましては、一定程度、中位推計ということで、平成３２年ぐらいまでをピークに、徐々に上がっていくというところでございますが、そこからは一定程度で、そのままをキープするような形ということで見

込んでいるものでございます。

これは、人口推計をした段階で、転入、および転出もあるというところの過去のデータ等も見ながら、こういった推計をしたというところでございます。ただし、現在の人口動向の動きというのは、推計時よりも動いている部分がございますので、そういったところは注視していきたいというふうに思っております。

○筒井委員 品川区人口ビジョンを見ますと、平成43年から、高位・中位・低位の推計、いずれの推計でも減っていつてしまうということで、やはり対策を立てなければいけないと考えております。やはり、生産年齢人口を増やすべきだと考えておまして、生産年齢者である転入者の増加と、また、今、品川区で生まれ育った人に、生産年齢者になるまで住み続けていただくという、こうしたことが必要だと考えておりますけれども、そのために必要な、品川区の施策。また、逆に、この生産年齢人口を減らしてしまうリスク、ネガティブ要因というのはどのようなものがあると考えておりますでしょうか。その2点、お知らせください。

○柏原企画調整課長 今年度も、平成29年度予算のほうで、新たな施策の方向性というのを示させていただいた中で、子育て、それから年少人口の部分を、いかに増やして定着していただくかというところでの施策は、充実したもので出させていただいております。待機児童対策もそうでありまして、ニューボラネットワークであったり、こういったところの子育て施策の部分については、さらに充実をとということで、ご提案申し上げているところでございます。

それから、生産年齢人口の部分での、減ってしまうのではないかとというところでございますけれども、こちらにつきましては、やはり、品川区の場合、働く場所であったり、そういったところで働きやすい場所が多いというところはありますけれども、お仕事の関係で、転勤であったりとかいうのも合わせ持っているのがある状況があります。ということで、地方と言いますか、他府県からいらしていただいた方が、一定程度の仕事のサイクルで転出はするという、そういった状況はあるかと思っております。そういった中で、生産年齢人口の方々が、品川区を気に入っていただいて、そのまま住んでいただくという施策が必要なだろうというふうには思っております。

○筒井委員 おっしゃるとおり、やはり住み続けていただく政策が必要だと考えております。また、転勤の場合というのは致し方ないのですけれども、今後はやはり、23区間でも、自治体間競争と言いますか、そうした競争が起こると思ひまして。また、どの区がいいのだろうなということを、やはり住民の皆さんが考えて、転出してしまうおそれもあると思ひますので、やはり住み続けていただく施策の充実をよろしくお願い申し上げます。

リスク、ネガティブ要因。転勤ということを申されましたけれども、やはり、私、羽田新ルート案、平成32年くらいから、このまま、案どおり行ってしまったら、それが起きてしまう。これは非常にリスク、ネガティブ要因でありまして、やはりこれ、騒音や落下物を危惧して、ほかの区に転出してしまふ。すなわち、生産年齢人口の流出の可能性というのもありますけれども、そうした羽田新ルート案によって、生産年齢人口の流出の可能性ということについて、どのようにお考えでしょうか。お知らせください。

○中村都市計画課長 今、羽田の新ルート案、国から出された、あくまで案ということで、現在は、区民の皆様に、必要な情報の周知を図っているというところでございます。そういった中で、国としましては、騒音環境に配慮した方策といたしまして、防音対策ですとか、その他さまざまな方策を出してきております。今、区の段階といたしましては、必要な情報を国から求め、そして、区民の皆様に十分

周知をしていただくという段階でございますので、現在、まだそういった流出については考えておりませんが、これについても、国に、十分な必要な対応を求めていくという考えでございます。

○筒井委員 まさにおっしゃるとおりで、今、周知している段階で、これを恐れて、区民の方がほかの区に行こうかなとか、そういうふうにお考えになってしまう可能性もありますので、やはりこれ、生産年齢人口の流出のリスクということを、しっかりと品川区も踏まえていただいて、国に対してしっかりと伝えていっていただきたいと考えております。何とぞ、その点、よろしくお願い申し上げます。

続いて、ふるさと納税寄附金についてお伺いをいたします。このふるさと納税も、私、品川区の特別区民税、歳入減のおそれがあるリスク、ネガティブ要因の1つだと考えておりますけれども。近日、報道で出された、産経新聞ですけれども、歳入減見込額が、平成29年度8億円と報道されております。各区への取材をもとに作成したと書かれておりますけれども、この歳入減見込額、平成29年度8億円というのは、そうした見込みを出したということは事実でしょうか。その点、お知らせください。

○黒田税務課長 特別区民税の算定にあたりまして、減額の要素といたしまして、ふるさと納税による減があるのですが、平成28年度の課税実績で、約6億3,000万円ほど減があったということがありますので、平成28年中につきましては、熊本地震等による、いわゆる支援でありますとか、いわゆる他自治体へ寄附がされる要素が多いということと、ふるさと納税がかなり浸透しているというような状況もありまして、全体の歳入のフレームを組む中で、6億3,000万円以上の影響があるということで、おおむね、約、区民税の調定額410億円ほどでございますが、2%弱ぐらいは影響があるのではないかとということで、算定して8億円というふうに、取材に答えたものでございます。

○筒井委員 わかりました。8億円ありましたら、品川区では、10個の事業ぐらいできると思うのですけれども。あと、また、10個か幾つか。とにかく、8億円あれば、さまざまな品川区民へのサービス、そのための事業に使われる、使うことができると考えております。東京都品川区にも行政需要はあります。やはり、地域の税は地域で使われるべき。地方の発展は、地方分権や統治機構改革でなすべき話でありまして、品川区で得るべき税金が、ほかの地域に、地方などに使われるということは、はなはだこれはおかしい話でありまして。きのう、同僚議員の質問に対しまして、品川区としても対応していくということがありましたけれども、品川区長としても、これは明確にもう反対すべきだと考えております。

ふるさと納税制度誕生から、もう約10年。もうそろそろ、こうした問題が出始めている。世田谷区では30億円の減収見込み、港区でも23.4億円の減収見込み。品川区は8億円ですけれども、さらに膨らむ可能性がありますので、廃止を前提とした議論を、品川区やほかの区の皆さんと協力して、そうした議論を進めるべきだと考えておりますが、その点、区としてはどのようにお考えでしょうか。お知らせください。

○黒田税務課長 ふるさと納税制度につきましては、もともと、地方から都会に転出した者が、自らを育んだ地域の教育や福祉のコストに対して、還元する仕組みができないかということが議論となりまして、納税者が一部選択できる仕組みということで、導入されたものでございますが、3月の返礼品競争が過熱しておりまして、返礼品を、税金を使ったショッピングみたいな形に変わってきているというところが、非常に問題なのかなというふうに感じております。品川区でも返礼品は用意しておりますが、あくまでも寄附のお礼という形で捉えておりますので、地方を応援したいという気持ちは、これは、ふるさと納税の趣旨は、これは存続されるべきものと思いますが、現在の、減収になった自治体に、特に都市部については地方交付税による補填がありませんので、ばらつきがあるという制度については、見

直していくべきというふうに考えているものでございます。

○秋山財政課長 品川区といたしましても、品川区長が区長会の総会でも、その旨発言をしておりますし、東京都の会合においても、ふるさと納税については、自治の本旨にもとるという、そういう態度で、強力に要請をしていると、そういうところでございます。

○筒井委員 ぜひ、明確な態度、反対の姿勢を示して行ってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

○本多委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしく願いいたします。私からは、73ページ、中小企業センター使用料、武蔵小山創業支援センターについて。93ページ、シティプロモーション推進経費、都市型観光プラン推進事業について。101ページ、橋梁改修事業について。117ページ、高齢者世帯の安否確認事業について。もし時間がありましたら、105ページ、いじめ防止対策費についてもお伺いいたします。こちら、時間がなければ教育費のほうでお願いいたします。

1点目なのですが、委員長より許可を得ておりますので、資料を出させていただきます。橋梁改修事業についてお伺いをいたします。我が会派は、大阪市の水辺を視察いたしまして、道頓堀の戎橋を見てまいりました。このような橋になります。大正14年につけられたもので、70年ほど経過して、老朽化の進行のために、道頓堀川の水辺整備事業に合わせて架替えを行ったそうであります。

観光客に親しまれておりまして、国内外を対象にデザインコンペを実施し、広くアイデアを募って、その最優秀作品に基づいて、架替えの事業が行われたということでございます。

こちら、ICT化されタブレットが導入されれば、こういったこともできるようになるのかなというのをイメージしまして、やらせていただいております。

目黒川や京浜運河の橋につきましても、老朽化改修の観点はもちろん大切なことなのですが、昨日のほかの委員の質問にもありましたが、橋の名前の日本語を、外国語表記のプレートも含めて、水辺整備、にぎわいのある景観の創生、水辺の新たな魅力の向上の視点において、デザインの方向性を統一することによって、訪れた方にストーリー性を感じていただけるような、水辺空間全体の展開をお願いしたいと思います。

橋全体、また、橋の真下についてなのですが、改修・補修の観点、そしてデザイン性との両立について、現在の区のお考えと、今後の方向性をお聞かせください。

ちょっと、次の質問にも行ってしまいます。

都市型観光プラン推進事業について、お伺いをいたします。今年2月に始まりました、西小山駅前のイルミネーションですが、バレンタイン、ホワイトデーにちなんだキャンペーンを、周辺地域、商店街と連携をして、現在実施中です。来年度以降は、隣接する目黒区の地域や、商店街との連携について、前向きに検討していただきたいと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

シティプロモーションについても、ちょっとだけ触れさせていただきます。区外の方から最近増えている相談なのですが、「品川区に住みたいのですが、どこがいいでしょうか」という相談。また、区内の方から、「定住したいのですが、どこがよいでしょうか」というご相談が、私のところでは増えております。子育て世代、働く世代からのご相談になります。シティプロモーションの事業から、定住に向けての、区内外からのご相談の受け皿、そしてSNSでの誘導の仕組みというのでしょうか。そのあたり、現在、どのようになっておりますでしょうか。ホームページ、メール、ツイッター、動画、サウンドなど、いろいろ認定事業なども行っているかと思いますが、そのあたり、教えていただ

ければと思います。お願いいたします。

○多並道路課長 私からは、橋梁のデザイン等の今後の考え方について、お答えさせていただきます。

委員の今のお話のとおり、橋梁については、長寿命化計画に従い、補修計画をずっと行っているところでございます。ただ、デザイン性等の考えにつきましては、来年度に水辺環境の全体的な考え方を整理しようということで、河川下水道課のほうの予算になりますけれども、舟運事業者の方とか、皆さんにお伺いしながら、目黒川だけではなくて、京浜運河も含めた水辺環境の整備をしていきたいということで、ここのご意見をお伺いするような検討委託というのがございます。この策定委託をする際に、われわれハード部隊も一緒に考えながら、よりよい今後の水辺環境、または橋梁のデザイン等も含めて、先ほど、大阪の例とか、いろいろお話がありましたけれども、ライトアップも含めたような、全体的などういう方式が一番いいのかというのも、区だけではなくて、利用者、運営事業者、いろいろな立場の方のご意見をお伺いして、今後、考えていきたいというのが今の考えでございます。

○鈴木文化観光課長 西小山駅前のイルミネーションについてでございますが、この事業については、駅前ロータリーの電飾、イルミネーション自体は、区のほうの事業として飾りつけをしているものでございます。そこに訪れた方、来訪者の方を対象に、地域の商店街のほうで、さまざまなイベントを、この1カ月半ぐらいにわたってやっていたという構図になります。

地域の実行委員の方とも何度か打ち合わせ等をしておりまして、ご指摘の目黒区との連携、目黒区側の商店街との連携についても、地域のほうでは、可能性を探るというようなことで、調整をされているようでございますので、来年度のイルミネーション事業、区のほうでも、ほかの場所も含めて、どこにするかというのは検討しておりますが、西小山でやる場合には、ぜひ、地域全体の連携体制も支援できるような形で進められればというふうに考えております。

○中島企画部副参事 品川区の定住する場所というか、魅力のある場所ということで、品川区は非常に多様な魅力がございます。川もあり、商店街もあり。もともと交通の利便性が高いということもありますので、そういうところを、好きな、気に入った場所を選んでいただければと思っております。

○中元広報広聴課長 定住促進に向けての広報的な部分でございますが、このたび、フェイスブックをホームページのトップページに据えました。そのところ、実際のアクセス数が、ホームページのトップページの倍の数が、フェイスブックのほうに、アクセスが今いただいているところでございます。今までホームページでやっておりました、品川区内のニュースを、そちらのフェイスブックでも合わせて出させていただいたところで、区外の方にも、そういう形で情報発信をしているところでございます。

○横山委員 前向きなご答弁、それぞれいただきました。

イルミネーションにつきましては、どこにするか検討されているということなのですけれども、今年、西小山が成功していますので、ぜひ、もう一步前進のほう、区のほうからもプッシュをよろしく願いいたします。

また、河川下水道課と道路課のほうで、また橋梁のほう、区と運営事業者との連携ということで、進めていただければと思います。

また、区の情報発信についてなのですけれども、フェイスブックを利用しているということで、効果があらわれているというお話がございました。インスタグラムのほうも、ちょっとご利用を検討されてはいかがかなと思っております。若い方、写真から入っていくという方が多いので、そこから展開することも検討していただければと思います。これは要望で終わらせていただきます。

次の質問に移させていただきます。

高齢者世帯の安否確認事業についてお伺いいたします。以前、住宅課で作成された、不動産業者・オーナー向けのリーフレットを拝見したのですが、リニューアルのご予定はありますでしょうか。こちらに緊急通報システムの事業名入りのご案内を掲載していただきたいと、要望をさせていただきたいと思います。緊急通報システムの宅建協会への周知の状況を確認させていただきたいのと、一例なのですが、宅建協会ではなく、家賃保証会社から不動産業者へ、そのパンフレットが配布されたというお話も、一部伺っておりますが、配布の経路につきまして、区が把握している情報がありましたらお知らせください。

そして、武蔵小山創業支援センターについてもお伺いいたします。こちら、子育て、子ども、女性を重点化のテーマに挙げております。在宅で子育てをしながら、メルカリなどのフリマアプリを利用して、ハンドメイドの商品などを販売する女性の声をお聞きします。また、離職する前の会社で、高いスキルをお持ちの方が、週に2、3階の勤務で残業がなければ、自分の能力を生かして仕事につきたいというような子育て中の女性の声も増えております。私も、経験豊かな女性のパワーやスキルに注目しているところなのですが、こうした女性について、子育ての最中はパートみたいな形になるかと思うのですが、ゆくゆく創業につながっていくような、そういった支援があればと思うのですが、どのような支援メニュー、マッチングの仕組みをお考えでしょうか。お願いいたします。

○今井住宅課長 初めに、ご指摘いただきました高齢者の見守り事業につきましては、福祉計画課の事業でございますが、今ご質問の、私ども、宅建業界、または家主との連携も図っておりますので、今後、緊急通報システムにつきましては、所管と連携しながら周知してまいりたいというふうに思っております。

○立木産業活性化担当課長 武蔵小山創業支援センターの支援についてでございますけれども、武蔵小山創業支援センターの同じ建物に、東京都の認証保育所がございます。そちらのほうで、子育て中のお子さんを預かったりですとか、そういった連携。それから、あとは、マッチング等に関しましては、ハンズオン型で、きめ細かく対応させていただいているところでございます。

○横山委員 高齢者の見守りのほうなのですが、緊急通報システムを知らないという方もいらっしゃると思いますので、周知のほう、徹底のほうをよろしくお願いをいたします。

また、子育て世代、女性の支援につきましても、是非、マッチングの仕組みというところの視点で、今後検討いただければと思いますので、こちらにも要望で終わらせていただきます。

○本多委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、138ページ、基金繰入金で、障害児者総合支援施設建設経費。119ページ、支え愛・ほっとステーション。117ページ、認知症高齢者の支援とケアの充実ほか19事業。時間があれば、93ページ、国庫補助金、シティプロモーション推進経費と、都市型観光プラン、フィルムコミッションをお聞きしたいと思います。

まず、障害児者総合支援施設なのですが、今回、基金の繰入金ということで、私も2月にアメニティフォーラムという、ここを運営する予定の事業者が行っているところに行き、1,500人ぐらい来ていましたけれども、さまざまな講演を見てきて、品川区のこの施設のブースも出ていました。去年も出ていましたけれども。これは、全国から注目をされている、障害者の方の生活支援拠点。国が全ての自治体につくりなさいと言っているものなのですが、確かモデル事業としてお金が出ていたと思うのですが、国からの、これは、補助金というのは使用しないのかどうか、そこをまずお伺いしたいと思います。

○中山障害者福祉課長 建設にかかる国からの補助金というご質問ですけれども、こちらのほうは、障害者施設中心ということで、特に国からの補助金はございません。

○あくつ委員 失礼いたしました。今回、地域共生社会という概念のことについてで質問したいのですけれども、現在、国が今、福祉というものを全部を見直すということを言い始めています。昨年、全方位型全世代型ケアシステムという形で質問をしたのですけれども、いよいよ、国も、工程表も出して動き出しました。塩崎厚生労働大臣が、昨年、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部というものを立ち上げています。今まで、高齢者は地域包括ケアシステムと言ってきましたけれども、前も申し上げましたが、高齢者、障害者、生活困窮者、子育て、こういったもの全てを、枠を取り払って、1つの福祉として考えて、それを地域で担っていくという社会。ちょっと、わかったようなわからないようなことですが、今後こういうふうな福祉を、こういうふうにしていくということを、国は打ち出しを始めています。

昨年のNHKスペシャルの「縮小ニッポンの衝撃」という番組の中で、品川区も出てきたので、背景にはこういうことがあるということです。100年の歴史を持つ国勢調査で、初めて昨年、人口が減り始めた。全国の8割以上の自治体で減少が認められた。とにかく今後、ジェットコースターのように人口が減っていきます。東京でも人口が減少に転じるのが2020年ということで、目黒区、渋谷区、中野区、豊島区などの11区では人口が減るとの試算があり、この中に品川区も入っている。これはNHKでやっていたそうです。先ほど、10年は続くというお話ありましたが、豊島区では、28万人が減少に転じると。豊島区が今、想定しているシナリオというのが、2020年に区の人口は減少し始めて、2028年に区の税収が減少。2035年に社会保障費が現在より50億円増え、区は財源不足に陥ると。2060年には区の財源不足が100億円を超えると。豊島区の高野区長は、「今の財政規模の中で100億円少なくなると、区民サービスを相当カットしなければいけないし、大変な行政経営になってくる」と、危機感を口にしていると。こういうことが放送をされました。

これは別の研究ですけれども、現在のままの人口動態では、2100年、あと83年後には、日本に人口は1億人減って、3,000万人になってくると。地方では、これも放送でやっていましたけれども、既に行政サービスをどこまで切り詰めるかという、いわゆる撤退戦を始めていると。

なお、今後、国の動向ですけれども、いろいろ情報を聞いてみると、人口30万人程度の自治体を中心にして、それを核にして、国家間を構想していくと。それ以外の自治体については、30万人都市の衛星のように、それにぶら下がっていくと。品川区、東京都は、人口が増えているから安心ということでは、全くなくて、今後、人口は必ず減ってくるということは間違いない。

ですから、言いたいのは、これから、余裕のある方が地域ボランティアに参加をしていくという時代ではないということです。基本的に、全員参加しなければ、福祉自体が回っていかないということを、国が言っているということでもあります。誰かが言うように、税金をもっと投入しろとか、サービス、サービスとか、職員を増やせなんていうのは、これはもう、現実を見ていないとしか言いようがないわけですね。

大変厳しい現実、夢見るような未来ではないのですけれども、これを、議会であるとか、品川区役所、全庁にわたって、またそれを担うことになる区民の皆様の正確な認識が、今後必要だと思うのですが。ですから、シティブロモーションもどんどんやるべきだと私は思いますし、基金も、積めるのであれば、これは積んでいく必要があると思います。

先ほどの、障害者の総合支援施設なのですけれども、ここは、今の段階で、既に在宅介護支援セン

ターが、高齢者とつなぐということが、もう決まっていますのですけれども、この前、知的障害者育成会の講演に行ったら、そこに入る予定の北海道のゆうゆうという社会福祉法人の理事長が講演をされていまして、既に北海道では、施設で、生活困窮者の窓口であるとか、子ども・子育て、またそういうところのマッチングもやっているというようなお話もありました。私も一昨年、その中の1つであるグローを滋賀県に見に行きましたけれども、ここでは子育て支援、もちろん障害者もやっているし、高齢者もやっているし、子育てもやっているというところで、そういうところが今度、入ってくるわけです。

ですから、今後、こういったことは、本当は企画なのでしょうけれども、品川区は各所管、もうしっかりされていますし、それをつないでいくということはもちろん必要だと思うのですが、この障害者の総合支援施設、ぜひ、こういう観点を入れて、食堂も入るわけですから、こども食堂とか、そういうことも考えられると思うのですけれども、そういうモデル施設になっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか、というのが1つ。

時間がないので、もう言ってしまいますね。支え愛・ほっとステーションなのですけれども、来年度から、13地区全地区に拡大をするということで、今後のこの地域共生社会にとっては、私は、本当に不可欠なものであるし、大事なものだと思っております。ただし、これ、器は今8地区、私が住んでいる品川第二地区などというのは一番歴史が古くて、おそらく一番経験もあるし、知見もあると思うのですが、本当に、機能として、今、充実されているのかというところが、非常に心配です。これから、やはりそういう地域の方にどんどんボランティア、地域支援員という形でやっていただく中で、私、ここをすごく強化していただきたい。力を注力していただきたいという思いが、非常にあります。

今、社協の若い職員の方が2人、社会福祉士の方が2人、マッチングでコーディネートで本当に頑張っておられると思うのですけれども、果たしてこれが、これからだと思うのですが、うまく行っているのかどうかというのは、非常に心配なところがあります。ですので、ちょっとお聞きしたいのは、各、今の8地区の地域支援員の方、どれぐらい登録をされているのか。また、その地域支援員さんの年齢構成とか、仕事をしている人とかしない人とかの割合とか、そういったことを、区は把握をされているのかどうかというところ。町会との関係もさまざまあると思うのですけれども、これは強化をしていただきたいという意味で質問するのですが、きちんとそこところはうまく連携をしているのか。この2点、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○中山障害者福祉課長 まず1点目の、地域共生社会に向けて、全世代型のモデルになるような施設にならないかというような、大きなご質問でございます。

こちらの施設には、在宅介護支援センター、それから障害の相談とホームヘルプ、訪看なども入りますので、日ごろの、そうした1つ1つの事例の積み重ねの中で、高齢者と障害者の連携というのは、進めていければと思っております。

もう少し広げて、子どもですとか、そういったところへのご質問なのですが、今回、社会福祉法人グローもそうですし、ゆうゆうのほうも、地域の課題を見つけて、その課題解決のために、社会福祉法人としてどういうことができるかというのを考えてきた法人になります。ですので、まずは、例えば、こども食堂とか、障害者の施設ではあるのですけれども、空き時間の活用というところで、法人のほうの社会貢献というような形でスタートができればと思っていますところでは。

○大串福祉計画課長 それでは、私から、支え愛・ほっとステーションについてのご質問にお答えしたいと思います。

今、ご紹介していただきましたように、これまで8地区で展開をしてきたところ、それが来年度、残

り5地区開設をするということで、全13地区でスタートするということになります。こちらの支え愛・ほっとステーション、地域支援員ということで、ちょっとした困り事をご相談を受け、また、それに対しての支援ということで、地域の方をお願いをしている、こういった仕組みになっております。

こちらの地域支援員の数でございますけれども、今のところ、平成28年度のご登録をいただいた数としては、8地区で194名の方、ご登録をいただいております。それから、平均年齢というところですけれども、この全体の中での平均というところで、ちょっととっていないのですけれども、一番多い地区の平均をとらせていただいたときには、70.18歳。ほかの地区も、大体これぐらいの年齢構成になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

それから、仕事の有無といったところですが、ここも、つぶさには捉えておりませんが、基本的には、やはりこの年齢構成から見ても、仕事をリタイアされている方、こういった方が中心になっているのかなというふうに考えているところでございます。

それから、町会・自治会等々との関係でございます。こちらの支え愛・ほっとステーション、ご案内のように、各地区の地域センターの中に置かせていただいております。町会や自治会の皆様、あるいは民生委員、こういった皆様、地域にこれまでも根づいてご活躍をいただいている皆様方と連携をしながらというところを第一に考えて、設置をさせていただいたところでございます。各地区での取組み、さまざまあるかと思いますが、町会・自治会、こういったものの活動の中にも、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターが参加させていただく。あるいは民生委員さんとの交流、こういったものもさせていただく。そうした中で、地域の中での、この助け合い、心のネットワーク、これを深めていっているといったところでございます。

平成29年度、13地区、全地区で展開ということになってまいります。こちらについても、力を入れて事業を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

〇あくつ委員 障害者福祉課だけではなくて、今後、福祉というものの壁を取り払ってというところが、やはり1つのキーワードになってくるかと思いますので。先ほど、法人のノウハウ、知見に基づいて、自発的にそういったことを行うというようなこともありましたけれども、まさに、そういうことも望ましいことだと。上から言っても、なかなかそういう、こういうことを、こども食堂をやってくださいと言っても、なかなかそういうことは難しいかと思いますので。それは理想的だと思いますけれども。これは、障害者部門だけではなくて、福祉部門全部の話だと思いますので、今後はそういったことを念頭に置きながら。これは、国が言っているから、地方は別とかいうことでは、全くありません。同じ次元での話なので、これはやはり念頭に置く必要があるのだろうと、私は考えております。

支え愛・ほっとステーション、これは本当に大事になってくると思います。器はできて、来年度できるということですが、ぜひここは注力をしていただいて、ただ、今みたいな危機感をあおる言い方がいいのかどうかということも、もちろんありますし、非常に難しいと思います。ボランティア、地域の方の理解をいただくというのは、本当に難しいと思うのですが、町会等、自治会等の応援をいただきながら、ぜひどんどんと強化をしていっていただかないと、これは非常に厳しい状況になると思いますので、よろしくお願いをいたします。

そうしたら、117ページの、認知症高齢者の支援とケアの充実ほか19事業で、認知症カフェについて伺います。私もずっと、2013年の厚生委員会で初めて、この認知症カフェというものに触れてから、議事録を読み返したら、十何回質問していますけれども。今回初めて、これが、運営補助が出るということになりました。そこで伺いたいのが、この財源について、2パターンがあると思いますが、

この２つが、区の自費なのか、単費なのか、もしくは介護保険財源、これ、ちょっと款が飛んでしまうのですけれども、なのかどうかというところ。教えていただきたいのと。

あと、私、今度、このプレス発表で、品川版認知症ケアパスの「品川くるみ 認知症ガイド」という、これを第１号被保険者の全世帯に配布する予定であるというふうに伺って、パイロット版を全部読んだのですけれども。ちょっと認知症カフェの記載が非常に弱かったというところがありまして。認知症カフェというのは、初期発見のために、一番入口問題で、一番、入り口がわからない方のためにあるということで、私も強力に、これは何度も質問してきたのですけれども。紹介が非常に少なかったというのがあります。巻末に地区ごとのマップがあるので、そこにも落としていないですし。以前からお願いしているのですが、これはホームページにも今、載っていないのですけれども。こういったもの、もし、こういう運営費を出すということになって、登録をするのであれば、ぜひそういったものも、区民に周知をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○永尾高齢者福祉課長 来年度実施予定の認知症カフェでございますけれども、２種類ありまして、一般の認知症カフェの運営の補助事業については、国のほうの新オレンジプランでも定められているということで、介護会計の地域支援事業の中の包括的支援事業、任意事業費の中でやることにしております。ですので、地域支援事業として、国負担、都負担、区負担、あと１号保険上の負担というのが財源となっております。

もう１つの、医療機関型介護支援事業として、医療機関が行う認知症カフェにつきましては、専門の医師と連携させるということで、区がプラスアルファの事業というふうに考えておりまして、区の一般会計の中で支出を行いますけれども、都の補助金である高齢社会対策包括補助金の２分の１も使いながらやるというふうに考えております。

それで、あと、ケアパスの配布のことでございます。ケアパスですけれども、来年度６月ごろに、６５歳以上の方に、全戸配布をする予定になっております。それで、その中のカフェの記載ですけれども、今現在、そのカフェの登録自体もやっておりませんので、カフェについても、まだまだ定期的にやっているところも少なくなっておりますので、今の段階ではちょっと載せられなかったということが経緯になっております。

○本多委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後０時０５分休憩

○午後１時０５分再開

○本多委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。吉田委員。

○吉田委員 私からは、１２ページ、債務負担行為の中の中小企業事業資金融資あっせんに伴う金融機関に対する損失補償について。それから、４８ページ、１款特別区税、１項特別区民税。８０ページ、１２款使用料及び手数料の中の２項手数料。それから、１３９ページ、１７款繰入金、１項基金繰入金について伺いたいと思います。

最初に、債務負担行為の中の、中小企業事業資金融資あっせんに伴う金融機関に対する損失補償ということで、私、この債務負担行為の性質がよくわからなかったのも、先日、問い合わせをさせていただきました。そのときの私の理解によると、大きな災害が起きて、中小事業者に再建資金が必要になったとき、区が緊急の融資をあっせんをする際、緊急ですので、審査の時間がとれないことを想定して、区

が債務保証をすることで融資を促す、そういう理解をしたのです。それを、債務負担行為として毎年計上しておくものと理解をしましたが、その理解でいいかどうか、まず、それだけ簡単にお答えいただけますか。

○山崎商業・ものづくり課長 現在の融資制度は、区のほうが債務保証をする関係にはなっていないかもしれませんが、特別緊急な場合だけ、銀行に対して、融資をあっせんをするときに、区が保証付であっせんをする場合が、災害時においては、起こり得るということで、条例にもそういった規定がございまして、それをもとに債務負担行為を設定しているということでございます。

○吉田委員 それを伺って、趣旨はとても理解できて、これは必要だなというふうに考えました。つまりこれは、やはり緊急の場合と言っても、災害ということを想定していて、大災害が起きたときにのみ必要になるという性質と理解しました。要するに、災害が起きなければ、毎年、予算に計上されては不用額と決算されるものと理解していいでしょうか。それも1点、確認させてください。

そう考えると、きちんとした議論は明日ですけれども、災害復旧特別会計にふさわしいのではないかなというふうに思ってしまったのですが、その辺について、どうなのでしょう。災害復旧特別会計の性質とは、こういうふうに違うのだということがあれば、教えていただきたいと思います。

○山崎商業・ものづくり課長 起こり得る可能性が、区が保証付で融資を行った場合に、損失補償の可能性があるとということと、それから、融資後、一定金額を設定をして、返済期間というのが5年、あるいは7年という形でございます。この返済期間に応じた債務負担行為を設定をしているという、そういう制度の設計にはなっております。

それから、委員の特別会計の部分のお話につきましては、区全体の、そうした災害に対しての対応という考えのものに、この融資制度の後にできている考え方と言いますか、そういうことでございます。そうした関連も含めて、今後、いろいろな意味で、研究なり検討をしていく余地はあるかなというふうには思っております。

○秋山財政課長 債務負担行為のところのお話でございますけれども、今回、災害復旧特別会計を設定いたしましたのは、区が行う事業に対して、特別会計の予算をもって行うということで、災害が発生したときに、既に予算としてご議決をいただいておりますので、即座に執行ができるという状況をつくるためのものでございます。

こちらの債務負担行為は、条例に、中小企業に対する融資あっせんに伴う損失補償ということで、これは区が直接やることではありませんので、こういう債務負担行為とは、ちょっと性格が違うというふうにご理解いただければいいかと思います。

○吉田委員 ちょっと、今ご説明をいただいただけでは、完全に理解できないのですが、こういう債務保証をするということで、融資を促すというのは、私は区の事業だと思ったので。この事業は、災害が起きて、区内の事業者が、緊急の融資を必要としない限り、出てこない性質のものなので、災害復旧特別会計にふさわしいのかなというふうに、単純に考えたのです。

災害復旧特別会計のあり方については、総務委員会での議案審査のときにも、さまざまな議論がありました。やはり、基本的には、大災害が起きたときにのみ使われる。だから、そういうことで言うと、この債務保証は、まさにそうではないのかなというふうに思ったわけで。そのときには、決算のあり方も、今後議論する必要があるかなというご意見もありました。今日の質問に対する答弁はここまでで結構なのですが、やはり、その辺、きちんと切り分けていかないと、やはり、災害が起きたことを条件として、それがない限り不用額になっていくというものが、一般会計の中にあることがどうなのか

なというふうに、それだけは意見を申し上げておきたいと思います。その辺の性質、きちんとしていく必要があるのではないかなという趣旨です。

○秋山財政課長 こちらの、12ページの債務負担行為に基づくところは、予算化はされておられません。予算化はされていませんけれども、融資あつせんができるという債務負担行為をつけているというものでございますから、歳出としての予算は組んでいないのですね。災害復旧特別会計の場合は、予算を組んでありますから、使えるということで、そこが違う、大きく違うというふうにお考えいただければと。災害復旧特別会計には、実際の予算を組んでいるので、すぐ使えるという、そこが違うということです。

○吉田委員 この質問、ここまでにします。そうすると、もう1回、私、債務負担行為というものの性質、もう1回、きちんと学ばなければいけないなと思いますので。また、次の機会に何かあったら質問したいと思います。

次に、80ページのほうですね。12款使用料及び手数料、2項手数料。昨日も、今日の午前中も何回も出ていますけれども、マイナンバーカードにある、コンビニでの住民票の写しのことですね。私も、昨年の予算と今年の予算を比べてみて、コンビニ発行の見込み数を下げているということで、先日もちょっと問い合わせをいたしました。2月末現在のコンビニ交付の実績については、昨日の質疑で伺ったので、わかったのですけれども。ごめんなさい。カード発行の実績数が聞きとれなかったもので、後で確認をさせていただきます。

それで、午前中にもご質問ありましたけれども、この実績から言うと、この見込みは随分強気なのかなというふうに思いまして、他区での実績をもとにということですが、もう少し、品川区の中での実績というのを、ほかの予算立ての話聞いていますと、やはり実績ということが大きく予算立てのところには、強く働くのかなと思いますが、この点について、他区の実績ということから、住民票の写しを求める人の約1割というふうに、でも、去年よりは少し下げているというあたり、もう少し、この算出の根拠を伺いたいと思います。

○堤坂戸籍住民課長 まず、マイナンバーカードの交付実績でございますけれども、2月末で4万741件となっております。それから、平成28年度の予算上の件数でございますけれども、住民票の写しが1万5,000件、印鑑証明が8,600件となっておりますけれども、これは、平成26年度の住民票および印鑑証明の、半年間の全発行件数の10%ということで出したのですが、どうもそこまで、ちょっと行くのは難しいだろうということで、今回、先ほど申し上げたような、1年間の全発行件数の、住民票については5%、印鑑証明については8.6%ということで、数字を出してございます。

9月20日にコンビニ交付を開始したわけでございますけれども、コンビニ交付の件数も、昨日も申し上げましたけれども、住民票については1,700件余ということでございますが、2月については460件ほど出ております。これは10月の発行件数の2倍程度になっておりまして、今後、マイナンバーカードの普及が進むとともに、コンビニの交付件数もどんどん伸ばしていきたいということで、数字を出させていただいております。

○吉田委員 わかりました。ただ、やはりかなり強気の数字、予算なのではないかなというふうに思います。

昨日の戸籍住民課長のご答弁では、さまざまPRには努めているということでした。それでもなお、発行が進まないというのは、やはりマイナンバーカードそのものの仕組みに危惧を覚えている人が多いということではないかなというふうに、私は理解しております。先日は、確か、静岡のほうで、ふるさ

と納税をした人の情報を、それぞれの自治体に送る際、違う人のナンバーを記載してしまったものを送ったという報道がありました。現時点では、カードではなく番号だけが流れ出ても、特に実害はないというふうに、私は理解しているのですけれども、やはりそういうことが起きてしまうと、不安に思う人も多く、やはり、マイナンバーカードに対しての危惧にもつながっているのではないかなというふうに思います。そういう現実をあらわしたのが、この数字と考えております。もし、そんなことはないよ、ということがあれば、後でお答えいただきたいと思います。

やはり、どんなにシステムのセキュリティを強めても、それを上回るサイバー攻撃はあるし、番号を扱う人の人的エラーをゼロにするのは難しいというふうに考えます。その危険性を考えて、生活者ネットワークは、マイナンバー制度には反対をしているのですけれども、情報漏えいの問題は、マイナンバーに限ったことではありませんよね。でも、やはり、マイナンバーの制度がきっかけになって、2015年度の総務委員会でも、何回か、この情報を守るというか、そういうことについて確認をさせていただいております。その都度、感じるのですけれども、品川区は、情報漏えいを防ぐシステムはきちんとつくっていくというご答弁はあります。しかし、それは、本当、私もしっかりやっていただきたいし、やっていらっしゃると思います。それは大前提であって、その上でなおかつ、情報が漏れてしまった場合の対応策がどうなのかということ、ちょっと弱いのではないかなというふうに思いました。でも、それは大分前ですので、改めて、現時点で、もし情報が流出してしまった場合の対応策をどのように考えるか、考えていらっしゃるのか、教えてください。

○仁平情報推進課長 情報の漏えい対策と言いますか、流出が発生した場合の対応ということでございますけれども、まず、いろいろとシステム、我々のほうで稼働させておりますけれども、今回、日本年金機構の情報流出事件を受けまして、かなりの強化対策をとってきたところでございます。

マイナンバー関係のシステムと、およびそのネットワークなののですけれども、こちら、閉域のネットワークの中で運用している形になっておりますので、まず、サイバー攻撃を受けた場合に、情報のほうは、外へ流れ出ないような、そういう運用を図っているところでございます。

また、個人情報自体は、紙の文書もございます。こちらの取扱いにつきましては、毎年、必要な職員研修、並びに各職場における評価取組みとか、そういう啓発事業を行っておりますので、仮に情報の漏えいとか、文書の流出等がございました場合には、全区的に対応していく形になるかと思えます。

○吉田委員 システムをきちんとつくっていらっしゃるというのは、何度もご説明いただいていますし、理解をしているつもり、理解というか、そういうふうに頑張っていらっしゃるのだらうなというふうに思っています。ただ、システムだけではなくて、人的エラーというのもありますよね。サイバー攻撃があっても漏れないようになっていくということをおっしゃいますけれども、変な言い方ですけども、悪いことをする人って、どんどん、いろいろな情報も更新して、賢くなっていくようなところがあります。それで、もしあったときにどうするかということを考えておくのが、危機管理ということなのではないでしょうか。改めて、危機管理ということでの、人的エラーも含めて、対応策、どのように考えているか、教えてください。

○仁平情報推進課長 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、情報を守るのはシステムだけではございませんで、これはもう、職員の教育訓練、これが非常に重要になってまいります。品川区の場合には、もう電子データ以外に、紙の、どういう情報も含めまして、全て行政情報ということで、厳しく取り扱うよう、指導を徹底しておりますので。まず、職員から漏れるというようなことは考えておりませんけれども、そういう事象が起きた場合には、庁内でも連絡体制をとっております、

それに、起きた後の事後の対策等も検討等は行っており、職員への啓発は行っているところでございます。

○吉田委員 先日も、世田谷区で、窓口で事故が起きてしまいましたよね。世田谷区だって、絶対きちんとやっていらっしゃると思います。でも、ミスは起きる。それは、起きることを前提として、対応策を考えておく必要があるのではないかなということを申し上げております。私も、別に専門家ではないので、どういう対策が必要か、初動はどうするか、２段階目はどうするかと、いろいろあると思うのですが、その辺をきちんとしておかないと、やはり、品川区の情報管理ということへの信頼というのは、なかなか得られないのではないかなというふうに思っています。もちろん、守ることがすごく大事でも、もし何かあったときの初動を誤らないということは、すごく、危機管理としては大事なのではないかなというふうに思います。その責任を考えると、やはり、区の窓口業務の民間委託は難しいのではないかなというふうに、ネットとしては考えております。窓口業務の民間委託には反対であることを、ここで表明させていただきます。

ただ、念のために申し添えておきますけれども、決して、民間事業者の仕事が、区の職員より劣るということを言っているわけではありません。やはり、責任の重さを思えば、区として直接業務にあたるべきであろうという趣旨で申し上げております。これは、意見にとどめさせていただきます。

次に、４８ページの、１款特別区税、１項特別区民税です。

２０１７年の決算特別委員会で、特別区民税均等割額の増収分について質問いたしました。使われ方の報告が、昨年の１２月２１日号の区報と、品川区のホームページ、平成２７年度決算のあらましの一部に掲載されたということで、確認をいたしました。ここからが質問なのですが、ここに書いてあるのは、２０１５年度に徴収された１億６６６万円の使われ方だけではないでしょうか。必要なのは、２０１４年から２０２３年までの１０年間で徴税する、特別区民税均等割の増収分を、２０１２年から２０１５年までに行われた防災事業のどこに充てたかの、わかりやすい説明ではないでしょうか。それを、２０１２年６月の総務委員会で、当時の企画財政課長が約束されていると理解していたのですが、それを１年分だけ説明して報告とするのは、無理ではないのでしょうか。何か、きちんとしたご報告をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○秋山財政課長 この前の、１２月２１日の区報にお出しをいたしました増収分の金額でございますけれども、そちらは１年間分でございます。１０年間分を、１０億円余になるわけですが、それを５年間の防災の予算に使うということでございますので、そちらの防災の予算につきましては、１年間を見ただけでも、防災の費用というのは１０億円を超えているわけですから、その中で使っているということは、ご理解いただけるのではないかなということで、今回は、１億６６６万円という金額は１年間分でございますけれども、１０年間にしても、それなりの金額が使われているということで、ご理解いただけるというふうに考えております。

○吉田委員 ちょっとやはり、４年間の事業に１０年分の税金を充てるというのが難しいかと思いますが、もう少しきちんとした説明が、私は必要ではないかと思います。

○本多委員長 次に、飯沼委員。

○飯沼委員 ９２ページの民生費補助金に入っていると思っています。子どもの貧困対策関係でお伺いします。ちょっとどこに入っているのか教えていただきたいのが１点です。

あと、子どもの未来応援プロジェクト検討会が設置をされて、今度、学習支援、こども食堂など、取り組みが始まろうとしています。検討会はどのような組織なのか、教えてください。また、子どもの貧

困はどこで取り組んでいくのか、合わせてお聞きいたします。

○廣田子ども家庭支援課長 まず、新規事業の、未来を拓く学習支援事業についてですが、93ページにございます、生活困窮者支援費補助金の中の1事業でございます。2分の1補助になっておりますので、その2分の1補助のうち、補助金を216万円いただくということになってございます。

子どもの未来応援プロジェクトの組織についてですが、副区長が委員長となっております、子ども未来部・教育委員会事務局・福祉部の中から、部長、課長が一部出ている会議でございます。その他、事業の内容によって、関係課の課長を交えて検討するというような会議体でございました。今後も続けていく予定でございます。

子どもの貧困の対策をどこでやるかというお話なのですが、子どもの貧困対策というふうによく言われておりますけれども、子どもが貧困なだけということではなくて、親の自立支援、親の低所得とか、さまざまな問題がありますので、1つの課で担当するという考え方ではございませんで、庁内の各関係部署が取り組まなければいけないという認識を持ってございますので、庁内の連絡会議ということで、このプロジェクトを立ち上げたところでございます。

○飯沼委員 連絡会議ということですね。子どもの貧困対策の推進に関する法律、これができて、具体化が進んでいるわけですが、背景には、格差と貧困、大人社会全体の問題が、決して自己責任論では解決をしない、社会保障の充実を、国を挙げて取り組むこと、これなくしてはできない。また、国が人を育てること、子どもを育てることに、しっかり予算をつける。このことなくしては、解決が難しいことと思っています。また、自治体が本気で貧困問題を掘り起こして、その解決のために目標を設定し、事業を展開する必要、私は一大事業と考えていますが、ちょっとご所見を、この点、聞かせていただきたいのが1点です。

今、補助が2分の1と聞いたのですが、国の通称「無料塾」に、本来100%の補助が出ていたのが、2分の1になったと言って、継続が困難だという声も、地方から聞こえてきているのですが、この支援はどうなっているのかというのが1点と。

あと、やはり、国がこの法律をつくったのですから、財政面でもしっかりとつけていかななくてはいけない。地方からも求めていかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○廣田子ども家庭支援課長 子どもの貧困についてということなのですが、この子どもの未来応援プロジェクトの中では、貧困だけではなくて、個食であるとか、子どものさまざまな生活環境による影響も鑑みながらということで、所得が高くても幸せとは言えないような家庭環境もあろうかと思えますので、それをトータル的に取り組むということで、大きな問題と捉えて、プロジェクトをつくって、取り組んでいるところでございます。

○本多委員長 国への働きかけ。

○伊東生活福祉課長 先ほどの補助率の話でございましたけれども。子どもの貧困と言いますか、生活困窮者自立支援法が制定されたのが2年ほど前でございますけれども、そのときから、子どもの支援というところでは、補助率が2分の1というような形で始まったものでございまして。過去のことにしましては、ちょっと私、存じ上げておりません。

○飯沼委員 ちょっと、終わりのほうがよくわからなかったのと。ぜひ、国の責任として、国に求めていってほしいというところに力を入れたので、ここを答えてください。

○伊東生活福祉課長 先ほどの、10分の10というところで、ここの予算のところではないのですが、別のところで、都からの補助金として、我々のほうでやっております、生活保護受給者世帯

向けの塾代補助、そちらに関しては10分の10という形で実施しているところでございます。こういう形で、法もいろいろと子どもの貧困ということを言われておりますので、こちらにつきましては、引き続き、国のほうにも申し入れをしていこうというふうには思っております。

○飯沼委員 後半のところは、大きな意味で、財政面で求めて、この子どもの貧困、品川区は貧困にかかわらずということですが、全ての子どもたちの幸せのためにという立場においても、ぜひ、国には必要な部分を求めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

副区長をトップにして、連絡会という、ちょっとどういう形になるかわからないのですが、今、私は、本気の取組みをしていただきたいと。全庁的な推進体制を求めています。子どもの貧困、6人に1人と言われながらも、見ようとしないと、子どもの貧困は見えないと言われていています。一部の人にしか、まだ見えていないのが現状であると思っています。子どもや、また保護者の方々との接点の多い保育園とか学校、児童センターや保健所、また、地域センターや本庁もそうですが、それぞれの窓口において、子どもの様子、親御さんの様子など、困っている人に気づいて、ぜひ福祉につなげていただきたい。私は、ここを強調したいのです。公務員として、区民の生活実態に寄り添って、福祉につなげていただきたい。全庁的に、福祉支援策の周知をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。これが1点です。

また、学校。本当に、1日、子どもたちが過ごす場所です。学びの場でもありますし、さまざまな、子どもたちの様子が分かる場所でもありますので、ぜひ、学校に、スクールソーシャルワーカーを配置をして、子ども、そして保護者の支援にあたっていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○廣田子ども家庭支援課長 会議体についてですが、庁内の連絡会的な、というふうに申し上げましたが、代表する子ども未来部・教育委員会事務局・福祉部を中心とした検討委員会として位置づけてございます。検討の内容につきまして、平成28年度につきましては、庁内の既存の事業の洗い出しをするというところで、内容に応じて、関係課長、関係部長にも入っていただいたところでございます。平成29年度につきましては、さらに深めていくということで、メンバーの中に、教育委員会の中では、今まで、経済的支援ということで学務課長しか入っておりませんでしたが、教育総合支援センター長、指導課長と教育次長も入っておりますが、さまざまな関係部署に入っていただくということで、会議体を拡大する予定で、全庁的に本気で取り組んでございます。

○村尾教育総合支援センター長 各学校にスクールソーシャルワーカーの配置をというようなご質問でございます。現在、ご案内のとおり、品川区においては、学校支援チームHEARTSに、ソーシャルワーカー4名を配置し、日々、各学校からの要望に従って訪問し、時には保護者、また児童等にも面談をしながら、貧困だけではなく、さまざまな支援については、十分取り組んでいるところでございます。

○飯沼委員 本気で取り組んでくださっていること、拡大をしていくということで、ぜひ、子どももかわりのところだけではないですね。全庁的という意味においては、本当に、地方自治体の目的というのは、地方公共団体は、福祉の増進を図ることを基本としているといった意味では、区役所全体で、総がかりで、この格差と貧困問題、子どもの問題だけでなく、しっかりと取り組んで、それぞれの部署で発見した区民の困難に対して、福祉につなげて改善をしてほしい、こういった大きな意味があると思っていますのです。そういったところを、もう1回ちょっと確認をさせてください。

○伊東生活福祉課長 メンバーでは、福祉部生活福祉課は子どもだけを対象としている部署でもございませんし、自立支援につきましては、親の就労支援というところも大きな柱となっております、就

労支援の部分につきましては、商業・ものづくり課の力も借りておりますし、検討の段階で、さまざまな内容について、居場所づくりでありますとか、学習支援でありますとか、就労支援でありますとか、それぞれ分科会の形にしまして、それぞれの検討を深める段階で、各関係部署に入ってもらっておりますので、検討委員会そのものは小ぶりにつくってございますが、分科会等では、関係各所には入ってもらって、まとめをつくる予定でございますので、全庁的に取り組んでいるという認識で動いてございます。

○飯沼委員 ぜひ、分科会の動きなども、これから、議会のほうにご報告をしていただきたいと思います。

また、先ほどのスクールソーシャルワーカーなのですけれども、本当に今、学校では、さまざまな問題を抱えて、親御さんや社会の問題がやはり子どもたちのところにしわ寄せになって、困難が生まれていると思います。ぜひ、週に何回か行くのではなくて、常駐しているようなソーシャルワーカーさんとかカウンセラーとか、本当に、担任の先生ではなくて、ワーカーさんだから相談できるということも、すごくあると思うのですよね。そういった面で、ぜひ、教員以外のこういった職員の配置を、ぜひ充実をさせていただきたいと思うので、もう1回お答えをいただきたいと思います。

○村尾教育総合支援センター長 学校支援チームHEARTSのスクールソーシャルワーカーにつきましては、巡回というような方式ではなく、各学校からの要請に応じて、時には本当に毎日のように通いながら対応する、そういうような機動性を持っております。また、福祉とのつながりということは、まさにスクールソーシャルワーカーの業務の1つでもありますので、例えば、主任児童委員会に参加をしたり、また、療育支援ネットワークに参加をしたりということで、さまざまな形でネットワークを広げながら、保護者の支援のほうには努めてまいります。

○飯沼委員 よろしく願いいたします。

あと、学習支援、こども食堂、ネットワーク支援のところの取組みなのですが、品川区でも始まろうとしていて、期待をされています。区民の関心も出てきていますが、NPO法人とか、市民の団体など、意見を十分に聞いて、よりよいものにしていきたいと思います。ここのところ、ぜひよろしくお願いします。いかがでしょうか。

あと、貧困の連鎖を断つというのが、この法律の大きな目的でもあるのですが、18歳以上の生活保護家族も含めて、貧困家族の子ども、また、養護施設などを卒業した方の大学進学を支援する方策が、とても狭まれている、なかなか困難だという声を、いっぱい相談も受けているのですが、都と区と連携をして、ぜひここのところの方策を考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○廣田子ども家庭支援課長 こども食堂のネットワークについては、NPO法人、個人で協力したい方と、さまざまあろうかと思いますが、うまくネットワークが組めるように工夫をしていきたいと思っています。

18歳以上の学習支援、大学入学の支援につきましては、まさに今回取り組む学習支援事業にも入っているところでございます。

○伊東生活福祉課長 今、課長がおっしゃったとおり、大学進学に関しては、現時点では、我々のほうでは、いろいろなメニューを示して選択していただいているという状況で、直接的な支援というのは、まだ整っていない状況ですが、今後、いろいろ検討した中で進めていきたいというふうに考えております。

○本多委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 159ページの議会費をやりますので、局長、よろしくお願いします。それと、154ページの特別区債のところでやりますけれども、今、局長動いているので、先に、特別区債のところで、小学校の校地取得で、後地小学校ほか3校ですね。これ、後ろのほうの教育費のところを見ると、後地小学校ではない3校の名前が出ていますけれども、後地小学校が出ていない。特別区債をどういうときに起こすとかというのは、うちの幹事長にちょっと習いまして、勉強してきたのですけれども。これ、後地小学校ほか3校という、3校を、まず教えていただければと思います。

○品川庶務課長 後地小学校を除く3校でございますが、大井第一小学校、延山小学校、鮫浜小学校でございます。

○渡部委員 教育費のところを見ると、その3校は名前が出ていて上がっているのだけれども、後地小学校という名前が消えているのは、なぜなのですか。後地小学校が何か特殊な事情があって、起債してここには入っているけれども、歳出のほうであられてこないのでしょうか。

○品川庶務課長 後地小学校のほうは、現在、校庭の用地が一部国の用地になっておりまして、現在、国と交渉をしている最中でございます。ほかの3校につきましては、交渉のほうを終えまして、現在、公社のほうで買取りをしていまして、今年度、確実に行けるということで、歳出のほうを出しております。

○渡部委員 わかりました。そうしますと、今回、ここで、特別区債で4校分出ています。歳出のほうは3校で、1校は事情がわかりましたけれども、区債が結局、この金額、どういうふうな形で戻ってくる。4校一括で財調算定かかってくるのか、どういうふうに分かれて返ってくるのか。区債が、最終的に何年起債しているとか、その辺の仕組みがわかれば教えてください。

あと、後地小学校の関係。まだ最終的に国と調整、途中なのだけれども、どういう形で進んでいくのか。

○秋山財政課長 特別区債でございますけれども、一応、14ページでお示ししていますように、25年以内のということで、起債の方法を考えているものでございます。ただ、これから先、具体的に今、シミュレーションはしておりますけれども、実際に細かい設定につきましては、利率等は今後の検討ということでございます。

○渡部委員 25年の話、今、聞きました。でも、これ、学校用地というのは、例えば隣接地。接地しているところで、例えば今後も改築等が進んでいくのかなと思うのですけれども、そういうたびに、こういうことを起こしていく可能性があるのかどうか。どんどんそれが足されていくのかどうか。その辺の考え方を教えてください。

○秋山財政課長 教育債に関しましては、起債を発行しまして、その返済分と言うのですか。については、財調算定に算出されるということで、今、教育債については、学校用地とか教育債で使えるものについては、なるべく教育債を活用して買っていきこうという方針でございます。

○渡部委員 済みません。わかりましたというか、わかりませんでしたというか。後でほかの委員がもっと詳しくやっていきますので、済みませんでした。

後地小学校とか鮫浜小学校のところというのは、これから改築が入るからということで、今回、延山小学校の敷地、多分ここだろうというのは、実は、町会で空き地、ごみ屋敷で問題になっていた、学校の隣の土地だと思うのですけれども、そこだとすれば、実は、延山小学校、とりあえず改築予定も何も立っていない中で、校舎がどーんと建っている、校舎の全く横なのです。実は、ごみ屋敷だったから、ブロック塀とかがもうへこんだりというような形になるのだけれども、こういう所というのは、と

りあえず買うのか、何か活用しようと思って買うのか、どのような形でお考えがあったのか。もし教育委員会のほうでわかるのであれば、例えば、ここを購入した後、使い道とかが何かあるのであれば、それを教えてほしいなと思います。

○品川庶務課長 延山小学校の隣接地でございますが、まだ、具体的に学校のほうでどのように使うかというのは、現在検討中ですが、例えば、学校で畑に使うとか、物置に使うとか、いろいろと用途のほうはございますので、その辺も学校と調整をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○渡部委員 よろしくお願ひします。今、申し上げましたように、もうがちゃがちゃになっているブロック塀がありまして、直接その土地には抜けれない。当然、そういうところを壊して、通れるような仕組みにはしてもらえと思うのですけれども。その用地は、実は本当にごみ屋敷で困っていて、当時の地域活動課の職員の皆様と、清掃事務所の方と、本当にみんなで一致団結して片づけをした土地で、そこを品川区で買っていて、学校用地になるということは、すごく、地域・町会にとってもありがたい話でございまして、これから予算のほうが決まったら、また町会のほうとしても、いろいろなお話をさせていただきたいなと。ある意味、本当に、行政の方と町会の方が、汗をかきながら協働した土地なのです。一生懸命片づけた土地なものですから、有効活用していただきたいなと思います。

159ページです。この分厚い予算書で、たった1行、議会文書等共有システム導入経費。これは本当に、議会が議会改革の一環の中で、2年間、議員同士が議論させていただきました。石田しんご委員を中心に、安藤委員、浅野委員、須貝委員。うちの横山委員と一緒に。本当に検討させていただいた結果が、こういうふうに数字になってきて、うれしい。それにはもう本当に事務局長にもご苦労もいただきましたし、意見もさせていただきました。タブレットを入れるだけが目的ではなくて、当然、それを運用するためのお金もかかってくる。それで、これは行政の方の協力なしには、なかなか進まないところでもあります。まずはこの数字、771万4,000円を、どのような形で経費がかかっているのか、ばらしてほしいと思います。例えば、タブレットをどれぐらい見込んでいるよ、その他経費、どれぐらい見込んでいるよ、というところで教えてください。

それと、これが予算が通った場合、どのようなスケジュール感で、タブレット導入が進んでいくのか、改めてお答えください。

○品川庶務課長 済みません。先ほどの答弁のほう、訂正させてください。

後地小学校の用地につきましては、歳出のほう、395ページのほうで計上してございますので、4校とも歳出のほう、計上してございます。

○原区議会事務局長 それでは、お尋ねの件でございます。

まず、内訳としましては、タブレットの端末の経費ということで、各議員1台、40台と、事務局が8台ということで、経費としては約250万円というところでございます。そのほか、通信料およびシステムの利用料ということで、420万円余。それから、消耗品が74万円。それから、導入にあたっての研修ということで、講習会を予定しておりまして、そちらのほうで約17万円ということで、計上しているものでございます。

スケジュール感につきましては、6月、7月ぐらい。これは、いろいろ環境整備が伴いますので、そういった調整をしながらという予定ではございますけれども、6月、7月ぐらいということで、想定をしているところでございます。

○渡部委員 予算を何とか通過させて、導入が進んでいくのが、楽しみではようがないのですが、当然、これが入りますと、私たちとしましても、有効活用して、しっかり成果を出していかなければなり

ません。いろいろな自治体の議会が、このＩＣＴ化、タブレットの導入というのをやっています。それも調べさせていただいて、みんなで勉強しましたがけれども、ここまで本当に議員発案でやると、まだ動いていないので何とも言えませんけれども、しっかり有効活用まで考えてというのは、ほかの自治体でもなかなか見当たらないと思いますので、これはまたしっかりやっていかなければならないのですが。

実は、タブレットを持ち歩いて、そこに情報を入れてもらうのは、これがやはり行政の方々の協力なくしてはできません。私たち議会としても、どういうものを入れてほしいというのも、お願いをしまして入れていただくのですけれども、ましてこれ、委員会等で活用するとすると、当然、理事者の皆様にも同じものをお持ちいただかなければなりません。そこで、会議・委員会等で使っていくのですが、当初、新クライアントの関係で、タブレットではなく、持ち歩けるパソコンというのが、いろいろ紆余曲折で、話が変わってきているように思えますが、私たちがタブレットを導入するに合わせて、逆に行政側の方々、どのような準備をされていくのか、教えていただければと思います。それが１点。

それと、先ほど今、局長からありました研修制度、研修をこれからどんどん重ねていって、私たちみんながスキルアップしていかなければなりません。みんなが使えるようにならなければなりません。新しい端末で、新しいソフトを使うわけですから、これは実は、行政側の方々も一緒にございまして、行政側の理事者の方々、どのような形で、やはり研修制度をやっていくのか。場合によっては、私たちと一緒にやっていくのか。もしくはチームを組んでやっていただけるのか。その辺、もし何かビジョンがあったら、教えてください。

○原区議会事務局長 委員がご指摘のとおり、これは、議会だけに入れて終わりというものでは、当然ございません。これを入れた後、どうやって使っていくかというところが、大変重要でありまして、また、それにあたりましては、議会だけではなく、区長部局のほうでもそれを有効活用していくといったところが求められてくるというふうに考えております。そういった意味では、操作等々については、当然のことながら、なれていただくための手法についても相談をしていきたいと思っておりますし、また、端末等についても、また、議会の環境と、区長部局の環境が若干違うところがありますので、そういったところを考慮しながら、双方が、入れる目的を十分達成できる運用、こういったものを図っていくように調整をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○渡部委員 実際のところ、今、お話がありましたように、これから春を越えまして、とりあえず入ってくる、それで、いただいても、ただ持っているだけでは物でしかありませんので、しっかりとした研修制度を議会でも話し合ってやっていかなければなりませんし、いわゆる、その内容というのは、行政の方々にも、多分、受けていただかないと、とは失礼な言い方かもしれないのですが、同じようにやっていかないと、やはり使い勝手の悪いものになっていきますので、これは、では要望とさせていただきますけれども。

次の決算特別委員会は、多分、こういうふうに、みんな本を開いているのではなくて、タブレットを１台ずつあることを、もう僕は目に映ります。皆さんも、多分そのようになっていると思います。附箋も張れるし、メモもとれるしというような、これから品川区議会が一気にＩＣＴ化されますので、どうか皆様方、一緒に協力いただきたい。とりわけ、資料等に関しましては、ほとんどの資料がそこに入ってくるものですから、僕らも常に何でも勉強しながら臨める体制になっていくことを祈って、この質問は終わりにさせていただきます。

ちょっと時間があります。昨日聞き残したことを少しだけ教えてください。マイナンバーのところです。先ほどからいろいろな話が出ていますが、２点だけ聞かせてください。

通知カード、拒否をされている方は、実際、今でもどれぐらいいるのか。それで、例えば給与支払い等、記載をしなければならない義務が発生していると思うのですが、例えば拒否をしていたら、自分の番号がわからないわけで、未記載でもいいのかどうなのか。未記載だとだめだと思うのですけれども、その辺わかれれば、ちょっと時間がある中で教えてください。

○黒田税務課長 給与報告書の未記載のところについてお答えいたします。税務署のほうでは、未記載でも受け付けるというふうになっておりますので、税務署に提出された資料は、区役所のほうに回ってまいりますので、それにつきましては、そのまま受けと。基本的には、番号を書くことは、法律に課された義務というふうになっておりますので、番号を書かない場合については、事業所のほうで、番号を取得できなかった事由を明らかにしておくことということが求められているというふうに伺っております。

○堤坂戸籍住民課長 通知カードを拒否されたというお尋ねでよろしいでしょうか。

○渡部委員 はい。

○堤坂戸籍住民課長 5件未満ということでございます。

○本多委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 まず、ちょっとページ数というのではないのですけれども、新年度予算初日なので、資料の形態について、今、タブレットの話が出ました。例えば、予算資料、タブレットで見られるときに、PDFで見られるということよりも、やはり比較検討できるような形で、例えばエクセルのような形で入っている。あるいは検索ができるような形で入っている。または、過去10年分ぐらいの資料と比較できるような形で入っている。そのような形で、形だけではなくて、資料の中身そのものも、タブレット等の導入に合わせてつくっていくという方向性があると、より深い審議ができるのではないかなと思います。そういったこともぜひご検討いただきたいと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

それから、内容のほうに行きます。48ページ、税について。特別区税を中心とした税について。それから、76ページの区営住宅使用料および区民住宅使用料に関連して。そしてまた134ページの財産貸付収入についても伺いたいと思います。時間があれば、シェアサイクルに少し触れたいとも思います。

まず、税のほうなのですけれども、午前中に議論がありました、ふるさと納税で減収8億円ということなのですけれども、8億円で済むのだろうか。前年度から比べてということなのですけれども、もう少し、見通しとしてどうなのかなというふうに感じます。

それと、もう1つ税に関連しては、法人住民税の一部国税化。これは、平成29年度はどの程度の影響と見込んでいるのでしょうか。そしてまた、この件に関して、区長会等々でどのような行動をとっているのかということを確認させてください。

それから、住宅の使用料に関連してなのなのですが、これ、ここで伺うのが妥当かどうか、私もちょっとわからなかったのですが。孤立死というものが問題となっております。定義はいろいろありますが、死後数日たってから発見されるというような事例が、全国でもいろいろと報告をされているわけなのですけれども、例えば、品川区内で、これまで区営住宅・区民住宅で、過去に孤立死というものがあつたのかどうか。そして、どの程度あつたのか。あるいはその際、区としてはどのような対応をとってきたのかということ、教えていただければと思います。

財産貸付収入については、これは、第一日野小学校については、ちょっと確認なのなのですが、現在、いつまでの契約となっていたのでしょうか。また、契約の金額についても確認させてください。

それから、大崎ブライトコアのほうも出ておりますけれども、これは年間、2フロアだったと思えますけれども、お幾らで貸しているという状況でしょうか。教えてください。

○原区議会事務局長 一番冒頭のタブレットの関係でございます。これは、先ほどもご案内させていただきましたけれども、議会だけではなく、区長部局との連携、こういったところが大変重要となってきますので、そちらのほうと連携しながら、使いやすい形でということで、進めてまいりたいというふうに考えております。

○黒田税務課長 それでは、ふるさと納税の影響額でございますが、当初予算の歳入編成時は8億円ほどということで見込んでおりましたが、最近の報道等で、特に官房長官が、昨年の2倍ぐらいではないかというような報道もなされておりますので、予算編成の中では、ふるさと納税の影響額としては8億円を見込みましたが、収入率自体もかたく見込んでおります。これは、課税額自体が見込みに行きませんと、収入に対して、歳入の欠損が出るということもありますので、全体的に、そういったところで、歳入のほう、特に特別区民税については、確保していきたいというふうに考えてございます。

○秋山財政課長 地方の法人課税の影響でございますけれども、平成29年度は、23区全体で628億円というふうに見込んでいるものでございます。

○今井住宅課長 孤立死のお話でございますけれども、居室内に単身の方のお暮らしのところで、居室内で死亡された方ということでございます。区営住宅のほうで、平成27年度、平成28年度、1例ずつありましたけれども、毎年あるものではなく、過去5年さかのぼっても、この2例だけということでございます。区民住宅のほうはございません。

○立川経理課長 旧第一日野小学校跡地でございますが、契約期限は平成34年9月までとなっております。年間の賃料として1億300万円ほどいただいているところでございます。

それから、大崎ブライトコアでございますが、一応、2億円ほどの歳入を見込んでおります。

○今井住宅課長 答弁漏れがありまして、申し訳ありません。

その際、孤立死を発見したときの区の対応でございますけれども、1件は、緊急連絡先の親族の方が発見された、また、もう1つは自治会の会長さんからのお知らせで、区のほうと一緒に対応させていただいたということで、指定管理者とともに居室内のほうで対応させていただきまして、それから残置物、または確認等をさせていただいているところでございます。ただ、孤立死になりますと、こちら、警察の所管になりますので、区の一定の関与のほかは、警察のほうに対応しているものでございます。

○秋山財政課長 答弁漏れがありました。

法人税の国税化について、区長会としてどういう活動かということでございますけれども、区長会としても、平成28年度に、平成28年度も含めて、毎年影響額というのをを出しております。特別区の主張ということでペーパーも出しておりますし、東京都とともに、国に強力に申し入れているというところでございます。

○あべ委員 資料については、またいろいろ区長部局とも意見交換をしながら、十分に使える形に今後なっていけばいいなというふうに思っております。

それから、ふるさと納税なのですけれども、これは単にそれぞれの自治体で減収というようなことだけではなくて、今、使われ方として、特に富裕層の節税対策として使われている面が非常に強いということで、そういう意味では、税制というものに対して、非常に悪影響と言いますか、公平性が失われるような形で使われているということです。単に金額だけではなくて、ぜひこの制度そのもの。最初におっしゃっていたような趣旨はいいのですけれども、それが、趣旨にもとる使い方をされないように、

ぜひ国のほうに強く要望を出していただきたいと思います。

法人税の一部国税化についても、金額も非常に大きいですし、なかなかこれ、議論として、全国の中では盛り上がりにくいものかもしれませんが、ぜひ強く発信していただきたいと思います。これについては、23区、自治体によっては、ホームページ等で、詳細な解説を、ただ言葉だけではわかりにくいと思いますので、チャート図なども使って解説をしているところもあります。品川区としても、ぜひ発信をしてほしいと。以前も言ったことがあると思うのですが、品川区として、どのように区民に対してこのことを理解していただくか。やはり世論として盛り上がっていかないと、なかなか目に触れない問題だと思いますので、ぜひわかりやすく発信していただきたいと思いますけれども、それについて区のご意見、ご意向を、さらにお願ひします。

それから孤立死に関してなのですが、制度的な対応だけではなくて、場合によっては、居住する住居そのものに損失と言いますか、を与えるケースもあるかと思ひます。品川区のこの2件がそれにあたるかどうかわからないのですが、その際の、建物、居室としての修復ですとか、その費用というのは、そういうことが必要になった場合、品川区としてどのように対応するのかということを、さらに教えてください。

それから、第一日野小学校について。これは、期限が切れた後、たとえ、私としては、TOCが、本来の本社建替えに使うというようなご意向が固まったとしても、もういい加減、これを貸すのをやめていただきたいのです。ご存じのとおり、TOC、大崎の再開発では、まちづくりに対して、非常に非協力的な立場をとっていらっしゃいます。その隣の五反田のまちで、TOCが本社を建替えたいということに、もうこれ以上、品川区として、私は、協力するのはいかなものかというふうに感じます。大崎についてのゲートシティの話と、私は、少なくともセットで考えていただきたいと思いますのですが、区のご意向はいかがでしょうか。

それから、大崎ブライトコアのほうです。2フロアで、ある意味、黙っていても2億円利益を生む財産なわけですが、その下のSHIPとして運営している部分、これについては、同じ2フロアあるわけですが、どの程度の利益を生んでいるのか。また、その利益は、この予算書の中のどこに入っているのか、教えてください。

○秋山財政課長 法人住民税の国税化に対する区のPRということでございますけれども、ホームページ等で、お出しはしておりますけれども、それをもっとわかりやすくということでございますので、決算等、いろいろな機会を捉えて、やはり充実させていきたいというふうを考えてございます。

○今井住宅課長 孤立死の影響で、建物に損害を与えた場合でございますけれども、幸いにして、今回の事例はそういうことはなかった。平成27年度、平成28年度はございませんでしたけれども、基本的には、入居者の自らのご負担になりますので、入居の際にいただきました保証金の中で、原状回復費を相殺して、またご返金すると。もし、それが原状回復費を超えた場合には、相続人等に請求していくものでございます。

○柏原企画調整課長 第一日野小学校とTOC等々の関係でございますけれども、こちらにつきましては、お貸しする前提のところ、TOCの建替えというところがあった中での、まちのにぎわい等々の継続という意味合いでお貸しをしたということがございます。現段階においても、その建替えについての詳細の部分がまだ見えてこないというところがございまして、この段階についてでも、区としましては、用地について、第一日野小学校の土地に関しましてはどういうことになっているのだということで、強く申し入れをしているところでございます。

今後につきましても、そういった、最初の目的といったところがありますので、こういったところを踏まえながら、区としての強い主張をしていきたいというふうに思っています。

○立木産業活性化担当課長 大崎ブライトコアの3階、4階、SHIPでございますけれども、こちらは平成29年度の収入、利用料金収入の見込みとしましては、約1億8,000万円弱ということで、今のところ計上しております。そこから、運営に関します諸経費を差し引きいたしますと、黒字化になっておりますので、予算書のほうには、今現在のところでは、入ってございません。

剰余金に関しましては、年度末、締まった段階で、指定管理者とともに分配配分等を検討する予定となっております。

○秋山財政課長 今、大崎ブライトコアの剰余金の話が出ましたけれども、一応、その入ってきたお金は、財政調整基金の積立金の原資ということで、使って充当しているというふうな考え方でございます。

○あべ委員 第一日野小学校のほうは、目的は、本社の建替えではなくて、あくまでも地域のにぎわいだと思うのです。区としては、なので、本社の建替えさえすればいいということではなくて、にぎわいの創出に協力している以上、こちらとしても、区としても協力するという、それが目的だと思います。セットとして考えてほしいということに、再度ご答弁をお願いいたします。

大崎ブライトコアのほうですね。放っておいても2億円ですから、剰余金はぜひ出ていただきたいと思っているのですが、当然、2億円にはならないと思います。となると、やはりこれは、ではその分、どれだけの経済効果があつたか。あの施設を使うことによって、どれだけ地域経済が活性化したか、企業に還元できたかというようなことも、経済効果の波及効果というのも、ぜひ、どこかの時点で計測していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 第一日野小学校をお貸しした際に、TOCの本社の建替えというところが、まちのにぎわい、それから地域経済の活性化の継続というところで、大きく影響を受けるだろうといったところがあったというところで、第一日野小学校を、建替えの分に関してお貸ししたという、そういったところがありますので、そこが本来の目的、本旨というところがありますので、そういったところを考えながら、TOCとの間と言いますか、お話は、これからも区としてはしていきたいというふうに思っています。

○立木産業活性化担当課長 SHIPの経済波及効果につきましては、いろいろな切り口から、これから、さまざまな面から検証してまいりたいと思います。

○あべ委員 TOC、大崎では、まちのにぎわいに対してマイナスの効果を与えているということを、ぜひ勘案して、そのこととセットで議論していただきたいと思っています。もう一度、答弁をお願いします。

○柏原企画調整課長 五反田のまちの活性化と、そういったところを視点にしながら、TOCとはあたっていきたいと思っています。

○本多委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、48ページの特別区民税、これに関連して、人口ビジョン等をもとに、ちょっと質疑をさせていただきます。それから、108ページ、都負担金の障害児通所給付費。これは、放課後一時預かりについてお伺いしたいと思います。時間があれば、62ページ、集会所使用料、文化センター使用料。72ページ、中小企業センター使用料等の、集会室の使用料について、公共施設等総合計画と絡めて、ちょっと質問をしたいと思っています。

まず、最初なのですけれども、特別区民税。午前中から、幾つか、委員からの質疑がございまして、当面は人口が増えるということで、収入増につながっていくのではないかなというような中で、1つのこの人口ビジョンの中で示されている品川区の人口のピーク、これが平成39年、ほぼ10年後まで、人口は増えると。年少人口というのも、この人口ビジョンに示されておりますけれども、こちらのほうも、0から14歳の人口ですが、平成38年まで増えると。

一方で、先ほどございましたけれども、生産年齢人口、これは、中位推計、あと、厳しく見た低位推計とか、ちょっと緩めに見た高位推計とかありますけれども、中位推計で見れば、平成32年を境に減少に転じるということが示されていて。これは要するに、人口、年少人口、また総人口等が増えて、行政需要が増えていくというのが平成39年までの中で、その7年前にあたる平成32年に、生産年齢人口が減ってしまう、減収につながる。収入。これは、とりもなおさず区民税の減収ということにつながっていくのかと、このように想定ができるのかなと思うのですけれども。こういった事態を、ある程度、今この人口ビジョンの中で想定されている中で、行政需要は増えるけれども、減収、財源は減っていくのではないかなという事態を見据えた中で、区としてどのような対策、必要だというふうに考えていらっしゃるか、お伺いをさせていただきます。

○柏原企画調整課長 こちらの人口ビジョンでお示しました生産年齢人口、今、委員のほうからもご案内ありましたけれども、中位推計では、平成32年をピークということで、してございます。減少というふうには記載をしているのですが、一定程度、同レベルで中位推計では保っていくというところがございます、そこから10年規模のところでは、ある程度の生産年齢人口は保たれるだろうというような推計をしているものでございます。

しかしながら、先ほどおっしゃっていただいたように、年少人口、それから高齢者人口もそうでございますけれども、増えるという推計をしてございますので、そういった形の中での行政需要というのは伸びるということがあります。

税収との関係でございますけれども、この生産年齢人口の方々を、いかに品川区に入っていくか、そして住み続けていただけるかといったところがポイントであろうというふうに捉えてございまして、先ほども議論ございましたけれども、こうした生産年齢人口の方々への施策ということで、打っていきたいということで、先ほど申しましたけれども、若い方のための出会いの事業であったりとか、それから、まちづくりであったりとか、そういったところにこれからも力を入れながらというところで考えているものでございます。

○塚本委員 るる、こういったことで今、ご答弁いただきましたけれども、いずれにしても、この人口ビジョンというもので、こういった短期・中期・長期的な、人口という、本当に行政的にいろいろなものを考えていく上で、財源その他を考えていく上で、非常に基礎となるこういったものが、こういった形で示されていると。何年、何年という形で、増減ということで。これは非常にありがたいデータであるというふうに思っております、今後とも、こういったものをしっかりと基礎に据えながら、厳しい財源状況というのは予測される中での対策というものは、しっかりと打っていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

さらに、この人口ビジョンの中で、10年ごとに、この人口ピラミッドというのが、平成72年ぐらまで示されております。これを見ると、平成27年で最も人口の多い、5年ごとにピラミッドができていますけれども、年代というのが35歳から39歳、また、40歳から44歳、ここの層が一番、品川区の中で多い。いわゆる子育て世代と言われている世代が、今、最も多い%を占めていると。これ

が、10年ごとに見ていくと、ほとんど、もう、この今多い人たちが、10年後になると、今度は45歳から54歳という形で、今のピラミッドの形のまま、ずんずん上がって行って、少ない年齢層の方は、ずっと少ない層のまま上がっていくし、今、多い年齢層の方が、どんどん多く上がっていくと。

こういう状況を見ていく中で、区有施設の今後の考え方なのですが、区有施設、箱物を1つ新規でつくれば、50年とかそういった形で、建物としては使えているものだと思うのですが、一方で、こういった行政ニーズから行くと、完全に、今最も行政ニーズの多い世代というのは、そのまま上がって行って、高齢化していく、ニーズが変わっていく。今、最もニーズの多い世代のその下というのは、もう人数が少ないので、ニーズが下がっていくと。こういう変化が、10年、20年後ぐらいで起こってくる中で、区有施設の行政の用途というのを変えていかなければいけないというようなことが、10年、20年後ぐらいにいろいろ出てくるのではないかとというふうに予想されるのですが、こういうことについて、区としてどのような対応を、今、考えて、対策を考えていらっしゃるのか、お伺いさせていただきます。

○柏原企画調整課長 区有施設の今後のあり方と言いますか、考え方の部分でございます。区はこれまでも、公共施設有効活用プラン等々でお示しさせてございますけれども、こういった人口動向、ニーズ等の変化を捉えながら、多機能と言いますか、多様化と言いますか、例えば、施設の複合化をして、いろいろな施設、目的のあるものを複合化しながら、多目的化して、いろいろな方が使えるようにというような施策をとっていくことも1つでございます。

それから、改修や大きな改築、新築というようなときには、そういった多機能、多様、多目的のほかに、先を見た中で、転用であったりだとか、そういったことも視野に入れながら、施設のあり方というのを考えていきたいというふうに考えているものでございます。

○塚本委員 今、複合化という、ちょっとお話と、転用というお話もありましたけれども。例えば、1つの例としては、杜松小学校が、小学校から特養という高齢者施設に変わっていくという、ある種の用途変更ということもなされているわけですが、今の考え方としては、そういう複合施設ということで、いろいろな多様化をしていくということと、もともとある、例えば子どもの施設だったものが、より高齢化社会になっていったときに、もう高齢者施設に切りかえてしまう。そういう考え方と、どちらかと言うと、後者のほうが今後の時代には向いているところもあるのかななどというふうに、私も思ったりもするのですが、そういうところについては、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 区で持っている施設、さまざま、大きなものから小さいものまでございます。それで、その施設のニーズによってということもありますけれども、手法というところで、複合化や多機能化、多目的化というものもありますし、それから、新たにこれから大きく改修をかけるようなところであるとか、大きなものに関しましては、やはり転用というのも大きな捉え方はできるだろうというふうに思っております。一概に全部転用というわけではなくて、やはりその施設の今の状態であるとか、ニーズというのを考えながら、その施設に対しては、個別の検討を入れながらということになろうかと思えます。

○塚本委員 いずれにしても、こういった人口ビジョンにおける将来の品川区の姿というのが、ある程度予測されているので、そういったものに沿っての適切な区有施設のあり方、検討をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、108ページの、都の障害児通所給付費ということで、放課後一時預かりの件なのですが、昨年の第4回定例会で、私、一般質問をさせていただいて、この放課後預かりにつきまして

は、やはり、すまいるスクールと同様に、放課後預かりというものが、障害をお持ちのお子さんにとって、格差なく、格差を感じることなく利用できるような仕組みにという思いで、質問をさせていただきました。それから、区の答弁としては、より目的に合った利用を促すといった形での答弁でございましたけれども、少しその後、いろいろ動きがあつて、例えば、厚生労働省の障害保健福祉部長からの話をちょっと聞く機会がありましたけれども、放課後預かりには、放課後デイサービスと、日中一時預かりと、2つの選択肢がありますけれども、ここについては、施設の質が低い事業所、あるいは適切でない支援を行う事業所が増えていると、こういった指摘があるというところを受けて、少し見直しをしていかなければいけないという動きがある。動きと言うか、厚生労働省からの話があるという中で、また、日中一時預かりのほうにつきましては、今年、区としても、一定程度の定員に対しての、定員がしっかり満たせるように手を入れていくというようなお話も、ちょっと伺っておりますけれども。この放課後預かりにつきまして、日中一時支援事業と、放課後デイサービス、どういう形でこの放課後預かりを、すまいるスクールと同等になる、というような思いが、私は強く持っておりますけれども、していくために、こういった形で今後展開していけば、というふうな考えを持っているか、お聞かせください。

○中山障害者福祉課長 障害があるお子様の放課後の過ごし方についてのご質問でございます。放課後等デイサービスについては、特に療育を目的と考えております。一方で、親御さんの就労支援、あるいはレスパイト支援といった預かりの視点からは、この日中一時支援であるにじのひろばのほうのを活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○塚本委員 今、療育目的でのデイと、それ以外。それ以外と言ってしまうといいのか、日中一時支援というような考え方だというふうに受け止めましたけれども。そういうことで行くと、日中一時支援の費用負担のところが、どうしてもやはり、すまいるスクールと比較すると、大きな今、開きがあるかと思います。なかなか、一朝一夕に行く問題ではないかもしれませんが、品川区には特別支援学校があつて、あそこにはいろいろな区からの方が、都の施設ですの、通っておりますので、そういう中で他の区との格差みたいなものも含めて、現状ではやはり、なかなか品川区の負担というのは、重いところにあるのかなというように捉え方を、私もせざるを得ないというふうに思っておりますけれども。この日中一時支援の負担軽減につきまして、より一層、ぜひ進めていく必要があるかなと思いますが、いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長 お尋ねの日中一時支援につきましては、確かに利用料が保護者の負担になるというところの声がありました。それで、本予算案の中におきましては、保護者の負担軽減策ということで考えさせていただいております。利用料自体は変更はないのですが、保護者の方の所得層に応じて、上限額をそれぞれ、例えば、低所得であれば負担がゼロ。それから、住民税所得割が28万円以下であれば、月々の上限が4,600円。それ以外の方でも、上限3万7,200円ということで、これにより、約6割の方は、毎月の利用料が下がることになります。また、高所得の方におきましても、夏季休暇のときのように、長時間預かりを必要とするようなケースにおいては、若干の戻り分があるような、そういったような対策をとる考えでおります。

○塚本委員 いずれにしても、この格差、障害のあるなしにかかわらず、格差を感じないということでの、今、施策の前進、お伺いさせていただきましたので、今後ともそういった考えに沿っての、この日中一時預かり、放課後一時預かりについては、よろしく願いしたいと思います。

○本多委員長 次に、西本委員。

○西本委員 私からは、東京都の支出金の中から、幾つかピックアップしたいと思います。

品川区は、今、平成29年度の予算ですけれども、東京都のほうも今、平成29年度の予算の審議中でありまして、プレス発表もなされております。その状況を見ますと、やはり品川区に有効な予算が多くなされているなということを感じましたので、今回の、平成29年度の予算にどのように反映されていくのか、区の考え方を聞かせていただきたいと思います。

まず、知事のほうが挙げております、3つのシティですね。ダイバーシティと、それからスマートシティ、そしてセーフシティの、この3つのシティが挙げられております。それぞれの中で、特にちょっと気になる点、確認したい点を質問したいと思っております。

まず、ダイバーシティの実現の中でありますのが、待機児童解消に向けてということで、都の予算の中に、保育士等の処遇改善というのがあります。これは、国のほうもありますし、品川区もいろいろ保育士の処遇に対する補助等々があると思うのですけれども、この動き、平成29年度の予算にどのように反映をしているのか。それによって、区の財政の割合はどうなってくるのかも含めて、ご質問したいと思います。

また、それから、整備促進という形で、企業主導型の設備促進というものもありますし、民有地の活用なども出てきております。これらも、なかなか保育園をつくるというのは、立地が難しいところでは、かなり緩和している部分があるのですけれども、それをどのように活用しようとしているのかお聞きします。

そして、都のほうの目標としては、平成31年度末までに待機児を解消したいというふうな目標を持っております。品川区は、当然ながら、区長も公約の中に待機児ゼロということでおっしゃっておりますので、今の現状を見ると、待機児ゼロという解消に向けて、どの時期、どの辺まで、目標を達成しようとしているのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

そして、次にスマートシティの件ですけれども、この中でありますのが、家庭のLED省エネムーブメント促進事業というのがあります。かねてから、私のほうで、LEDはもう早く促進していかないと間に合いませんよということをお話をして、要望させていただいて、庁舎内、それから区内施設の交換が始まっております。計画的にということで、されているようになっております。また、そこから、やはり最終的には、家庭であったり、事業者であったり、区内の中での促進が必要だろうというふうに思いますけれども、その中で、都のしようとしているところが、白熱灯を2個持っていくと、LED電球1個と交換する、そういうような内容のものなのですけれども、それらの活用が、品川区の中で考えられているのかどうか、お聞きします。

3つ目が、セーフシティへの実現の中に、無電柱化の促進があります。これは、東京都のほうで無電柱化促進条例の策定が考えられていますけれども、その中に、区市町村に対して、推進計画作成とか、低コスト手法導入に取り組むところに対しては、支援をしますよというふうにあります。区の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○秋山財政課長 ご指摘になりました東京都の予算案でありますけれども、これは東京都の平成29年度予算案でありますので、まだ議決をされたわけではございませんので、総論から言えば、品川区の平成29年度予算には反映されていないというようなお答えになろうかと思えます。

○本多委員長 よろしいでしょうか。

○西本委員 それはよくわかりますが、これは、こういう考え方がありますよ、なので、品川区もいろいろ進んでいるところがあると思います。そういうものが通ったときには、品川区も当然それを取り入れて進めていくという、それは必要だと思うのですね。ですから、考え方を教えてくださいと言って

いるわけであって、金額を教えてくださいとは言っておりません。なので、待機児童の問題もありますし、それからＬＥＤの問題も、過去においては、推進をしてくださいということを、私は要望しておりますので、こういう動きがあります、だから、うまく使ってくださいね、それによつての品川区の考え方はどうですかと聞いておりますので、それをお答えください。

○秋山財政課長 それぞれの考え方は、所管から述べさせますが、私どもとしましては、平成２９年度予算の中で東京都が採択された後には、それに基づいて、いろいろな補助金等が出てまいりますので、それに基づいて、できるものは迅速に、品川区であれば６月の補正予算であるとか、いろいろなところで、早急に、区民のためになるものであれば、実現をしていきたいというのが考え方でございます。

○佐藤保育課長 平成２９年度の、東京都の福祉保健局から、２月に来年度予算の概要が出ておりまして、保育課で対応すべき事業は、大体３７事業というところで、そのうち２５事業については、申請のほう、もしくは相談をさせていただいて、反映できるものについては、当初予算に反映しております。反映していない事業に関しては、例えば、病児保育の整備であれば、実際に事業所がありませんので、こういった事業所が出てきた場合は、補正等で対応していきたいと考えております。

○大澤待機児童対策担当課長 企業主導型のお尋ねがありましたので、私のほうからお答えいたします。

企業主導型の保育所に対して、都が独自で、備品購入について、ほぼ全額を補助するというふうに聞いております。そのような情報は私どもでも持っておりまして、問い合わせがありましたときには、速やかに事業者のほうに周知したいと思っております。

また、西大井二丁目に、１２月に、企業主導型、区内で初めて開設するというふうに聞いておりますので、そちらにつきましては、保育所を希望する方へ、情報として案内をしていきたいと思っております。

あと、民有地の活用でございますけれども、一番大きなところでは、固定資産税と都市計画税の減免ということがございますので、保育所設置を考えているオーナーさんなど、問い合わせがございましたときには、そのようなことも周知していきたいと思っております。また、民有地のマッチングに関して、情報提供をしていただけるように、都のほうにお願いをしているところです。

待機児童の解消につきましては、今、ちょうど審査の時期でございまして、平成２９年度の待機児童の状況がまだ出ていませんので、何とも言えないところでございますが、区としましては、平成３０年度の解消に向けて、努力は続けてまいります。

○三ツ橋環境課長 東京都の施策に関して、ＬＥＤの関係でございますけれども、今現在、品川区としましては、事業所用のＬＥＤの設置助成をしております、家庭用につきましては、今、検討している最中でございます。したがって、都の関係につきましては注視していきながら、今後、対応できることがあれば考えてまいりたいと思います。

○多並道路課長 無電柱化についてお答えさせていただきます。私たち道路課の中では、オリンピック会場周辺の無電柱化ということで、平成２９年度予算の中で計上させていただいております。ただ、今の委員のご指摘のありましたような、新たな支援策というのが、東京都のほうから１月に予算案の中で示されたところです。これにつきましては、今ありましたような推進計画を、無電柱化の促進に関する法律に基づき、推進計画の努力義務ということで、新たな法律で示されたところでございます。これを策定することや、低コスト手法を検討することなどが、条件として、今度の新たな支援策というのは、都が支援していきたいという内容となっております。ただ、今後の新たな要綱等が、もう少しで示され

る予定になってございますので、その内容を見て、今後の対応を考えていきたいというのが、現在の考えでございます。

○西本委員 LEDに関しては、やはり家庭のほうに広げていかなければならない。今度、環境のほうでいろいろ計画が新しくなりますので、そこで具体的に落とし込んでいただければなというふうに思っておりますので、推進をお願いいたします。

無電柱化については、やはり、すごく大きく変わるかと思います。今は、品川区としては、オリンピック・パラリンピックに関連する事業が中心でしょうけれども、これから本当に技術の革新が始まろうとしている中で、うまくそれを利用して、活用して、品川区も達成していただきたい、推進をしていただくようお願いして、終わりたいと思います。

○本多委員長 次に、渡辺委員。

○渡辺委員 お願いします。私は、93ページ、シティプロモーション推進経費に関すること。117ページ、出産・子育て応援事業、認知症高齢者の支援とケアの充実ほか19事業。このあたり、大きく3点伺います。

初めに、シティプロモーションに関連することということで、新年度予算、目玉はやはりシティプロモーションサミットが、大変インパクトのある行事かと思われます。いかんせん、初めてのことで、取り組みとして、全く想像が、イメージが、まだまだほど遠いところではあります。ただ、プレス発表等の中で、第5回目、過去最大規模を目指すと記載があって、本当にそういうものは、品川区内においても、関係者の求心力になるというか、さすが品川と言われることが、究極の目標だと思います。

第3回が、123の自治体が参加したと。品川で開催したときには、当然これを上回って、規模的にも、質問を伴いながら、おそらく、いろいろな企画を今、練っておられて。まだ詳細はともかく、方向性という中で、自治体の目標数字ですとか、どのくらいの方が参加するものなのか。平日開催なので、これは自治体間の連携ということで、平日だなというのは、とても理解をしています。どのくらいの規模の行事になるのか、まずそこを教えてください。

○中島企画部副参事 シティプロモーションサミットの参加希望ということで、ご質問でございます。委員ご指摘のとおり、平成26年度に神奈川県相模原市で行いましたシティプロモーションサミットが、123自治体の参加でございました。過去、いろいろ聞きましたところ、500、600ぐらいの人数的なもの、過去あったということも聞いておりますので、品川区といたしましては、やはり、きゅりあんの大ホールも活用して行いますので、それが盛況と見えるような形の人数規模を目指していきたいと思っております。

○渡辺委員 ちょっと場所のことを伺っていなかったのですが。きゅりあんというのが1つ目安で、大ホールと、今、ご答弁あったのですが。それなりの数字ですよね。きゅりあん大ホールだけで1,000人を超える。あるいは、ほかの部屋等も使われるのか、あるいは周辺の地域で、何か場所等も考えられるのか。そこはそこで、まだまだこの時期なのでいいかと思います。とにかく、大変大きな事業かと思えますし。

では、シティプロモーション、サミットを軸に、この前後、シティプロモーションという言葉。これは別に、僕、地域に専門的ではない方に押しつけるものではなくて、まず軸となる、行政ですとか、考え方が、要望でいいと思っているのですね。では、どんなことなのかという中で、まず一般的には自治体のPR、そしてそれは観光であったり、地方創生の流れなので、定住促進になるような、俗に地域ブランドを上げていくというのが、一番言われていることかと思えます。でも、私個人も、品川独自

の狙いがあると思われますし、あるべきだと思います。それは、キーワードで言えば、地方創生。この説明にもある、高い意欲を持つところ、自治体間競争、いい意味で行っていく。キーワードの2つ目で言えば、よく言うシビックプライド。これは、もう本当に、今、なんじゃこれということもあるかもしれませんが、やはりそれぞれの、ふるさとに対する、あるいは地域に対する思い、こういう解釈ができるかと思います。このシビックプライドをキーワードの軸に据えたときに、地域力向上に結びつくというのは、よく言われる、自助、共助、公助のところで、一番求められる共助のところ。防災の観点、あるいは日常の生活でもそうですし、福祉の観点でも。やはり、地域貢献意識とは、いろいろな世代の方も、結構持たれているんですね。きっかけを求めているりする中で、かと言って、全部行政任せではないよという流れを持っていくことが、各施策にも続いていく。そんな中で、このシティプロモーションを行うことで、地域を再発見したり、地域を見直したり、あるいは愛着を持つ。そんな狙いがすごく、品川にとって強調すべき点でもあると思われるので、まずちょっと、そもそもの考え方なのですが、このシティプロモーション、施策を展開する中で、品川らしさ、品川区としての狙いを教えてください。

関連して、やはり交流というものが、自治体間交流、必要になってくる。やはり、都市部で失われたものというのは、何となく、広く薄く、いろいろな世代の方が感じていると思います。よく、自分の友人とかでも、海外に行って戻ってきた。この雑踏の都会、東京を中心とした都会にはすごく疑問を持つというのも、感想でよく聞かれます。逆に、区民の方はじめ、都内の方が地方に行く。そのときのよさとは、ものすごく、観光だけではなくて、真剣に移住を考えたりするケースもあると。やはり、お互いの長所を埋め合う上で、単なる市町村交流ではなくて、その先陣を切るのがシティプロモーションかと思います。そんなのを踏まえて、繰り返しますが、品川区の独自の政策的な狙いを教えてください。

○中島企画部副参事 シティプロモーションサミットと、シティプロモーションに今、取り組んでいる施策の考え方、あとシビックプライドについてのお尋ねだと思いますが、シティプロモーションのほう、地域の魅力をさまざまな形で掘り起こして、磨いて、メディアを通じて発信しているところでございます。そこで、区外の方からも、誇りと愛着が、定住したいとか、あこがれてもらいたいと思うとともに、区民の方にとっても、誇りと愛着を持っていただきたいということで、進めているところでございます。

やはり、今まで、シティプロモーションサミット、地方で主催する回数が多かったので、今回、都市部ならではの品川区らしさということで、そういう、地域の方が取り組んでいるさまざまな取り組みを紹介していきたいと思っております。

そういう中で、自治体との交流もさまざま行っていますので、そういう得られた情報については、庁内で共有させていただきたいと思っております。

○渡辺委員 サミットの行事、そのとおりかと思いますがし、さっき言った、その先というのは、なかなか今、所管にいろいろな情報提供でというのがお立場かと思いますがし、ただ、よし、この先にこんな目標があるから頑張ろうという、全庁挙げられるような、そんな、何かフレーズも含めてあっていいかなと思っていますし。私は、繰り返しますが、単に知ってもらう、PRをするの先に、全施策に区民参加、地域力を向上させる、そんな強いメッセージ性を添えてもらえればいいなと思っています。

まず、この日、10月の開催に主催をできること。やりたいところもいっぱいあるでしょうから、チャンスだと思います。この日をどう活用するか。相手もあることなのですが、その後の交流などが当然望めると思います。そして、相手の自治体の方、来てくれるだけでも相当熱心であるという、まずスタートラインがあるかと思っています。オリパラではないのですが、開催をした後、開催で終わるのではな

くて、その後の、俗にレガシー的なもの、どんなコンセプトを、やはり最初から、ある程度、主催者として仕掛けないと、その後につながっていかないと思います。単なる交流だけではなくて、あるいは今、全庁的に情報を発信するという中で、職員の方が多くその場にいることで、いろいろな自治体の方、いろいろなアイデアを多分お持ちだと思いますし、多分、意欲的な方と触れること、大事だと思います。まず職員の参加の方法とか、あるいは同時に、平日ではありますが、区民の参加のこと、そして交流はどう生かしていくか、教えていただきたいのと。

もう1点、来場者がかなりいらっしゃって、2日間開催です。やはり、品川を知っていただく中で、ランチですとかお弁当だとか、夕食、あるいはしながわみやげ、これをどんどん仕掛けていただきたいと思いますが、この辺合わせてお願いします。

○中島企画部副参事 今、シティプロモーションサミットの開催と、その後の活用とかレガシーについてのお問い合わせだと思います。

確かに、10月の平日の開催ということでございますので、参加できる方々の制約等もあろうかと思いますが、できる限り、職員並びに区民と、これからつくり上げられるかどうかを含めて、詳細のプログラムを検討してまいりたいと思っております。

また、ほかの自治体との関係・交流に関しましてですが、今回、シティプロモーションサミットを開催するまでは、ほかの自治体とはそれほどつながり等が深くなかったのですが、今回、サミットを開催するという中で、いろいろとお問い合わせ等も、視察等もいただいております。そういうところで、いろいろな交流を深めて、どういう自治体がどういう取組みをしているかということも把握しつつ、今後のことに生かしてまいりたいと思っております。

○渡辺委員 では、重ねてまた後ほどお知らせで。職員の方の参加、特に力を入れてやっている、通常業務もありますが、やるべきだと思いますし、区民の参加の仕方、これは今、確定していないと思いますが、方向性だけ、やはりこの日にかけてという強い意識を、最後、表現していただけると、私たちも応援しやすいなと思いますし、いろいろな、これから知恵を、企画を求めて、まだ10月ですから、肉づけがいろいろできるのではないかなと思うので、その点、伺いたいと思います。

もう1点は、次の、くるみプラン、認知症に関して、ちょっと伺いたいと思います。プレス発表にもありますように、軽度を含めて、認知症高齢者と定義される方は1万人に達すると。今後増えるのは、誰もが感じていて、地域の関心も高いと思います。先ほど、あくつ委員からの質疑にもありました。くるみプランの概要を見て、大変、仕組みが整ったこと。それと、それを大事な区民に伝える手段としての冊子の原稿、大変わかりやすいものとして、厚生委員会でも報告が上がっていましたが、思っています。発行を楽しみにしています。

その後です。あくつ委員ほどではないのですが、13回でしたか。そこまで行かないですが、私も本会議を含めて、認知症カフェという観点では、何回かご提案と要望をさせていただいていますが。このくるみプランの施策的な軸、行方不明者の早期発見、認知症理解の一層の推進、家族・本人への支援、医療と介護の連携と。特に、認知症理解の一層の推進が、やはり、日常生活が大多数の時間を占める。そこでの気づかい等が、家族の負担感にもなっていたりもするので、大変重要な目標というかポイントだと思います。その中で、区民にとってより近い生活圏に相談と情報拠点があるべきかというのが、これまでも思っていることですし、主張したいことなのですが。認知症介護をイベント的に行われているものが、今ほとんどです。ただ、これは、まだまだこれからのスタートラインと思えば、増えていく流もあるでしょうし、かといって、そこで、誰がやるというところで、おそらく福祉団体であったり、医

療関係者であると。ただ、この認知症の啓発ですとか早期発見は、やはり、受益者負担というわけにもいかない面もあるし、まさしく公が支えるものだと考えています。その中で、常設を最終目標と、仮に考えた場合に、商店街の空き店舗対策等、今、さまざまな取組みをやっています。そこでやはり、商店街というのが、大なり小なり、やはり日常生活圏のわかりやすさと、シャッターが閉まっているのであれば、そこに人が集うような、そこに連携が必要かと思われれます。そんな考えをもって、認知症カフェの設置に対して、あるいは転換に対して、どんな支援が望ましいか、教えてください。

○中山企画部長 シティプロモーションサミットへの決意ということでございますけれども、基本的な認識として、品川の魅力を発信する場として、品川の持っている多様性とか、地域の元気というものをキーワードに、発信していく場にしたい。もう1つは、学ぶ場でもありたい。全国から学ぶ場でもありたい。そういう点で言えば、今、ご指摘もあったように、平日、こういう中でも、職員、全庁的な参加もしながら、地域の力も得ながら、しっかりと発信と学びをやっていききたい。こういう場にしていきたいと思っております。

○永尾高齢者福祉課長 認知症の区民への理解ということなのですからけれども、これまでもサポーター養成等で理解を深めるような努力はされておりますけれども、今度、認知症カフェの運営補助というのを、新しく設置をする予定となっております。こちらについては、今は、有志の方、または、在宅介護支援センターのほうで、定期的にはいなくても、2カ月に1回、3カ月に1回というような形でそれぞれがやっておりますけれども、今度、補助をするにあたって、一応、定期づけというのをつくろうかと思っております。それは、やはり、何回かわからなかったりだとか、場所がわからないと、利用することもしづらいということなので、定期的に、少なくとも月に1回以上、同じ曜日、同じ時間でやるようにという条件をつけた上で、補助金を出すというふうに考えております。まず、第1弾として、そういうところで認知症のカフェが地域の中で広がることを、来年度は目指しておりますけれども、将来的には、そういう場がもっと増えるような働きかけをしていきたいというふうに考えております。

また、相談支援につきましては、品川区では、在宅介護支援センターのほうで、全て総合的に相談を受けるようにしておりますので、支え愛・ほっとステーションだとか、そういう認知症カフェとか、そういうところで、まず一義的に相談をされて、最終的に在宅介護支援センター等に結びつけて、サービスが行き渡るような、そういうような進め方にしていきたいというふうに考えております。

○本多委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、102ページの就学援助費と、142ページの奨学金貸付金返還金に関連して質問します。

まず、就学援助についてですが、国からの補助金は、今年度162万円から、来年度189万円に、やや増額されました。その理由をまず伺います。

○有馬学務課長 それでは、就学援助の国庫補助金の金額の差についてご説明いたします。金額の差は、26万4,000円の増となっておりますけれども、この中身につきましては、大きく就学援助費と、それから特別支援教育に対する就学奨励費というものがございします。就学援助費そのものは、昨年と同じ60万円となっておりますけれども、特別支援教育就学奨励費につきましては、人数の見込みが増えるだろうということで、人数の増になっている関係で、この金額が増えているものでございます。

○のだて委員 この間、アベノミクスにより、格差と貧困が拡大され、就学援助事業の役割も、ますます大きくなっています。しかし、事業総額の約0.4%しか、国から補助金がかかっていないという状況です。国会では、基準額が実態に合わないという議論があり、入学準備金の補助単価を約2倍に引き上

げました。小学生が2万4700円から4万6000円に、中学生が2万3,550円から4万7,400円に上がりました。これは、生活保護程度の要保護世帯の基準が上がったということですけれども、準要保護世帯は、品川区の財政から支給しています。準要保護世帯の支給額も、同様に引き上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、来年度の就学援助の対象になる基準は、どうなるのでしょうか。現在、生活保護の基準に1.25倍した額を対象にしていますが、これまでの、平成25年度の基準額から、引き下げないでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○有馬学務課長 まず、大きく3点いただいたと思います。

まず、国庫補助金ですけれども、全体の就学援助費の金額から見ますと、この189万円というのは0.5%に満たない、そういう数字になりますけれども、ここに記載してありますとおり、実際の補助対象額から見ますと、2分の1という形になってございます。これは、準要保護につきましては、平成17年の三位一体改革によりまして、税源移譲によりまして、補助金のほうは全部カットされたと、そういういきさつがあるということで、今については、準要保護は各自治体で行え、というような内容になっているものでございます。

それから、新入学学用品費につきましては、要保護者のほうの金額は上がりましたが、準要保護者につきましては、従前どおりの金額というふうに、今のところ考えております。

それから、制度自体の支給の基準でございますけれども、来年度につきましては、従来どおり、保護世帯の1.25というのを基準として、支給を行っていく考えでございます。

○のだて委員 対象の基準額は引き下げないということで、安心しました。今後も、この基準は引き下げないように、要望しておきたいと思います。

そして、準要保護については、要保護と同じ額に引き上げないということでしたけれども、金額が実態よりも少なくてもよいということなののでしょうか。なぜ引き上げないのか、伺います。

○有馬学務課長 他の自治体より金額が低くていいというふうに、今、聞こえたのですけれども。要保護と準要保護との違いが、当然ある。今までは、この支給額につきましては、財調単価をもとに支給をしております。その中には、要保護・準要保護同額ということでしたので、そういう金額の差はございませんでした。ところが、今回は、国のほうが要保護について補助金を上げたということでございすけれども、これにつきましては、品川区のほうにつきましては、実際には、保護世帯でも、この部分については、新入学学用品費については支給されております。その分につきましては、もう既に、今回改定となりました、小学校で言いますと4万6000円、中学校で言えば4万7,400円というものが、既に生活保護費のほうで支給されておりますので、実質的な影響はないものと思っております。

○のだて委員 要保護では、生活保護のほうで実施しているので、実質的な影響はないというお話でしたけれども、私が求めているのは、準要保護の引き上げを求めていますので、いかがでしょうか。

○有馬学務課長 準要保護につきましては、先ほども申しましたけれども、全部、これについては補助対象外の、いわゆる区の持ち出しの金額になります。そういう意味では、これは慎重に検討すべきだと思いますし、もともとが財調単価で計算をしておりますので、財調単価の推移を見ながら、それは検討していくものだというふうに判断しているものでございます。

○のだて委員 慎重に検討ということですが、私は、準要保護についても必要であるから、これまで支給していると思いますので、要保護と一緒に引き上げるべきだと思います。

準要保護については、先ほどご説明もありましたけれども、国の補助が、平成17年度までに廃止さ

れて区の単独になりましたけれども、やはり、どの子も教育を受けるのを保証する重要な事業ですので、国に補助金の再開を求めていく必要もあると思いますけれども、いかがでしょうか。

○有馬学務課長 国に対する申入れということですが、今回、この要保護の単価が上がる通知文をいただきました。そのときに、文部科学省の通知ですけれども、釘を刺すかのように、要するに、準要保護にかかる支援については、三位一体改革によりまして、もう決着済みですよというような話がついておりますので、今の段階でこれをくつがえしていくのは、なかなか難しいものではないかなというふうに思っています。

○のだて委員 今の段階では難しいというお話でしたけれども、粘り強く求めていっていただいて、準要保護の引き上げをやっていっていただきたいと、要望しておきます。

次に、新入学学用品費、いわゆる入学準備金の入学前からの支給についてです。今、全国で入学前支給が始まっています。23区内でも、既に始めているところ、そして導入を検討しているところなども含めて、どこが始めているのか伺います。

○有馬学務課長 正確には把握していないところでございますけれども、23区におきましては、板橋区、それから世田谷区が、既に支給しているということでございます。それから、平成29年度、今年の、今回の支給に向けて数区。それから、今後検討していくということが数区あるというふうなことで、その動向をつかんでいるところでございます。

○のだて委員 既に、板橋区、そして世田谷区では実施しているということで、あと、導入も含めて、検討をしているところが、足立区や豊島区、港区、新宿区、江戸川区、文京区、千代田区など、検討をしております。23区内でもこれだけの区が導入へ動き出しています。昨年の決算特別委員会で、入学前支給を求めた際に、区は少し検討したと。中学生入学時に、既に認定されている家庭について、小学校から中学校に上がる際に、対象になる基準額が変わるため、不公平が出るので、実施は困難ということでした。入学前からの申請と、入学後の申請もすれば、不公平、つまりは受けられるはずだった人が受けられないということはないと思いますが、いかがでしょうか。

○有馬学務課長 ご指摘の点につきましては、我々も継続して検討を進めているところでございます。他区の状況におきましても、これは、既に認定されている、あくまでも6年生を対象に、中学に上がる時ということで、新1年生は、やはり認定の基準から外れるということで、難しいだろうということで、6年生のみが対象になっているものでございます。去年も、私どもも、その6年生の部分については検討をしております。ただし、6年生のときと中学1年生のときの認定では、生活補助の認定基準が、金額が変わるので、不利になる可能性があるので、そこも要検討ですよということです。23区の中では、6年生のときに一旦認定し、また、中学1年になったときに、これは事後払いになるけれども、もう一度その時点で認定せざるを得ないのではないかなというような、2回に分けて検討するというようなことも、そういうことも一緒に検討していますので、そういうことも参考にして、我々も今後、検討を継続して行っていく予定でございます。

○のだて委員 継続して検討していくということですので、1年過ぎたら、その家庭は支給が、支援が受けられなくなってしまいますので、できる限り早い支援を行えるように進めていっていただきたいと思います。

また、中学校、6年生の段階だけでなく、小学校も入学前からの支給をしていただきたいと。特に、品川区では、小中一貫校で、小学校から制服が必要にもなってきますので、お考えを伺いたいと思います。

また、奨学金についても伺います。返還金が、来年度454万円減額されていますが、その理由を伺います。

また、給付型奨学金について研究していくと、この間、答弁ありましたけれども、その研究成果はいかがでしょうか。

○有馬学務課長 新入学の学用品の前倒しを、新1年生にも拡大するというご意見でございますけれども、それにつきましては、やはり、まだまだハードルは高いというふうに思っております。基本的には、前年度の所得、それから既に区民であること、公立の学校に入ること、ということの3つの条件がありますので、そこは、まだまだ検討の余地があるだろうというふうに思っております。

○廣田子ども家庭支援課長 奨学金についてでございますけれども、返還金の減につきましては、平成22年、平成23年あたりから、高校の無償化であるとか、就学支援金であるとか、高校の授業料の支援策が、国・都で順次導入されていったことで、平成23年以降、貸付を受ける方が減っていることと、平成24年から貸付金額を減らしておりますので、その方たちが返還する側の年限に来ることで、返還金は以前と変わって少なくなるということで、少ない金額の計上となっております。

給付型の奨学金については、検討するというご答弁をした覚えはございませんけれども、奨学金の今後のあり方については、今年度、考えていこうと思っております。

○のだて委員 小学1年生からの入学前の支給というのは、まだまだハードルが高いということでしたけれども、ハードルは越えていくものだと思いますので、ぜひ、進めていっていただきたいと思います。

奨学金については、研究成果をお聞きいたしました。そして、今年度、研究していくというお話でしたけれども、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長 いろいろ情報収集をさせていただいているところですが、その結果に基づきまして、子どもの未来応援プロジェクトでありますとか、奨学金運営委員会の中でお諮りしていくようなつもりでございますので、そちらの検討が済んでから、議会のほうには改めて報告させていただこうと思っているところでございます。

○のだて委員 今、情報収集で検討しているということでした。私が相談を受けた方も、子どもが高校に上がり、児童手当がなくなって、生活に困っているということでした。お子さんは公立高校に入学し、授業料を払わなくてよいということになってはいますが、教科書や積立金、生徒会費など、月1万7,000円の出費があり困っているという声が寄せられました。そういった方への支援のためにも、この給付制奨学金、必要だと思います。ぜひ、進めていっていただきたいと思いますが、改めてご答弁願います。

○廣田子ども家庭支援課長 授業料以外の負担という部分では、課題と考えておりますので、今後の検討の中でも取り上げていきたいと思っております。

○本多委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 私からは、151ページの自治振興宝くじについてと、税外収入について、それと、101ページをはじめとする無電柱化事業について、89ページの生活保護費について、お伺いをしていきます。

初めに、宝くじですが、品川区は宝くじの助成金、コミュニティ助成事業で、今回も予算、歳入で計上されていますが、町会とかも、実はさまざまなことに助成をしてもらえると。例えば、おみこしの整備も、これを活用することによって、これは1件100万円から250万円ということですので、もし

申請をして通れば、非常に活用できるのではないかなというふうに思うのですが。これは、町会とかに、品川区として、こういったものがありますよという広報をされているのかどうか。品川は、しっかりと区でいただいていて、ほかの自治体でも、もらっていないところもあるので、そこは品川区はしっかりとしているのだと思いますけれども、町会等の広報について、お知らせをください。

税外収入ですが、最近、ちょっとあまり議会でも出てこなかったかなと思うので、改めてネーミングライツについて伺いをします。オリパラが2020年、また、今、品川区も観光に力を注いでいる中で、いわゆる人が多く来区するということは、そこに多くの目があるわけですので、企業にとっては広告を出すというメリットというのは出てくるわけでありますので、今までとは、観光等セットで取り組むことによって、今までなかなか品川区はネーミングライツ、難しいのだよね、というような声もあった中で、このセットでやることによって、需要が出てくるのではないかなと思うのですが、区の考えをお知らせください。

それと、あと、ふるさと納税等が出ていますが、例えば、品川区に指定寄附金制度というのがありますけれども、もっと、それこそ例えば政策に対する寄附金を募ったり、例えば品川区は、今、待機児童対策を進めていますよと。そこにぜひ、皆さんのお力もお貸しくださいと。それが例えば、ふるさと納税とうまくコラボができるのであれば、そういった指定寄附金制度、いわゆる政策に対する指定寄附金制度について、考えを教えてください。

それと、品川区、Y o u T u b e 等も広報でやるようになった中で、Y o u T u b e は、実は、収入を確保することができるわけであって、そういったところから税外収入を獲得していくというような考えも、今後、出てきてもいいのかなと思うのですが、その点もお知らせください。

無電柱化ですが、今まで品川区は、この無電柱化について調査というものをされたことがあるのかどうかだけ伺いをします。

生活保護費についてですが、先日、ある報道で、大阪府警が逮捕勾留した容疑者が、生活保護を受けていて、逮捕勾留されているわけですので、いわゆる公費で食事や医療を提供されている容疑者が、そのまま自治体が、逮捕されていることを知らず、そのまま生活保護費を振り込んでいたというのがありまして、これは、大阪府警と協定を結ぶ自治体間で、勾留中の容疑者が受給しているという情報があれば、協定を結ぶ自治体に通知をして、支払い方法を口座振込みから窓口払いに変更することによって、保護費を受け取れない仕組みをやっているということなのですが、品川区ではこういったことが起きているのか、お知らせください。よろしくお願いします。

○伊崎地域活動課長 それでは、私からは、自治宝くじの助成金についてお答えいたします。こちらの宝くじのコミュニティ助成につきましては、自治総合センターが宝くじの普及・啓発事業として行っておりまして、助成の対象となる団体は、区市町村、その他、一部事務組合とありますけれども、区市町村となっております、区が助成の対象団体となっております。事業の実施主体自体は、一般コミュニティ助成事業に関しましては、区市町村または区市町村が求めるコミュニティ組織となっておりますので、事業の実施主体は町会・自治会ということで、そこは認められるのですけれども、あくまでも区を通しての申請ということになっている関係上、これまで区のほうで一括して皆様のご意見を伺って、まとめた形で申請をいう形をとってきているところでございます。

○柏原企画調整課長 税外収入の関係でございます。何点かご質問いただきました。

まず、ネーミングライツの部分でございます。区のほうでも、これまでもいろいろお話をいただきながら、ネーミングライツのほう、検討はしてきたというところでございます。ただ、他区の事例で、そ

の後うまくいっていないというような話も聞いたりだとか、いろいろあります。これはまだちょっと研究が必要だろうとは思ってございますけれども、委員のおっしゃったように、今後の観光であったりだとか、オリパラの動き、さまざま動きがありますので、そういったところをにらみながら、税外収入という面で、研究はさせていただきたいというふうに思っています。

それから、ふるさと納税の関係の部分でございます。こちら、政策に関してということで、私どものほうでも、内部では検討はしてきているところでございます。ただ、なかなか、どの事業を対象にするかということで、寄附をされる方の、広くその事業をあげたほうがいいのか、それとも個別に絞った事業がいいのか、これはちょっと、なかなか悩ましいところがあります。これも、当初予算のほうには、これだということではお話しできなかったところでもありますけれども、引き続き、検討のほうはさせていただければというふうに思っています。

それから、あと、Y o u T u b e 等々お話しもございましたけれども、そちらのほうについても、税外収入という観点では、いろいろな幅広い観点で研究をさせていただきたいと思っています。

○多並道路課長 私からは、無電柱化についてお答えさせていただきます。品川区としましては、これまで無電柱化を進めてきた箇所ということで、整理をしてございます。区道としましては、9.2キロメートル、約3%の整備を進めてきたところでございます。また、それ以外でも、東京都、国で整備してきた無電柱化の状況、合わせますと、全部で30.3キロメートルということで、%で言いますと8%の整備が進んでいるというところでございます。ということで、我々、職務の中で、今まで整備をしてきた実績というのを整理しているというのが現状でございます。

○伊東生活福祉課長 逮捕勾留に関しての部分でございますけれども、生活保護受給者の場合は、品川区の場合は、逮捕勾留の段階で停止ということをしております。そして、起訴されますと、廃止というような形をとっているところで、その瞬間、停止・廃止のところで、支払い方法に関しては、窓口払いに変更して、未支給分があったとすれば、そこはストップするというような形になってございます。あとは清算という形になります。

○石田（し）委員 宝くじの件ですが、ほかの23区でも、おみこしの整備等で、町会が申請をしてとっているところもありますので、品川区が一括してというお話もありましたが、ぜひ、そういったことを周知をしていただいて、もし求める町会があったら、ぜひ手を差し伸べていただければと思いますので、これは要望で終わります。税外収入、ぜひ取り組んでいただければと思います。

無電柱化なのですが、東京都が大きな動きを来年度する中で、初年度は調査・設計が主になってくるだろうという中で、ぜひ、そうした動きに合わせて、品川でも、まずは調査をして、どこが危険な場所で、無電柱化が必要なのかとか、そういったことをしていただければと思いますので、これも要望で終わります。

それで、無電柱化の中で、1点、パナソニックが、電柱を無電柱化すると、一部の送電設備で、箱状の機器が道に置かれるのですが、そこに電子看板を組み込んで、いわゆる多言語化での災害情報や、広告などを配信するという、都市空間の有効利用につなげたいと、新たなものを、今、開発をしているという新聞報道がありました。ぜひ、あれは道にあって、何になっているかと言うと、落書きの対象になってしまっているのですよね。せっかく、ああいったものを、活用をぜひしていただければと思いますので、この点、もし何かあればお答えをいただければと思います。

生活保護費ですが、逮捕されたら支給を停止をすると言うのですけれども、これは、どうやって区が、逮捕されたかどうかというのは、わかるのでしょうか。これは、いわゆる、警察と連携をしていれば、

警察から情報が入って、自治体は把握ができるという仕組みなので、それがきちんとなされているのだったらそれでいいのですが、その点を教えてください。

○伊東生活福祉課長 失礼いたしました。現在、区のほうには、各警察署のほうから、逮捕された場合には、速やかに連絡が来るという状況になってございます。来ない場合であっても、こちらからの問い合わせに関しては、警察のほうも回答していただけますので、その時点で、しっかりその後のことを考えていくというような形の、そういうシステムになってございます。

○安井土木管理課長 いわゆる、そういった新しい看板なのですけれども。今現在のところでは、屋外広告条例にひっかかるという扱いになっているということでございますので、その辺が、都のほうでどういうふうに扱いを改めるか、そういったところの動向を見てまいりたいと思っております。

○石田（し）委員 ひっかかるという、無電柱化の件ですが。でも、そうなのですかね。パナソニックは、もうこれ、社会インフラとして、そういった技術を一般に公開をしていますので。あくまで企業向けに展示をするということですが、でも、こういったことが実際に今、行われていますので、ひっかかるのであれば、注視をしていただいて、そういったものも、ぜひ取り組んでいただいて、特に、それこそオリンピック会場周辺等で、実際に今、無電柱化はしているわけでありまして、そういったもの、ぜひ東京都とも連携をしていただいて、検討を進めていただければと思います。よろしくお願いします。

○本多委員長 会議の運営上、暫時。

はい。関連ですか。

関連で、藤原委員。

○藤原委員 1点だけ確認します。よく理解できなかったの。石田委員のあれで、おみこしの件で、おみこしにも出るのですか、出ないのですか。

○伊崎地域活動課長 こちら、先ほど申し上げましたように、一般財団法人自治総合センターの補助金でございまして、対象となる物品の詳細につきましては、その都度のご相談となっておりますので、今、この段階では、出るとも出ないとも、お答えを申し上げられません。

○本多委員長 いいですか。はい。では。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時20分休憩

○午後3時40分再開

○本多委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑に入ります前に、戸籍住民課長より発言を求められておりますので、お願いいたします。

○堤坂戸籍住民課長 先ほど、渡部委員のご質問の中で、個人番号通知カード受け取り拒否件数のお尋ねがございましたが、5件未満とお答えしたのですが、93件の誤りでした。訂正させていただきます。

○本多委員長 それでは、質疑に入ります。ご発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 私は、129ページの学校地域連携推進経費に関連をして、それから152ページの観光インフラ整備支援に関連して質問します。

先に、学校地域のほうですけれども、これはスクールコーディネーターの費用だと思います。全校展開の方向は正しいと思うのですが、ちょっと気になるのは、いきなり全校展開というのはどうなのかなと。つまり、地域や町会の方々は、このスクールコーディネーターの制度や内容、それからその

目的というのを、なかなか理解していないのではないのか。だけど、目指すところは、非常に素晴らしいところを目的とするわけであるのだから、これは例えば、年度を区切って、制度の周知期間を、例えば1年か2年ぐらい持つていく。その後、組織化をしていって、具体化をしていくというふうに、ある程度、計画性を持っていかないと、スクールコーディネーターは定着していかないと思うのですが、品川区の見解をお聞かせください。

○熊谷指導課長 品川コミュニティ・スクールでありますけれども、今年度15校で実施、そして次年度、平成29年度は16校で実施、そして平成30年度は15校で実施ということで、平成30年度に全校展開をしていくことを考えております。段階的に、ご説明を丁寧にしながら、進めていきたいと考えております。

○伊藤委員 全校展開していく方向はいいと思うのですが、おそらく、それぞれの地域で、歴史があって、文化があって、町会の地域差も違うでしょう。そこに、スクールコーディネーターの制度を理解してもらって、協力体制を構築していくというのは、結構時間がかかるし。それから、計画も、より細分化していかないといけないと思うのですよ。個々、具体的なことは、ほかの委員が質問させていただきますけれども、やはりこの制度の目的は、非常に素晴らしいことですよね。地域と学校をつないでいくということ。その目的達成のためには、町会もそうだけれども、それから民生委員や、それから地域の企業、団体等々、さまざまなところと広域的な連携をしていく必要がある。そのためには、こういう方々に、スクールコーディネーター制度を理解してもらう必要がある。これだけでも、結構時間がかかるわけであって、それを定着していくと、さらにまた時間がかかっていくわけだから、そういう、もう少し具体的な年度の計画と、それから、これを展開するに当たっては、ぜひ、品川区内でも連携をとっていただいて、地域活動課とか、さまざまな地域と連携をとっていただいて進めるべきと考えるのですが、いかがでしょうか。

○熊谷指導課長 ご指摘のとおり、丁寧に、関係機関への説明、また、地域への説明をしていくことが重要だと思っております。既に今年度におきましても、町会長会議等で全て回りまして、ご説明してきたところでありますけれども、これからも、広報しながら等で周知をしていくことも重要だと思いますし、引き続き丁寧に説明をしていきたいと考えます。

○伊藤委員 お願いしたいのですけれども。丁寧な説明の先にあるのが、町会長会議に行っただけでは、進まないと思うのですよ。だって、地域の大きな連携を必要とするわけでしょう、この事業は。それはもちろん、町会も必要なだけだけれども。それぞれの地域の、例えば、場合によっては神社やお寺もあるでしょうし、いろいろなケースがあるわけではないですか。それに対して、やはり私は、地域活動課の情報を活用しながら、しっかりと連携をとっていく必要があると思うので、地域活動課長にでもお願いしようかな。答弁をお願いいたします。

○伊崎地域活動課長 コミュニティ・スクールにおきましては、やはり地域との協働が第一となると、私どもも受け止めております。私どもも、地域センター等を通しましても、地域の方がコミュニティ・スクールにご理解をいただき、また、ご協力いただけますように、指導課とともに、教育委員会とともに、お願いをしていきたいと考えております。

○伊藤委員 ぜひ、連携をとっていただいて、非常に素晴らしい目的をやろうとされているわけですから、まとめていくと、計画的に、説明を丁寧にしながら、もう地域の総力を集めた仕組みをつくってくださいということを、お願いをしておきます。

それから、観光インフラのほうでありますけれども、これは、区民委員会でも指摘をさせていただき

ました。今、品川区観光振興協議会が立ち上がって、水辺活用部会、ショートトリップ、それから、情報化推進、国際化対応、それぞれ部会が立ち上がってきて、さまざまな提言が今、出てまいりました。これは非常にいいことなのですね。次のステップとして、ここから出てくるさまざまなアイデアを具体化していく、これがまさに品川区に求められている作業なのです。

今、文化観光課となっています。私が思うに、観光は非常に幅広いのですよ。なので、将来的に、一時的にですけれども、観光課を独立していただいて、そこにさまざまな情報を集約していただいて、それこそ全区展開をする中で、具体化していく。そして、最終的には、民間に返していったら、もとの課を縮小していく。そういう構想も持っていないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○鈴木文化観光課長 文化観光課の組織に関するお尋ねでございますが、現在の文化スポーツ振興部の構成でございますが、2年前に、オリンピック・パラリンピックを踏まえまして、今までの文化スポーツ振興課を、文化とスポーツ、分けました。それから、オリパラの準備課を設置をしたところに、オリパラの、外国人の訪来客の増加を見据えた観光部隊も合わせたという編成をしたものでございます。

現在、ご指摘のように、文化観光課は、観光が入る前と比べまして、あまり大きく組織の体制は変わっておりませんが、内部努力によりまして、今、増えている事業等にも対応しているところでございます。

区としては、大規模な組織改正は、3、4年程度に一度行っておりますので、文化観光課だけではなくて、全体の、区の中の改編の中で、しっかりと検討していけたらというふうに考えております。

○伊藤委員 なかなか言いにくいところではあると思うのですが、ただ、これから事業量が増えていくのは目に見えている話ですね。水辺、ショートトリップ、情報化推進、国際化対応。それから、シティプロモーション等々。さまざまなことを、これからやっていく。そのことを考えていくと、私はやはり、過渡的な経過でいいのでしょうかから、観光というものだけ、やはり独立した形で、品川区が集中的に協議をして、具体化して制度化していく。そして、それを最終的に地域に返していくのだけれども、やはり、そのぐらいの組織をつくっていかないと、すごくいつも頭にあるのは、高知市が、坂本龍馬に特化した観光施策を徹底してやっているのですよ。あそこまでやっているということを見ていくと、品川区がこれからやろうとしていること。素晴らしいですよ。観光振興協議会をつくって、さまざまな部会をつくって、提案をいただいた。それを受けとる組織が、頑張るとは、間違っていないのだけれども、受けるほうが狭まったらもったいないではないですか。いろいろなアイデアを具体化して、制度化して、量産化につなげていくのは、まさにここですよ。品川区としてないわけだから、やはりそのこのところの時点、もう少し補強してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○本多委員長 組織変更のことに関する事なので、担当課長以外のほうが、答弁できればと思うのですが。

○柏原企画調整課長 組織全般にかかわることでもあろうかと思います。これまでも、区といたしましては、施策の充実であったりとか、打ち出しの部分、そういったところで、組織を何年かに一度、見直しをかけてきているというところがございます。今、委員ご指摘がございました観光につきましても、今後、区の重要な政策の1つというように捉えているところではございます。係編成であったり、そういったところは、こちらのほうも検討を、今しているところではございます。大きな課の単独というのは、先ほど、担当所管の課長も申しましたが、大きな全体の組織との中での部分もございしますので、その施策の進行度であったり、区の予算の関係であったり、もろもろ考えながら、組織について

てはトータルの中で考えていきたいというふうに思っています。

○伊藤委員 もうあまり時間がないので、まとめていきますけれども。要は、こういう部会をつくって、専門の方々が議論をした内容が、これから出てくるわけです。それをぜひ品川区で受け止めていただいて、可能な限り続けていく仕組みをつくってください。そうでないと、もったいないですよ。そのことを最後、お願いしておきます。よろしくお願いいたします。

○本多委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、101ページの避難道路機能強化事業、もう1つが、116ページの子ども・若者自立等支援体制整備事業補助金、この2つをお聞きしたいと思います。

まず、どちらの補助金についても、簡単に、主な事業をお知らせいただきたいと思います。道路も、それから子ども・若者支援も、両方お願いいたします。

○寺嶋木密整備推進課長 それでは、避難道路機能強化事業補助金の内容について、ご説明いたします。

こちらは、東京都が避難道路に指定した滝王子通り、これの拡幅整備事業に対する補助金でございます。国と、それから東京都のほうから、補助金の交付があります。具体的には、用地取得費につきましては、国と都から3分の1ずつ、それから、拡幅整備工事につきましては、測量や補償も含みまして、国から2分の1、都から4分の1、こちらが補助、交付されるといった、こういった事業でございます。

○高山子ども育成課長 それでは、私のほうからは、東京都の子ども・若者自立等支援体制整備事業につきましてのご説明をいたします。こちらにつきましては、都と区市町村で重層的に、社会的自立に困難を抱える若者を支援し、全ての若者が活躍できる社会を実現すると、こういった趣旨の補助金でございます。主な補助対象としましては3つございまして、1つは、子ども・若者支援地域協議会の立ち上げ、こういったものに関するもの。そして、2つ目が、子ども・若者計画の策定に関するもの。そして、最後、3つ目が、相談体制の整備、支援事業の整備、こういったものの用途に用いる補助金として、設定されているものというふうに伺っております。

○こんの委員 まず、避難道路の機能強化についてですけれども、わかりました。滝王子の、今されている地区計画で進められているところを、さらに強化をしていく事業だということがわかりました。

それで、滝王子の道路と同時に、避難の道路というのは、やはり、機能強化をしていくということは、大変に大事なことでありますので、大地震の際に、倒壊のおそれがある電柱、先ほど午前中も、我が会派のつる委員からも話がありましたけれども、この無電柱化の取組みについてです。災害時に、無電柱化を進めていくということが大事なことから、電柱の無電柱化を、どこから進めていくのか。品川区としては、もう既に無電柱化を進めているのですが、さらなる、避難道路の機能強化のために、無電柱化をさらに進めていくべきであるという考え方から、どこから今後進めていくのが大事なかというふうに考えているところです。

そこで、具体的に、津波避難、これを考えたときに、津波避難対策が必要な地域、この地域が避難道路を、経路を通して、高台に逃げるその避難経路が、やはり対策が必要であるというふうに思っております。今回の、先ほどご説明いただいた費用は、いわゆる滝王子通りの事業の費用ですけれども、それに関連して、いわゆる無電柱化ということを考えますと、こうした地域の対策がさらに必要ではないかというふうに思っております。

例えば、南大井地域、ここが高台のほうに避難をしようとした場合に、池上通りのほうを目指して避難をされていくというふうに考えられるのですけれども、池上通りに避難していくときに使う通路とい

うのが、大井警察署に続く大井第一小学校の脇の坂道。それから、品川歴史館の脇の坂道。あと、もう1つは、桐畑隧道のトンネルを利用する。この3つしかないのですね。この3つが遮断されてしまうと、逃げ道がない。だからこそ、避難ビルも、協定を結んでいただいているのですけれども、こうしたところの、やはり今後、無電柱化。これは必要であるというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○多並道路課長 無電柱化についてでございます。東京都のほうも、今、新たな支援、支援策というところで、これの目的としましては、狭い区道の市区町村への支援というのが、大きな問題でございます。ただ、やはり、一定の幅員がないと、地下に埋めることが難しいということで、コンパクト化、いわゆる、地下に埋めるものを、もう少し小さくしながら、もう少し狭い道路にできないかというのを、今、技術研究しているところでございます。国が研究しているところもあるのですけれども、東京都でも、今年、平成29年1月に、新たに低コストの検討をする、設置を検討する会を設置いたしまして、東京都でも新たにに取り組んでいくということが、我々の話ではありました。品川区としまして、まずは、狭い道路の中でも、新たな無電柱化の可能性、いわゆる、技術的なものができるかというのを、まずは注視していきたいと思えます。

それ以外の無電柱化につきましては、避難だけではなくて、緊急輸送路だとか、いろいろ、その場面場面で、電柱が支障となる場面がございますので、そういう総合的な観点で、防災上の必要性というのを整備しながら、東京都の出してくる要綱等もよく踏まえ、また、東京都の出す計画を踏まえ、今後検討していきたいというのが、区の考えでございます。

○こんの委員 これからそうした東京都の動きもある中で、ぜひ、そういうのを活用して考えていただきたいと思うのですが。その中で、やはり、どこから進めていくかという考え方が大事なので、よりこの避難路、避難経路というところは、先に考えていくべきではないかと思えますので、よろしくお願いいたします。

それから、避難経路のこの機能強化に関連して、現在設置されている海拔表示板、あるいは避難ビルの表示、標識ですね。こうしたものへの強化についても、ちょっとお聞きしておきたいと思うのですけれども。災害発生というのは、昼間だけではなくて、夜間でも発生をしてすることが考えられます。そうしたことから、これまで、我が会派からも、この海拔表示板の設置の際に、夜間対応ということも必要であるという声も上げてきましたけれども、いま一度、いま一重ですね。この強化をしていく観点から、この点をお聞きしたいと思います。

それで、自治体の参考事例として、秋田市では、夜間の津波に備えるために、避難所を示す標識に、LEDの照明を設置しているそうです。太陽光発電を利用して、停電時でも対応できて、日没になると自動的に点滅して、人が近づくと点灯するという、そうしたものを設置をしているようなのですね。

区としても、この海拔表示板あるいは避難ビルを誘導する標識、こうしたものを、今後、設置をしながら、夜間対応もしていくべきであると思えますけれども、いかがでしょうか。

○和田河川下水道課長 現在の海拔表示板と、避難施設の表示板でございますが、蓄光対応ということで、一定の明かりを受けた場合は、夜間も光るといような状況で表示しているものでございます。委員ご指摘のとおり、そういう蓄光をするような光が受けられていない場合は、真っ暗な場合は、光らないわけでありまして、この辺に関しましては、やはり、津波というのは夜間襲ってくる場合もございますので、その点も鑑みて、今後検討していきたいと思っております。

○こんの委員 ぜひ、今も対応されているものも若干あるというご答弁でしたけれども、まだまだ不

十分なところもあるのかなと。今後も考えていきたいというご答弁をいただきましたので、ぜひ、もういつ起きてもおかしくないという、こういう中でありますので、ぜひ、避難路の、避難道路の機能強化に努めていただきたいというふうに思います。

子ども・若者自立支援体制のほうは、先ほどお聞きしました協議会や計画、それから相談体制ということでもありますので、そのほかにも、私、第4回定例会のほうで、青年期、特に高齢化したひきこもり対策についてお伺いしたときに、実態調査を求めてまいりましたけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○高山子ども育成課長 お尋ねの、品川区における実態調査という面で申しますと、2月の期間を設けまして、ライフスタイルに関するアンケート調査というのを実施しまして、こちらのほうで対象の年齢を広げまして、実態の調査について集計しているところ、調査しているところですので、調査がまとも次第、ご報告申し上げます。

○本多委員長 次に、高橋しんじ君。

○高橋（し）委員 80ページ、81ページの住民基本台帳証明手数料というところと、138、139ページの減債基金繰入金についてお尋ねします。

まず先に、住民基本台帳証明手数料のほうで、サービスコーナーの委託についてのお話で、区民委員会のほうではさまざまな議論があったとお聞きしておりますが、確認させていただきたいと思います。

以前、決算特別委員会でお聞きしたときに、大井町、武蔵小山サービスコーナーでの取扱いの割合、どれぐらいだというふうにお尋ねしたとき、15%程度ということでしたが、近々資料では、どのような数字でしょうか。

○堤坂戸籍住民課長 取扱い件数の割合と、ほぼ同じでございます。

○高橋（し）委員 スペース等の関係からすると、かなりパーセンテージは高いというふうに思います。この後、目黒も予定されているということで、非常に便利だということで、増えていくのではないかと思います。

そこで、先日の区民委員会の資料によりますと、今年の4月から、サービスコーナーが一部委託業者と再任用職員の方で運営すると。目的として、区民サービスの向上、運営の効率化ということが挙げられています。以前にも、民間委託の導入に関して、先ほどの平成24年の決算特別委員会において、区民の方からのお声を紹介させていただきました。コンビニでは、あの100倍の品物を扱いながら、1,000倍の人々を対応し、ほとんど人を待たせずに仕事をしていると。そのかわり、賃金はずっと安いと。そして、サービスコーナーで働いている方々は、いつも暇そうにしているなどというお話が、大変厳しいご批判があつて、それを区のほうにお伝えしたところ、サービスコーナーを民間事業の方々に委託するべきと、区の顔でもあるサービスコーナーですからということで、法律上、何か問題があるのかということを提案したところ、当時の戸籍住民課長から、「住民票の証明というものについては、法律上の制約はございません、民間活力という部分につきましては、他区の実施状況という部分も研究しまして、検討課題としていきたいと考えております」という答弁をいただきました。

それで、4年が経過して、このように委託をするということは、まったくもって了とするものですが、4年かかったということで、どのような課題。幾つか課題があったのだと思うのですが、時間をかけて検討されてきたのか、具体的に1つ、2つ、紹介していただきたいと思います。

○堤坂戸籍住民課長 まず、委託ということではございますけれども、職員を全然配置しないということではなくて、法務省ですとか、総務省からの通知によりますと、市区町村の指揮監督下で、戸籍事

務、住民基本台帳事務を補助する業務を委託することができるということで、その辺を検討してきたということで、実際に、民間事業者をお願いする、委託することができる業務、あと、市区町村、区の職員が行わなければいけない業務、この辺の仕分けというのをきちんと検討してきたところでございまして。具体的には、民間事業者のほうが取扱い可能な業務ということで、窓口における交付請求の受付、あと、それに基づいた証明書の作成、それから、出力された証明書の引き渡しと、手数料の徴収、この辺は、事業者のほうに委託できるであろうと。あと、請求に関する交付、あるいは不交付の決定、それから、請求内容に対する審査ですね。照合ということも含めるのですけれども。その辺は、区の職員がしっかりと責任を持って行わないといけないということで、人員の体制とか、その辺も踏まえて検討してきたところでございます。

○高橋（し）委員 いわゆる、委託業務の範囲と、その切り分けと、あと区のほうの職員の方の体制等も絡めて、どういうふうにするかということで、検討されたということです。それで、そういったことで、今回実現したわけでありましてけれども、そのように検討された結果、効率化と、先ほどありましたけれども、人とそれから経費についての面で、どのような効率化があるのか、具体的にお話いただければと思います。

○堤坂戸籍住民課長 サービスコーナーの業務におきましては、戸籍と住民基本台帳の事務以外にも、図書の取次ぎサービスがございまして、こちらの件数につきましては、本当に右肩上がり、4割、5割増しという状態が続いておりまして、本当に、私も実際に現場のほうに何回か行っているのですけれども、職員がてんやわんやの状態です。そちらについては、審査とか交付・不交付の決定とか、そういう業務は必要ありませんので、その辺は事業者のほうにお任せして、その上で、戸籍ですとか、住民基本台帳のほうの証明事務のほうも、事業者の方に、できることはお願いすると。混み具合によって、その辺を、事業者の方にお任せして、人員の体制を組んでいただくということを考えております。

○高橋（し）委員 そのような形で、サービス向上と運営の効率化が進められると。ちょっと金額とかは、またあれとしても。

先ほどから、ほかの委員からも出ましたが、いわゆる個人情報の取扱いについては、本当の十分過ぎるほど、問題が起きないように、流出予防に配慮していただきたいと思います。そして、研修体制のほうも、委託業者の方、それから再任用の方に関しても、きちんと行っていただきたいというふうに思います。

最後に、こちらの件では、武蔵小山や、平成30年の開設という目黒のほう、これを委託を拡大すべきだと考えておりますが、また4年ぐらいかかって実現するのでしょうか。

○堤坂戸籍住民課長 目黒のサービスコーナーにつきましては、平成30年4月にオープンを予定しておりますが、オープン当初より、大井町サービスコーナーと同じ形の民間委託を考えております。

武蔵小山については、いろいろ、再開発とかその辺の関係がございまして、荏原第一地域センターとの兼ね合いがございまして、当面は現行通りに進めたいと考えてございます。

○高橋（し）委員 武蔵小山のほうは、ぜひ前向きに検討していただければというふうに思います。目黒のほうは、承知いたしました。

では、138、139ページの減債基金繰入金のほうですが、これは以前にもお尋ねして、充当先の記載がないということで、当時の企画財政課長から、一般財源の扱いになるということで、説明欄の記載がほかの事業と異なっているというふうにありました。ただ、ほかの基金とは違って、千円単位まで計上しているということは、歳出にもあるように、平成6年から23年度起債償還金のどこかに充当し

ているものだと思います。そこで、質疑のときは一応納得したのですが、まだちょっとひっかかっていて、ちょっと東京都の資料で、普通会計決算調査表作成における注意事項というのがありまして、その書類の中に、財政調整基金および減債基金の取崩し額は、繰入金で、ここまではいいのですが、一般財源振替後充当となるという表現があります。充当先が明確になっているのですが、どうして一般財源かということには、残念ながら説明がなかったです。調査表上は一般財源として扱えということだと思います。これは都の、国の指針にもありました。

それはそれとしても、予算書というのは、区民の方々や、私たち議員、特に私は、予算書を見て、もうわからないことがたくさんあるのですけれども、非常にわかりやすくしていただきたいと思っています。そのような観点からすると、この減債基金繰入金の説明欄だけが空欄ということは、どうなのでしょう。

先ほど、タブレット導入のことがありました。今後、さまざまな文書、資料がオープンデータ化され、そして、区民の方々も、この予算書、決算書にアクセスすることが可能になります。そのときに、わかりやすくなるような予算書を、ぜひ作成していただきたいと思いますが、この財政上の話で、ここに文言を入れると、統計上、何か差し障りがあるのでしょうか。見解を伺います。

○秋山財政課長 分かりやすくしましょうということは、こちらも心がけているところでございますが、減債基金繰入金に関しましては、一般財源充当であるということでありますので、一般財源に使うということは、ここに、充当事業として。ここになぜ充当事業が書いてあるかということは、その他の基金につきましては、それは特定目的基金でございますので、そちらの充当先がここに明示されるように、充当事業を書いているということでございます。ですので、一般財源として使うことができる、使途が制限されないということが、国のほうで決まっておりますので、そういう意味から、ここに減債基金繰入金の説明欄には、何も書いていないというところでございます。

○高橋（し）委員 使途は制限されないのだけれども、充当先が決まっているのでありますから、ここに書いたらいかがですかというお話なのですけれども。

○秋山財政課長 一般財源である、ということでございます。

○高橋（し）委員 ですから、一般財源。

○本多委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 135ページ、先ほどもちょっと出ましたけれども、大崎再開発ビルの株式配分と、それから、83ページ、建築確認、それから、150ページ、宝くじでお願いします。

先ほどちょっと話が出たのですけれども、もちろんわかって質問していますが、発行株数の3分の2以上の賛成がないとできないというのはわかりますけれども、1社で40%持っている。TOCが40%持っている。だけれども、それを根気強く交渉していくというお話で、もうずっとやっているわけだけれども、その根気強く交渉してきた経緯、今はもっと悪化しているのではないかというぐらいの話は耳にするけれども、区としてもその交渉経緯を教えてほしいのと。

それから、あれが繋がらないのであれば、しょうがないから、あそこの朝などは、ラッシュ、すごい人で、車も通れないぐらいになっているから、そのときは、大崎警察署、警視庁、都議会の警察消防委員長まで来て、地元の方にも来ていただいて、それであそこに信号をつけようという話になって、話としては、平成29年度の予算という、すごく先の話がされたのだけれども、平成29年度の予算をつけますということだった。多分、これは、我々も確認しますが、しっかり予算がついたならば、4月、5月ぐらいで執行してくれと。これが、多分、地域の方々の願望だと思うのだけれども、区として

も、もしそれはきちんと確認していただいて、予算がついたら、そこはもう、すぐお願いをしていくということは、してほしいと思うのですが、その辺のことをお聞きしたい。

それから、建築確認なのですが、まず初めにお聞きしたいのは、建築に関する相談件数。年間どれくらい来ている。これはアバウトでも構わないので、教えていただきたいと思います。

そこからお願いします。

○稲田都市開発課長 確かに、おっしゃるように、T O C、ニューシティの株の、今見ますと、36.2%ほど持っているというところがございます。3分の2以上の賛成がないといけないというところがございます。

そこで、交渉の経緯です。目黒川デッキがつかないというところにおきまして、交渉におきましては、毎年、この総会に合わせる形ですけれども、再開発組合のほうで文書を出して、ぜひともつなげていただきたいというところがございますが、その返事がないという状況でございます。また、我々、区におきましても、ニューシティとの間におきましては、もう今年に入りまして3回程度も事務局と話しているのですけれども、なかなか進展がないというのが現状でございます。今後も引き続き、チャンスをつくっていきながら、接続に関しては頑張っていきたいというふうに思っております。

それから、信号機の件でございます。小関橋信号機、これは、北品川5-1のこの開発の南側の、目黒川にかかる小関橋でございます。平成27年5月に開発が完了しまして、その後、歩行者が増えてきたということがございます。そういうところで、地域の方々等の方から、信号機の設置の依頼がございました。平成27年9月から、そういう要望等がございまして、区のほうといたしましても、警視庁との協議、また、河川区域内の設置になるというところで、そういう関連部署との協議を進めてまいりました。そういうところで、我々としては最短に進めてきたつもりなのですが、平成29年6月から、区のほうで、まず道路に関する埋設管の整備等を行いまして、引き続き、もうすぐに警視庁が信号を立てて、9月末に信号工事は完了するという予定で、今、進めております。

○鈴木建築課長 建築相談の年間の件数でございますが、相談内容、用途地域、あるいは道路、具体的な建築法規、さまざまでございますが、これらをトータルしますと、およそ2万4,000件ほどでございます。

○石田（秀）委員 小関橋の件はよろしく。それこそ区長も、私自らも、きちんとしっかり交渉すると、前はおっしゃっていたわけで。担当者レベルだと、もう話が見つからないのであれば、区長も進んで交渉していただければと思いますので、これはお願いだけしております。

確認のほうなのだけでも。2万4,000件あるとして、例えば、平成28年の予算は60件確認が、今度は42件、中間が19が13、完了が30の11というのが予算。決算だと38、12、29となるのだけでも。すごく心配しているのは、これぐらいの数だと、何か困ったら、必ず相談、2万4,000件。これで、職員の方々が育つのかなと、すごく心配しています。それは、地盤改良だとか、例えば商品もそうだけれども、例えば、耐火・準耐火、それから工法についても日進月歩、いろいろなことが、新しいものが出てくる。それに、ある程度、相談が来たときは対応していかなければいけないのだろう。それには、職員の方々を育てていかなければならないのだろう。そういう状況の中で、この状況の確認で、育つかというのは、すごく心配しています。この辺のところはどうお考えかというのを、お聞かせ願いたい。

○鈴木建築課長 建築技術の継承と言いますか、職員の育成の観点でございますが。確かに、確認件数は、年間30から40件と少ない状況でございますが、やはり、建築基準法につきましては、非常に

法解釈の部分が大きいところがございます、例えば、開放性のある廊下、床面積に算定しないといった場合の開放性の考え方ですとか、あるいは、道路と敷地の関係、非常に複雑な部分が多いです。こういったところが、難しいところが、窓口で相談件数が増えている要因でございます。そうした難しい解釈、考え方については、確認申請の中だけではなくて、まさに事前相談として、日々、窓口で、設計事務所から受けているものでございまして。また、民間建築検査機関におきましても、法体系的には、その解釈が間違えますと、我々、確認の取消という権限も持っております。そうした、日々緊張を持った中で、その解釈、相談窓口、受けていますので、そういった中で、職員も、その解釈部分、重要な部分について経験を積んで、育成につながっていくというところでございます。

○石田（秀）委員 この部分は、お願いだけしておきます。すごく専門分野だと思っています。本当に、これについては、その段階で、職員の方もスペシャリストにならないと、多分、非常に難しい判断が、相当にあるのだと思うのです。そうすると、そこに育てるまでには、私は、これはもちろん、そういうふうに要求されているのかもしれないけれども、ある一定の人間がいて、そこで取捨選択していくぐらいのあれがないと、スペシャリストはなかなか育たないと思っております。私は、その2万4,000件もあるのなら、その部分については、そんな法的なもので、大分判断があれというのであれば、増員するべきだろうと思っています。それは、お願いだけしておきます。

宝くじのことにいきます。これは、宝くじがどうということを質問するつもりもありません。私の思うのは、こういう助成金なり補助金の部分で、例えば、国・都、これは、補助金等の連絡が来ると思うのです。各所管に。部長会、課長会。しかしながら、この独立行政法人とか、観光財団、ここにもあるけれども、宝くじ等、あるというのは、各所管の方々が、多分、選んでいると言ったほうがいいのかな。いろいろ。それを、どこかで見つけてくるのだろうと思います。それを、どういうふうになっているのかなというのを教えていただきたい。それは、例えば、係長が、しっかりそれは、職員にそういうのを探せよと言っているのか。6月の予算要求のときには、ある程度、財源がなければ、財政としては裏打ちがないのだったらこんなことをやってもしょうがないだろうということは、多分、言われるのだと思うのです。でも、そうすると、今ぐらいが、ちょうど今、そういうのをしっかり調べるというころだと思っていて。そういうものを誰かが、所管の係長でも、部長でも、課長でも、どこかそういう指示をしていかないとだめだと思っています。

何でこんなことを聞くかと言うと、私のある知り合いの方から言われたのは、お前、体は10動かせと。だけど、頭は2割は余裕を持っていけ、と言われたことがあります。それはどうしてかと、区民の方々からいろいろご意見を聞いても、どこか頭の片隅にあって、こういうことをやろうと言ったら、そこで報告するなり、そういうのを、ネットで見れば、そういう補助金が出る、助成金が出るって、いっぱいありますよ。いろいろなところ。それをとりに行くという作業は、どこか頭の片隅に、そういうふうにはないといけないし、体が10動かして、その毎日の仕事に追われているということであると、そういう発想にも、次の発想にもならないと思っていて。だから、全てに絡んでくるから、ちょっとこの話をしたのだけれども。私は、そういう形のものを、こういうところからでもやっていくべきだと思っていて、その辺の考え方はどうされているのかというのを、教えてください。

○秋山財政課長 いろいろな補助金のお話でございます。委員のおっしゃるとおり、国の補助金等は、それぞれのラインと言いますか、国の省庁を通じて、区のほうにもおりてきます。その中でも、なかなか、所管におりてきても、自分のところの事業に当てはまらないようなものというのは、なかなか最近、多くあります。区のほうは事業をやっているのだけれども、そのおりてきた所管ではやっていないよう

な、そういうところも、情報交換をしながらやっていくということが1つあります。

そういうのを組織的にどうやっているかということでございますけれども、まずは4月の執行の通達、財政のほうから情報を出すときに、そういう補助金の情報については、必ずつかむようにという指示をしておりますし、予算編成の通達するときにも、そういう内容でやっております。その指示を受けて、各所管では、課長からの指示がそれぞれにあって、いろいろ探しているというところだと思います。いろいろな、財団とか、いろいろなところがいろいろなことをやっているとなりますと、1つの指示だけで、なかなか、見つけられるというのは難しいと思います。品川区としては、できる限り、補助金については有効に使うということが、前々からの風土としてありますので、各職員が、それぞれがアンテナを張って見つけていっているというふうに、お答えはしたいと思います。

○石田（秀）委員 どうしてこんな質問をしたかと言うと、私もインターネットで補助金がどうなっているのかなと調べると、いろいろなメニューがあります。これは以前ですけれども、ある補助があって、それはもう、完了していたのですけれども、そのこと自体を所管に聞いたら、知らなかったと。その後、調査したら、港区がついていた。それを利用していたのだけれども。そういうのは、やはり必ずあるはずなのですね。それは多分、区民の要望があったから、私も覚えていた。区民の要望があったから覚えていたけれども、ああ、何だ、こういうのがせっかくあったのに、と思ったことがあったわけですよ。こういうのは、各所管でもいいのですけれども、ある程度の号令をかけて、今言ったように、頭に2割程度の余裕があって、片隅に少しでも思っているように、こういうときはこういうふうにして、予算要求も、それは必ず財政の立場は言うのだから、それは必ず言うのでいいのです。それは。それはそれで、もう、すごくいいことなのだけれども。各所管の人たちに、そういう部分のことをして、これは、こういうことでも探していけよということを、きちんと習慣づけるということになると、その部分で2割前向きなことを考えていこうという頭があれば、ほかのことでも、こういうことをやりましょうという、新規政策なんかも、提案も、私は出てくると思っていて。それを習慣づけることが、私は大切なのではないかなと思っているので、再度、そこのところだけ。見解をお聞きしたいと思います。

○秋山財政課長 おっしゃるとおり、何らかの余裕がないと、新しいものを考えたり、ちょっとひっかかったところに調べに行くとかという余裕がないということは、もちろん承知はしております。そういうことに関しても、一方的に、財政のほうに、ただ見つけてこいと言うのではなくて、財政のほうにそういう情報があれば所管にも流しますし、所管からも、横の連携ですとか、そういうところも含めて連携をしていくということによって、まずは、いろいろなところに気付く癖と言うか、品川区としては、そういうところも、細かいところにも全部目を配ってやっていくのだというような空気感というか、そういうものをつくっていけるようなことができればいいと思っていますし、そういうものをつくっていくのが、私どもの役割かというふうに思っております。

○石田（秀）委員 ぜひよろしく願いして、終わります。ありがとうございました。

○本多委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、108ページ、障害児通所給付費から、日中一時支援事業と、放課後等デイサービスについて伺いたいと思います。

先ほど、この日中一時支援事業の利用料が軽減されるということで、非課税世帯がゼロ、無料。そして、住民税所得割の28万円未満の方々は4,600円が上限ということで、6割の方々が引き下げられる、軽減されるということでした。これで、国や都が、それで区もここに負担金が出ていると思うのですけれども、どこの部分が増えて、利用料が軽減されるようになるのか伺いたいのと。

あと、今まで、日中一時支援事業は、利用料が1,000円、おやつが100円、送迎費が行き帰り、往復で、300円掛ける2で600円、そして保険料が100円ということで、1日4時間までの利用で、1,800円だったのですけれども、これが全て入ることなのか。それとも、おやつ代や送迎費、保険料は、別の負担が求められてしまうのか、そこを伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長 日中一時支援の減額の話でございます。今回、減額の対象と言いますか、利用者負担の軽減をするところは、利用料と送迎料金のところになります。ですので、おやつ代、それから保険料については、負担をしていただくということで考えております。この日中一時支援事業ですけれども、地域生活支援事業の位置づけになっておりますので、その枠組みの中で、都と国から、それぞれ補助金をいただいているものでございます。

○石田（ち）委員 そうすると、おやつ代と保険料は別途かかってしまうと。軽減されるのは評価できるのですけれども、ここで、そうすると、4,600円が上限の方であれば、おやつと保険料は200円。10日通えば2,000円。そうすると、6,600円ということで、やはり、ちょっと他区よりも、そしてすまいるスクールに通える健常者の子どもたちよりも、高い負担になってくるのではないかと思いますので、そこは引き続き、軽減を求めているなと思うのですけれども。そもそもこの放課後等デイサービスが、今まで、品川、10日しか使えない、そういう状況で、この日中一時支援事業を、一緒に使わざるを得ないということで、二重の負担を強いられてきているわけですが。この放課後等デイサービスの、代表質問でも取り上げましたけれども、月上限10日というのを、厚生委員会でも示されましたけれども、基本10日ということにしていくということで、上限ではなく基本に、言葉が、表現が変えられました。とはいえ、10日というのは変わらず。そして、23区で見ても、最低の支給日数になります。この10日は、何を根拠に決められているのか、伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長 いわゆるおやつ代100円というのは実費ということになりますので、保護者の方にご負担いただければと考えております。そして、放課後等デイサービスの基本を10日している理由なのですが、本会議のときにも答弁させていただきましたように、療育の場であるということで、通常、お稽古事等でも週2日であろうということで、こちらのほうは10日というふうにさせていただいております。ただ、10日というのはあくまで基本的な考えでございますので、個々のお子さんの状況ですとか、ご家庭の状況を鑑みながら、実際の支給決定というのはさせていただいております。それにより、10日以上出ている方もいらっしゃるということです。

国のほうの通知を見ましても保護者の例えば就労の支援であるとか、レスパイトについては放課後等デイサービスではなく、日中一時支援を活用するようになっているというふうになっております。他区の中には、日中一時支援事業を持っていないところもございまして、そうした区においては、この放課後等デイサービスにその機能をかぶせているというふうに考えているところでございます。

○石田（ち）委員 本会議での答弁でも、この10日の基準を、支給決定の基準については、習い事や塾は週2日程度の状況であることから10日しているということで、先ほども課長から療育という言葉が出されているのですけれども、この、塾や習い事と療育というのが、なぜ同じ考えになるのかが、ちょっとわからないのですけれども。厚生労働省から出されています放課後等デイサービスガイドラインには、この放課後等デイサービスの役割として、子どもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通じて、子どもが他社との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人とかかわることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができるよう支援すると。こ

れが、放課後等デイサービスだと。そして、さらに友達とかかわることによって、葛藤を調整する力、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して、支援しているということなのですけれども。これと、この考えと、習い事というのが同じだと、区は考えているのでしょうか。

○中山障害者福祉課長 障害のあるお子さんが、それぞれほかのお子さんとのかわりの中で成長していくということは、すごく大事なことでと考えております。ただ、これは放課後等デイサービスだけで培うものではなく、既に学校という場がありますので、特別支援教育の中でも、こうした力というのは身につけていけるものだと思います。放課後等デイサービスについては、こうした特別支援学校ですとか、あるいは家庭での教育、そういったところでは、なかなか味わえない場所の違い、そういったものの、人とのかわりということになっていきますので、基本的には10日程度で大丈夫だろうというふうに考えております。

ただ、そうは言いましても、思春期のお子様の状況によって、ご家庭での療育が難しいこともございます。そうしたところについては、ご家庭の状況なども、訪問させていただきながら、月23日の支給もしている実態がございます。

○石田（ち）委員 やはり、成長、育成、療育というところで考えると、まったくもって塾や習い事とは違いますし、このガイドラインにも、学校の生活、学校と合わせて、こういった放課後デイが連携して支援をしていく。学校との連携を図りながら支援を行うと。こうした、先ほど述べた、子どもの療育という観点と、学校が連携をして進めていくというふうに書かれているのですね。ですので、学校とはまた別のものだということで、放課後の子どもたちの療育というのを保証している場所だと思うのです。

そして、隣の大田区では、こうした療育を目的に、親の就労だけではなく、本人の状況に合わせて、平均17日の支給をしています。こうした状況を見ても、品川区のこの10日という基準にした、塾や習い事を基準にした利用日数10日という考え方そのものを変えていくべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。そして、やはり障害があってもなくても、放課後の育成・療育に差がないようにしていくことを求めますけれども、いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長 確か、大田区は日中一時支援がなかったと思います。それで、日中一時支援のかわりを、この放課後等デイサービスのサービスで補っているというふうに、私は聞いております。

それから、子どもの育ちを支える場としては、こうした放課後等デイサービスというサービスだけに偏るものではないと思っています。学校の教育の場もそうですし、ご家庭での、お子様との一緒に育ちを学び合うということも、非常に大事なことでと思っています。仮に、放課後等デイサービスに、毎日毎日、通うようなことになってしまい、帰宅時間が遅い、そうしたことで家族との分断というのは避けるべきかとも思っております。そうしたいろいろなことを勘案して、一応、基本的には10日というふうにしているだけで、ただそこは、個別の状況に応じまして、10日に限らず、日数というのは増やしたりもしておりますし、一方で、放課後等デイサービスの事業所のほうにも、そういった話も伝えつつ、家庭と、それから学校との連携、そうしたものと一緒に考えていきながら、対応していただきたいというようなお願いもしているところでございます。

○本多委員長 次に、若林委員。

○若林委員 47ページの歳入など、財政についてと、77ページの土木使用料の区民住宅等について、伺いたいと思います。

まず、財政的には、昨日の最終補正予算の審議をさせていただいて、そのときに、繰越金について質

疑をさせていただきました。そのときに、繰越金については、平成27年度の実質収支、イコール繰越金と、これと同額にしているというふうに、あえて同額にしているのだと。47億円ですかね。しているというふうにご答弁があったのですが。そのときはもう、それ以上お聞きしなかったのですが、改めて、平成27年度に発生した繰越金、いわゆる実質収支と、平成28年度の、今回の最終補正で、あえて前年度の実質収支と同じ額を繰越金にしたというご答弁だったので、この意味、意図するものは何なのかというのを、まずお聞きしたいと思います。

○秋山財政課長 平成28年度の繰越金の歳入の原資は、平成27年度の実質収支であります。ですので、実質収支額と繰越額というのは、最終的には合います。同額というのが正しい答えであります。ただし、平成28年度の当初予算の段階では、繰越金の額は確定していませんので、25億円という当初予算を組んでおいて、平成28年度の途中で決算が出ますので、決算の時点で実質収支が確定しますもので、その額で最終補正と同額にしているということでございます。

○若林委員 そうすると、毎年、実質収支イコール繰越金というのは、前年度が当該年度、これにずっと引き継がれて、大体同額を、1年間の決算として、繰越金にして。また、例えば平成27年度で言うと、47億円が繰越になった。それが平成28年度の、翌年度の収入に入って、それが、平成28年度の決算が終わると、同額の47億円が繰り越しされて、それはまた平成29年度の、今年度の予算のところに、決算として47億円、毎年同額が繰り越されていくという、そういう意味ですか。

○秋山財政課長 そうではございません。前年の実質収支額と、次年度の最終の繰越額が、同額であるということだけです。なので、実質収支額は、その年の決算によって、毎年変わるわけですね。実質収支の額というのは変わりますので、その額が、次年度の繰越額になるという、そういう関係でありますので、47億円という数字が、毎年毎年、繰り越していくということではございません。

○若林委員 同じ額が繰り越されていくわけではないということで、確認をさせていただきます。

続いて、予算の話になるのですが。もう1つ、平成29年度の予算、区民税の議論はさまざまありました。しばらくは納税義務者が増えていくけれども、やがて、5年、10年たつと減っていくと。一方、もう1つの財政調整交付金、これについては、調整三税等、都区でまさに財政調整をして入ってくるお金ですが、これについても、区民税と同じような傾向性があるというふうに捉えていいのでしょうか。

○秋山財政課長 財政調整交付金は、調整三税の原資が調整三税でございまして、1つは固定資産税、それから、あと、もう1つが法人住民税でございまして、個人住民税と、全くパラレルな動きをとるというわけではないと思います。特に、固定資産税と住民税がパラレルの動きということはないと思いますけれども、景気の動向等を踏まえて、ある程度、同じような方向性で動いているのかなという印象はございます。

○若林委員 そうしますと、全く一緒の、平行的な動きは、当然、そんなことはないけれども、同じような傾向性があるのだということで、区民税も含めて、もう1つの大きな原資である財政調整交付金も含めて、やがて区の財政の収入というのは、少なくなっていくということが予想されるだろうということで、そこで、さっきの繰越金の話になりますけれども。去年の決算特別委員会でも議論させていただきましたが、いわゆる、私が指摘をしたのは、繰越金が、去年の資料だと平成23年度以降、毎年、いわゆる繰越金が増え続けていて。単年度収支の黒字がずっと続いていて。私は、赤字に、数年間の中で、1回は赤字にならないと、それは区民に税をお戻しして、またサービスの向上につなげるということではなくて、見た目、実質的にも、お金がどんどんたまっていく状態。この単年度収支の黒字が続く

ということは、いかなものかなという意味で質疑をさせていただきましたけれども。そのとき、財政課長は、これは東京という自治体は、国からの交付金がないので、これはしっかりと、この単年度収支を、とにかく黒字を続けていくというご答弁がありましたけれども。これが、品川区にとっての、これから収入、税収が減っていくという傾向も踏まえて、今後もこの単年度収支の黒字を続けるということが、品川区の財政上の健全性を維持するという、大きな方針があるという意味で捉えていいのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○秋山財政課長 実質収支と単年度収支のお話でございますけれども、先ほど、お話をさせていただいた、実質収支。私をご説明をしたのは、実質収支比率の話であったというふうに思っています。23区の、地方交付税がないという状況の中で、その話をさせていただいたかなと思っております。

単年度収支の話でございますけれども、単年度収支の黒字・赤字ということでございますけれども、こちらは、ある程度、年間の財政の動きの中で、結果として出てくるものでありますので、なおかつ、健全性をあらわす数値は、その単年度収支の赤字・黒字だけではなくて、実質収支額であるとか、いろいろ健全性を示すものはありますので、単年度収支だけに注目をして財政運用をするということではなくて、全体を見て、今後も、これから財源が減っていくであろうことも見据えた上で、そういう財政運営というのをしていきたいと考えているものでございます。

○若林委員 確かに、単年度収支だけが、健全化の指標の1つではありませんけれども、さっき言いましたように、毎年の1年間の収支、いわゆる決算が出てきて、毎年、翌年度に繰り越されていくお金が、どんどん、現実的にお金が増えていると。この中には、基金も当然入っているわけですね。基金をたくさん、基金を一定積み上げた上で、なおかつ、繰り越しがどんどん、繰り越しが一定増え続けるという意味ですので、これについて、1つは大きな目安というか指標になると思うので、そういう意味では、また今後議論をさせていただきたいと思いますが、品川区の健全財政のために、またしっかり議論をしていきたいなというふうに、ここにとどめさせていただきます。

続いて、77ページの区民住宅でございますが、まず、これは簡単に、区民住宅の家賃助成の仕組みを、ちょっとお聞かせ、確認をさせてください。使用料がまず、区で決められます。家賃ですね。その後、所得に応じて助成をされるというふうに、この区民住宅条例に載っております。そこで、使用料が歳入に入って、助成ということですので、品川区のほうで、普通、助成と言うと、歳出に出てくるという筋だと思うのですが、本来入るべきお金が、助成として歳出に出ていく。こういう仕組みでいいのかどうか、お知らせをいただきたいと思います。

○今井住宅課長 区民住宅におけます使用料の一部助成につきましては、現在、使用料につきましては、傾斜型の使用料助成と、フラット型の使用料助成と、二通りの考え方がございます。こちら、使用料のほうは区が決定いたしまして、傾斜型につきましては、毎年3%ずつ、決定しました使用料を上限といたしまして、使用者負担額が上がってくる形になっております。フラット型家賃、傾斜型ともに、家賃助成につきましては、歳出のほうには出てきませんで、あくまでも使用料が入らないという形になっておりまして、使用料の負担分の部分を、国の家賃助成の補助金がございますので、家賃助成の補助金を充てているという形でございます。歳出のほうには出てまいりません。

○若林委員 はい。それは確認をさせていただきました。

それで、住宅施策のお話を、昨年の決算でもやりましたので、ちょっとその後の確認をして、前へ進めたいと思いますが。

いずれにしても、午前中、午後と議論がありますように、人口構成で言いますと、生産年齢の方々に

転入をしていただくなり、また、住み続けていただくなり、いわゆる品川区の活力や活気のために、これはなくてはならない方々に居続けていただきたい、住み続けていただきたい。また、一方で、高齢者等、こういう方々には、やはり、地域を支えていただき、人を支えていただき、また、こういう若い方々も地域で育てていただく。こういう地域の潤いや、心の豊かさ、こういうことのためにも、ぜひとも住み続けていただきたい。こういう大きなことが、これまでの議論でも言われていると思います。特に、高齢者の部分では、こういう地域での活躍というのは、いわゆる、区役所・行政ではできないこと、また、ある意味ではやってはいけないことというのか、本当に地域の力ということでございます。

そこで、いわゆる住宅施策でいいますと、住宅に困っている困窮者の方々のために、高齢者住宅でありますとか、障害者の住宅、また区営住宅というのがあると思います。また、地域包括ケアでいいますと、サービス付高齢者住宅。また、中堅所得ファミリー層向けの区民住宅と、こういう、民間も含めた、主に公的な住宅があります。こういった公的な住宅を使って、先ほどの、そういうさまざまな階層の方たちに、活力や活気のために、または地域の潤いのために、続けていただくための、品川区の既存の公的な住宅で、どのような、今後、モデルを考えておられるか、ご所見を伺いたいと思います。

○今井住宅課長 はじめに、住宅の供給にまいりますと、9割近くが民間の住宅ストックの中で運用されているものでございます。その中で、公的住宅の中には、区営住宅、そして、品川区は区民住宅ということでございますけれども、区営住宅のほうは、今、建替え等を行っておりますけれども、現状の戸数の維持ということで考えております。また、区民住宅につきましては、今、23区でもう全部で1,700ある中で、品川区は700以上の区民住宅を持っておりますが、借上型については、こちらのほうは、オーナーのほうに着実に返還していくとともに、建設型につきましては、15年以上、20年以上たつ住宅もございますので、現在、進めている公共施設の計画等におきましても、また新たな活用方法等については、検討していく必要があるというふうな認識をしております。ただ、その検討の中では、やはり複合化ですとか、または一部転用ですとか、さまざまな手法があろうかと思しますので、行政ニーズを見て検討していきたいというふうに考えております。

○本多委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 58ページ、11款分担金及び負担金、1項負担金1目総務負担金、庁舎管理費について。それと、121ページ、商店街にぎわい創出事業に関連して、戸越公園駅南口旧イトーヨーカドー跡地についてお聞きしたいと思います。時間があったら、また追加してお聞きいたします。

庁舎管理費負担金、1億34万9,000円。前年度に比較して、9,378万2,000円という、約半減していますけれども、その理由についてお聞きしたいということと。

もう1つは、この中でいろいろな、品川都税事務所、二建とかありますけれども、株式会社日京クリエイトというのがありますよね。これはおそらく食堂だろうと思うのですが、この確認と。この食堂が、どのような経緯で、どのような手順を経て、ここに入ってきたのかについて、お聞きしたいと思います。

○立川経理課長 まず、庁舎管理費負担金の減でございますが、こちらは、昨年度に比べまして、いわゆる総合庁舎の工事費が減になったということで、約1億円ぐらい、減になったところでございます。

○米田人事課長 日京クリエイト、食堂運営事業者の入居の経緯でございますけれども、これまで互助会の運営ということで、別の事業者が食堂の運営をしておりました。この間、第二庁舎の2階の部分の全体的なリニューアルに合わせて、事業者も一定程度、年数がたちましたので、運営を区に切りかえた上で、事業者の募集をプロポーザル方式により行い、そこで一番提案の優れている日京クリエイト、

こちらのほうに選定に至ったものでございます。

○松澤委員 リニューアルをして、運営を区にして、プロポーザルで選んだということですね。はい。

それでは、関連してお聞きしたいのですけれども。ラヴィアンタワーの完成に合わせて、地域貢献施設として、大井1-15-1に、2棟、組合からいただいた小さなビルがありますけれども、これをいただいた経緯についてお聞きしたいと思います。

○立川経理課長 大井一丁目の寄附物件でございますが、2棟いただきまして、1棟は立会通り沿いにあるのですけれども、こちらにつきましては、いわゆる防災関係の施設として使ってほしいという要望をいただきました。それから、もう1棟、サンピア側でございますが、こちらは、商店街から再開発のビルにつながるという所でございまして、いわゆるにぎわいにつながるような、そういう施設を、1・2階の部分には充ててほしいということで、主に店舗ということで、改装を進めたものをいただいたというところでございます。

○松澤委員 2棟、今聞きましたように、立会道路のほうには、経理課の分室と書いてありますよね。こちらのサンピアの26号線のほうは、あれは社会福祉協議会。ただ、1階に、今言われたように、飲食店が入っているのですよね。区にいただいたということは、区の施設なののですけれども、ここに飲食店が入っている。この経緯についてお聞きしたいと思います。

○立川経理課長 3・4階の部分は社会福祉協議会が使っているところなののですけれども、1・2階の部分に店舗を入れてほしいという要望をいただいた上で、寄附として受領したという、そういったことで、現在、店舗として利用しているところでございます。

○松澤委員 そういう経緯で店舗にしたのはわかるのですけれども。今、食堂では、やはりプロポーザルにしましたという、はっきりした答えが出ているのですけれども。この店舗を入れた理由、どういう形で選んで、この業者が選ばれたのかというのを、そのところを聞きたいと思います。

○立川経理課長 まず、寄附の話があった時点で、既に再開発組合側では、もう募集を開始しておりまして、それで、コーヒー店、ラーメン店、あと、和食の料理屋、この3つのお店について、もう既にこの時点で推薦をいただいております。それで、区としましては、事業の内容が近隣の店舗と競合しないとか、あと、経営の基盤は安定しているかなど、そういった点を勘案しまして、現在の事業者に決定したというところでございます。

○松澤委員 そうしますと、もらうときに、店舗が、入れてもらいたいのでと。要するに、くれるほうの側が選んだという形でいいのでしょうか。確か、もらったときには、空いていましたよね。空き家だというふうに思っています。その後、工事をして店舗ができて。これ、どんな形で選んだのかな。公募したという話も聞いていないしというふうに思ったものだから、聞いたのですけれども。こういう形で、もらうときに、もう決まっていて、こういう形でもらうというの、おそらくこれ、初めてだと思うのですけれども。初めてということでもいいでしょうか。

○立川経理課長 はい。既に、決定はしていないのですけれども、推薦をいただいております。それで3社から区の方で決定したというところでございます。ですから、通常でしたら、公募をかけたりして、いわゆる入居者を決定していくところなのですが、これは、いわゆる、そういった推薦と一緒に、寄附の受領依頼があったということでございますので、こういったことになっているというところでございます。

○松澤委員 区が、民間の飲食店を入れるというのは、やはりこれ、おかしいですから、どこかでこれは是正していかなければいけないというふうに思っているのですよ。当然のことながら、家賃もとっ

て、民間ですから権利金もとって、きちんと契約もしているのでしょうけれども、その詳細の数字は、こういう予算特別委員会で聞かないですけれども。私は、ここは、この通り、本当の目抜き通りになるのですよね。平成32年には26号線が通って、ガード下が、163号線ができ上がって。ガード下も、また店舗になるかもしれない。区役所が近いし、すばらしいところにある。ここに、やはり、飲食店ではなくて、今やはり、シティプロモーション、品川の魅力を売り出そうという中では、あそこに交流都市地方物産展なんてありますけれども、こういう拠点にしていっていただけたらいいかなというふうに思っているのですよ。ちょっと小さいですけれども。今の戸越銀座に坂井市がランチを開いていますけれども、ああいうものを、区の施設であるあそこに入れて、活性化を図る、地方との活性化を図るというのが一番いいかなというふうに思っているのです。私は、飲食店に貸しているというのは、何となくおかしいような気がします、その点、お聞きしたいと思います。

○立川経理課長 普通財産の貸付につきましては、いわゆる物件の経済的価値を発揮することによって、間接的に行政運営に貢献するという、そういった性質のもので、立地等を勘案しまして、適切な事業者の選定ということを進めていきたいと考えております。

○松澤委員 もうこれでやめますけれども。私は、あそこは絶対に飲食店ではなくて、そのような、シティプロモーションで使えるような施設にしていきたいと思います。当然、民間と同じように、何年契約をしているのしょうから、もし、ずっとやりたいと言っても、なかなか契約が切れないでしょうけれども、撤退したときには、そういう方向にしていきたいと思います、そういうふうをお願いをしておきたいというふうに思います。

続きまして、商店街にぎわい創出事業に関連して、戸越公園駅の南口、旧イトーヨーカドー跡地について、お聞きしたいと思います。イトーヨーカドー戸越公園店が閉店して、不動産業者に売却するという話が起り、地域からも、区に買ってほしいという要望がありました。しかし、閉店と同時に、ある不動産業者に売却が決まっているとのことで、残念な思いをしたところなのですよ。ところが、最近、あそこに行っているいろいろ買い物をしましたら、まだ所有権移転が済んでいないのですよ、と言われたのですね。あれ、何、もう所有権移転が済んで、不動産屋が、ワンルームマンション5階建てをつくるという話になっているのだけれども、ということで、改めて、品川区がいろいろと交渉した経緯があると思いますので、この点について明らかにしていきたいと思います。

○東野まちづくり立体化担当課長 私からは、イトーヨーカドー戸越公園店跡地につきまして、お答えさせていただきます。当店につきましては、昨年3月、閉鎖の報道を受けまして、区として、イトーヨーカドーに対しまして、閉店後の跡地についての、まちづくりへの協力要請を、この間ずっと行ってきたところでございます。委員お話があったとおり、現在、まだ所有権につきましては、イトーヨーカドーが持っているというような状況でございます。こちらにつきましては、境界、各抵当の手続きに時間がかかりまして、今、私のほうで持っている情報としましては、3月末におきまして、所有権の移転登記がされるという情報を得ております。

不動産会社への売却という情報につきましては、早い段階で、ヨーカドーが、もうその時点で売却の方針が決まっていたということを受けまして、区におきまして、その売却先に対しての、まちづくりへの要請を行ってきたところでございます。

こちら、昨年8月には、地元の商店街、町会のほうからも要望を受けまして、売却先に対して、建てられるマンションの1階部分に店舗を入れていただきたいというような要望を続けてきたところなのですけれども、立地性、収益性におきまして、いまだ見つからないというような状況でございます。

また、こういう店舗が入らない状況も想定いたしまして、現在、区がお借りして、事業を行うことも想定していると、検討しているという状況でございます。同社への店舗の要請につきましては、今後も続けていきたいと思っております。

○松澤委員 今のお話ですと、まちづくりとしては、店舗を入れてもらいたいのだと、そういうお話を施主としているけれども、いろいろ探したけれども、店舗がなかなか入らないと。それで、区が借りるというようなお話だったのですけれども。こういう形で、区が借りる、おそらく、人が集まる施設をつくろうとか言うのでしょうか。いわゆる、これも、1つのマンション紛争の形態なのですよね。確かに、にぎわいということで、あそこで店舗を入れてもらいたいという要望はたくさんあるのですけれども、それに対して、それを、うまくいかないから区が借りますよという、こういうことをやったら、どこでも、もしそういうような形で起きた場合には、みんな区が買うのですか。借りるのですか。今の話を聞いていると、何かこれ、政策的に違うかなという気がするのですけれども。今の話ですと、もしそういう形にしておいて、商店が手を挙げたら入れるということなののでしょうか。その辺をもうちょっと詳しくお願いします。

○東野まちづくり立体化担当課長 区のスタンスといたしましては、あくまでも店舗を入れていただきたいというスタンスは、続けていきたいと思えます。ただし、期限があるようなものでございますので、それにつきましては、区が借りるということも検討の1つに、今、入れているということでございます。

○松澤委員 検討の1つということで、入れるのは、それは政策の問題ですけれども。私は、やはり、そこに、うまく行かないから区の施設を借りるというような形は、あまり好ましくないかなというふうに思っているものですから、質問させていただきました。終わります。

○本多委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、129ページ、学校地域連携推進経費についてお聞きしたいと思います。

その前に、ちょっと、議会費ということで、一言申し上げたいと思えます。

東京二十三区清掃一部事務組合において、そこに属している23区の全区議会議長が、今年4月11日から15日に、マレーシア・シンガポールに海外視察をします。清掃事業の国際協力などに関する調査研究のためのということですが、私は反対させていただきます。区内生活や区内産業の経営が厳しい中において、大半の区民の消費が14カ月連続して落ちている中では、議長はやめるべきだと思います。では、学校地域連携推進について、お聞かせ願いたいと思えます。

まず、コミュニティ・スクールなのですが、近隣の町会や自治会との協働事業であり、学校を地域が支える。学校の教育に地域がかかわるということであります。保護者も入ると思いますが、地域の大人と学校の子どもたちの交流の場をつくり、一緒に遊んだり、学んだりするということです。そして、子どもたちは、学校の先生からではなく、地域の方からも特殊な技術を学んだり指導されますと。このコミュニティ・スクールは、社会勉強会の方針や手法なのですが、これをつくり上げるのは、やはり先生なのですね。そして、先生も参加します。土曜日や日曜日も参加、お手伝いすることもあります。でも、これでは、ますます教員の負担が、より多くなるのではないかと思います。どんどん、いろいろ増やしておりますが、これで、先生方の健康管理は大丈夫なのでしょうか。今でも、休職されている先生方が何人もいるという話を聞いておりますが、実際どうなのでしょう。お聞かせください。

○熊谷指導課長 品川コミュニティ・スクールでは、今お話がありましたように、先生方の負担を少なくするといった意味合いもございます。地域で9年間、義務教育段階の子どもたちを育てていくとい

うことで、放課後の地域未来塾もそうですけれども、子どもたちを地域で、学力も含め、育てていくということで、かえって教員の負担感は少なくなると考えております。

○須貝委員 この方針を決める、それから段取りを決めるというのは、地域の方々が根本的にやりますが、それをまとめ上げるのは先生方ですよね。地域の方に、では完全に丸投げして、全部やって、学校は一切関知しなくて、皆さんにお助け願いますということですか。もう一度お聞かせください。

○熊谷指導課長 品川コミュニティ・スクールは、校区教育協働委員会と、学校支援地域本部の、大きな2つの両輪から成るものでございます。校区教育協働委員会には、校長がまず入っておりまして、校長の意をくんで、こんな学校にしていきたいのだけれども、どうだろうかということで、委員の皆様方の意見も聞きながら、次年度の学校のグランドデザイン、経営方針、そういったものを承認していただきながら、進めていくものでございます。ですので、その中に、学識経験者であったり、また保護者、地域住民、そして身近な卒業生、そういった方も入っておりますし、地域の方々も入っておりますので、そういう中で、今後の方向性について検討していくというものでございます。

○須貝委員 済みません。なかなかかみ合わなくて。そうではなくて、その手法を決めますよね。段取り。こういうふうな、今度、コミュニティ・スクールで、こういうイベントをやります。こういう授業をやります。それは、学校の現場ですから、教員がまとめて、そして段取りも教員がある程度決めていきますよね。そうではなかったら、丸投げということですか。もう一度、お聞かせください。

○熊谷指導課長 学校の教育課程の中で、さまざまな教育活動がございますけれども、それをどのように行っていくか。地域の中の人材の活用ということも、とても重要でございますので、こういったことをやりたいというものがあつたときに、もちろん、教員が考えていくものもございますけれども、この、校区教育協働委員会の中で、こんなことをしていつてはどうだろうか、また調整はどうしようか。コーディネーターが調整しながら、学校支援地域本部で、その支援活動をお願いしていくということもございますので、ですので、教員が全て決めていったものを、このコミュニティ・スクールで行っていくというよりは、まずは、校区教育協働委員会、校長のブレーンでございますので、その中で検討したことを、学校支援地域本部にお手伝いいただくという形でございます。

○須貝委員 済みません。なかなか答えていただけないのですが。地域の方が、では、全部こういう書類をつくって、やれますか、という話です。僕は、違うでしょう。実際。先生方が、皆さんの声を聞いてまとめます。そしてこういうコミュニティ・スクールは、土曜、日曜もやりますよね。そうすると、先生は、今までも、品川区、さまざまな事業をやっています。こんなことをまた増やしていったら、ベテランの教員が来なくなるのではないですか。

ある、ちょっと関西の小学校を見てまいりました。そうしたら、ベテランの先生があまりいなかったのです。若い教員の方たちが多かったです。どんどん増やされて、本来、学校の先生は、生徒と向き合って、そして生徒を指導していくという、本来の趣旨から、だんだん離れていってしまうのではないですか。やはり先生は、もっと学校でしっかり子どもと向き合って、やはり会話できる、話ができる、子どもの顔色が見られる時間というのが、私は必要だと思うのですが、違うのですか。

○熊谷指導課長 今、お話ございましたけれども。そういった子どもと向き合う時間をたくさんとっていくために、品川コミュニティ・スクールは存在すると思っております。ですので、通知ですとか資料ですとか、先生方の負担が増えるのではないかとご指摘でしたけれども、そういったものも、非常勤職員でありますコーディネーターがおりますので、そのコーディネーターを通して依頼していく。ですので、反対に、ミシンのお手伝いが欲しいのだけれども、ですとか、地域めぐりの補助が欲しいのだ

けれども、そういったものに関して、今までは教員が、もしくは副校長がコーディネートしてきたものについて、コーディネーターが間に入って、地域とつないでいくといったシステムですので、反対に、教員の負担が増えるといったことはございません。

○須貝委員 根本的に、教育の現場というのは、指導課長。先生がやらなければだめですよ。実際。地域から学ぶのは、今言ったことで、地域の方から学ぶのは構わない。それは。授業外ですから。でも、根本的に、生徒、生活指導を含めて、実際に今度、生活指導になりますよね。地域の人と接すれば。それから、今、学習指導もありました。実際、本来のところは教員しかかわれないところに、地域の人が入っていくわけですよ。だから、先生というのは、そこで楽になるという、今、おっしゃっていますけれども、それをフォローしなければいけないのではないですか。地域の方は、教員でも何でもありません。専門知識は持っています。だけど、楽になるというその言い方、おっしゃり方が、よくわからない。では、先生方は全然楽になって、本当に、自分の時間もどんどんつくれるのか。そうではないでしょう。私が見てきたところは、やはり、もう先生方が追われて、土・日も出勤するようになって、そして参加している。そういうような姿を見ていたら、ますますベテランの、私はいい先生と言っているかどうかかわからないけれども、そういう方が来てもらえなくなるのではないかと、すごく心配するのですが、どうでしょうか。

○熊谷指導課長 教員が楽になるというよりは、休職者が増えるのではないかと、負担が増えるのではないかとこの指摘でしたので、そうではなくて、品川コミュニティ・スクールをやっていくことで、反対に、教育内容が充実していくと思っています。もちろん、教員免許は教員しかございませんので、授業はやっていくのですが、その中で、一緒にお手伝いいただくことで、よりよい教育活動ができる、そういった部分が品川コミュニティ・スクールでございますので、例えば、キャリア教育でも、教員は教育という仕事しかわかりませんが、地域の方がたくさんお話をいただくことで、よりよいキャリア教育が進められると思っています。ですので、まず、この品川コミュニティ・スクールをやっていく中で、地域の方のお力添えもいただきながら、また地域にも貢献していく子どもたちを育てていくことができると考えております。

○須貝委員 今、学校には、教員の皆さんは、学習指導、生活指導、進路指導、ある上に、今、いじめの問題、このページの下にも書いてあります。研修会や教育委員会等への報告書、東京都へも報告書を出していると思います。そして、さらに、国の通達で、英語教育も入ってきますよね。その中で、またこうやって増えていく。

確かに、品川区、さまざまなこと、小中一貫教育、プラン21、それから、もう1つありました。そういうことをさまざまやっていって、どんどんこうやって増やしていく。教員の数は決まっているのですよね。大丈夫なのですか。とりあえず、私、まずはそれをお聞きしたいのと。

今、区の職員でも、超過勤務が問題視されています。学校教員の超過勤務について、どう考えているのでしょうかね。ちょっとそれ、お聞かせ願えますか。品川区だって、できるだけ、1人1人、教員の残業を減らす、超過勤務を減らすという動きで、なっています。でも、教員は、申し訳ないけれども、減っていないのではないですか。僕にはそう見えます。それすらできないのに、さらにこれをやっていたら、本当に、教員の皆さんの超過勤務ということを考えたら、もうストレスから何から、先生、まいてしまうのではないですか。この品川区から出ていきたくなってしまうのではないですか。もっと、働く環境というのは、仕事、区でもそうですよ。庁舎内でも、仕事減らしていますよ。一生懸命合理化して。ああ、この部門はやめよう。これはやろう。ところが、僕、すばらしいなと思うけれども、品川

区教育委員会。こんなにどんどん仕事を増やしている。これ、不思議でならないのですが、もう1回、超過勤務について、含めてご答弁ください。

○熊谷指導課長 まず、教員の仕事というのは多岐にわたりますので、委員ご指摘のとおり、生活指導あり、学習指導あり、進路指導あり、さまざまなものがございます。ですので、どこの地域であっても、教員の、どうしても仕事量というのは多いですし、また、働く時間も長いということもございます。ただ、本区におきましては、校長会、副校長会におきましても、教員の仕事を、勤務時間をできるだけ短縮するようということで、配慮しているところでございます。ただ、教育委員会におきましても、先ほど、委員から、通知等の、または調査等のということでございましたけれども、そういったことも負担にならないように、できるだけ精査するように配慮をしております。

どちらにしましても、〇〇教育、性教育ですとか法教育、さまざまございますけれども、そういったものは、どこの区市町村、教育委員会でも、子どもたちのためにということで、各学校で行われているところでございしますが、そういったものを精査して、またさらに、地域の方の力も借りながら、よりよいものにしていくためにも、品川コミュニティ・スクールがよいシステムであるというふうに感じております。

○須貝委員 今までも、いろいろ先生方の問題が、疲れている云々で、ストレスだって問題になっていきます。でも、実際、減っていない。本当に、私、教員に関しては、電通みたいな、超過勤務という問題は、労働基準監督署にはありません。だから、残業手当も出ません。4%、調整率だけでしょう。だけど、実際、この方たちも人ですよ。生身の人。では、そこまでいろいろやっているなら、もっと仕事を減らして、減らせないなら、私は残業手当でも出して、教員の皆さんにも喜んで働いてもらえるような環境をつくるのが、私は、教育委員会の仕事だと思うのですよ。そのまま放っておいて、ああ、3年たちました。だから出られます。では、外に行きます。では、品川区でせっかく研修したことが全く無意味になる。こんなやり方をしては、だめでしょう。せっかく、品川区でいろいろな取り組みをされていて、もうしばらくたったら出て行く。そうではなくて、僕は、申し上げたい。東京都、早く教育委員会に言っていただいて、品川区は品川区の独自の教員。品川区内で教員を運営できる。そして、子どもを指導できるような、そういう仕組みを、早くつくっていただきたいと思います。

○本多委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 お願いいたします。127ページ、シェアサイクル事業について、136ページ、ふるさと納税について、伺います。

シェアサイクル事業なのですが、午前中もほかの委員から質問がありましたが、まずこのシェアサイクル事業について、都の補助金2分の1となっておりますが、この性質について、こういったものなのか、補助金についてのご説明をしていただければと思います。

ふるさと納税のほうですが、昨日、今日と、いろいろご質問がある中で、平成28年度6億円余、平成29年度は8億円余と、23区でも628億円出て行くというようなお話でした。平成27年度の決算だと、30万円ちょっと、ふるさと納税と思っているのですが、そうした、改めて、ふるさと納税についての現在の方向性、考え方について、教えていただければと思います。

○安井土木管理課長 こちらの、シェアサイクルに関する補助金でございますけれども、こちらにつきましては、計画策定ということで、今後のシェアサイクルの計画のものについての2分の1と、それから、設備設置の関係。サイクルポートであるとか、あるいは自転車、大体200台ぐらいを予定しているのですが、それとか、自転車を入れるラック等のハード部分等に補助金があるというようなところ

で、そういったものについての経費と、先ほどの計画であるところのソフトの部分、両面について、補助金が想定されてございます。

○黒田税務課長 ふるさと納税の今後の考え方ということでございますが、特別区の区長会でも主張しておりますとおり、ふるさと納税は、本来の趣旨に立ち返って考えるべきだと思っております、一番の問題は、返礼品競争がありまして、返礼品を得た方だけが得をして、その分の住民税、本来だと、住んでいる自治体で使われるべき財源というものが失われているというところが、非常に問題だというふうに考えてございます。

そういった中で、区といたしましては、品川区を応援していただける方には応援していただきたいということで、平成28年6月から、クレジットカードを使った寄附の募集ということで、寄附のしやすさという環境を整えてきたところでございますので、これからも、ふるさと納税は本来の趣旨に立ち返って行われるようにということで、主張して行きたいというふうに考えてございます。

○大倉委員 シェアサイクル、ハード・ソフト面という部分で、今後、これから予算のほう、プレスのほうでもあります、対象エリア、品川区役所から海側についてやっていくということで、まだこれから会社については決めていって、今後ずっと、2020年、オリンピック・パラリンピック開催の交通需要の対策の1つとしても活用していくということで、書いてありますので、今後しっかりと進めていかれるのだろうと思っておりますけれども。その会社については、これから決めていくと思いますが、他区との連携という部分もあると思いますし、値段的にも、いろいろな民間企業が参入しだしてきているのかなというところで、こういった考え方を、区がお持ちなのかなというところを、お聞かせいただければと思います。

ふるさと納税ですが、まさに応援していただける方ということで、特別区長会の中でもということですが、今までも議会の中でも出てきております。そうした中で、ほかの区でも、こうした返礼品がだんだん出てきているのかなという中で、品川区でも、今もう既に、大井競馬ですとか、しながわ水族館とか、オリジナルふろしきとか、さまざまやっておりますが、こうしただけではなく、先ほどもちょっと、石田しんご委員のほうからお話がありましたが、クラウドファンディングや、政策へのふるさと納税の活用という部分も考えていかなければいけないのかなというところがあります。これについては、公募とか、いろいろなやり方、また、地域による政策メニューを考えたりですとか、総務委員会でも、福井のほうに視察に行って、お話を聞かせていただきましたけれども、地域地域によって施策のメニューを考えたり、公募でメニューを集めたり、いろいろ考えているという部分で言うと、品川区でも、例えば、荏原地域とか、大井とか、八潮とか、大崎とか、そういった地域地域の課題のメニューを挙げてもいいのかなと思っておりますが、そういった部分についての考え方を、教えてください。

○安井土木管理課長 シェアサイクルでございますけれども、現在、スマホと、それからクレジットカードで現金決済をするというような形で、システム化されていて、誰でも使えるというようなことが、これを利用される場合に必要なことであろうということで、これは通信系の業者、子会社が、これを行っているというところで、現在6区が同じ業者と契約を結んでいるということなので、その業者の代理店みたいなものができれば、それもまた1つかなとは思っておりますけれども、相互に乗り入れて、システムが同じようにならないといけないかなということなのでございますけれども。いずれにしろ、公平性を担保するために、プロポーザルをやっていこうかなと思っております。

○柏原企画調整課長 ふるさと納税の、施策にかかわる部分の寄附のあり方というところであろうかと思えます。委員のほう、ご紹介いただきました、福井県坂井市の事例でございますけれども、こちら

のほうは、返礼品によらず、そういった事業に対しての寄附と言いますか、いうところで取り組んでいるという面につきましては、この内容につきましては、かなり参考になるというふうには、思っています。

ただ、先ほども議論させていただいたところではございますけれども、こういった形で、寄附をしていただく方が、メリットと言いますか、達成感と言いますか、寄附をしてよかったと思えるような施策にどうやってつなげていくのか、それは幅広いものがあるのか、集中させたものがあるのか。今、エリアごとというお話もありましたけれども。そういったことも参考にさせていただきながら、寄附がうまくできるような形での、ふるさと納税のあり方というのは、引き続き研究させていただきたいと思っています。

○大倉委員 シェアサイクルですが、わかりました。今後ずっと、2020年以降もしっかりと続けていかなければいけないという意味では、採算性というところも考えなければいけない部分かなと思っていますが、その辺の考え方について。ほかのエリアだと、なかなか赤字で難しい部分、黒字にするのは難しいという部分があるというところで、その辺をどう考えているのか。広告掲示とかいうところも、考えているところもあるのですが、先ほどの話だと、東京都のほうの条例で、屋外広告物というところでもひっかかるというので、多分、この自転車の掲示、広告というのも入ってくるのだろというところ。自転車への広告については大丈夫だというようなお話もある中で、こういった、生産性とか収入という部分を考えているか、教えていただきたいと思います。

ふるさと納税のほうですが、わかりました。ありがとうございます。

私がちょっと調べたところで、総務省の、ふるさと納税に関する現状調査結果というのを、ちょっといろいろ打ち込んでいったら、平成20年から平成27年までの累計で、北海道が1番で、148億円。次が東京で103億円ということになったので、意外と驚いているのです。これ、ふるさと納税だけではなくて、指定寄附金とかも入っている部分で、寄附というところで調べたので、意外と東京、多いのだなという部分では、そういった施策メニューというのをしっかりとつくっていくと、意外と寄附していただける方が多いのかなというところを感じています。指定寄附金でも、昨日ちょっと伺ったのが、団体が多かったということですが、個人の方にも、しっかり寄附をしやすい環境づくりという部分で、取組みを進めていただきたいと思います。

ほかの民間サイトを見たときに、「品川区・ふるさと納税」とやったら、品川区は、地域に合った政策に寄附を受けていますと、ちょっと載っているだけだったので。そういう民間サイトとかにも、そういう、寄附の形というのが載るようにしていったほうがいいのかと思っていますので、その辺の周知という部分、お知らせいただければと思います。

○安井土木管理課長 今、シェアサイクル、これからもしばらくやっていくということの前提のためには、運営経費のほう、なるべく区の負担が少ないということで、ランニングコストのほうを十分に考えなければいけないというふうに思っています。

今、先行してやっている自治体については、ランニングコストについては、全て業者持ちという形で、初期投資の部分だけを区のほうが負担しているというような形で。あとは、事業者自体が広告を出すとか、広告をとってくるみたいな形で、なるべく経費を圧縮しながら、運営をしていくというようなこと。なるべく使いやすいようなものを、場所によってですね。民間の部分については、ホテルであるとか、あるいはコンビニであるとか、そういったところにサイクルポートをつくっていくといった部分も、事業者のほう負担しながら、効率性を高めて、運営経費の負担を極力抑えていくというような形で、運

営をしていくというふうに聞いてございます。

○黒田税務課長 ふるさと納税の周知というところでございますが、現在の広報手段としましては、転出される方にパンフレットをお渡ししたりですとか、区のホームページでありますとか、ツイッターでのご案内、あと、広報で行っているしなメールですとか。あと、民間サイトでは、ふるさとチョイスというところとも連携しまして、そちらからクレジットカードでの寄附もいただけるような形をとっております。あと、まちかど観光案内所でありますとか、あと、観光協会が発行しておりますしながわみやげのパンフレットにも、返礼品の一覧を紹介しているところでございますが、使い道といった点では、平成27年度10月からふるさと納税を始めた際に、まずは品川区の施策に活用するということで、一般寄附という形で設定をして始めているところでございますので、特定目的の施策について募集をする形はとっておりませんので、そういった民間サイトで、いろいろなまちづくりに使われます、みたいなご案内になるのかなと思いますが、この辺につきましては、今後研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○大倉委員 わかりました。シェアサイクル、しっかりと安定的な運営という部分でお願いしたいのですが。そうすると、自転車が増えていくと言う中で、まず、安全な自転車レーンの交通について、少し伺いたいのですが。国土交通省、警視庁のほうで、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインというのも出ました。これには、しっかりと安全を第一に考えてつくってくださいというようなことだと思うのですが、自転車については、シェアサイクルだけではなく、日常から多くの方が利用されたり、スポーツという部分でも、自転車が広まっているかなという部分がありますが。スピードの出し過ぎというのがあると思っております。車道上ではなくて、歩道上にある自転車レーンについては、これ、自転車、真っ直ぐ歩道上を歩いていくと、横断歩道のところで、歩行者が横断歩道を渡ろうととまっている目の前が、車道側が自転車通行になるので、歩行者とぶつかるおそれが、私の周りでは、ぶつかって、大変、けがをして困ったというお話もあって。そういったところの安全性を、しっかりと守らなければいけないなと思っております。

そこで、ポールを立てて、少し心理的負担をかけるような、少し狭めていくとか、ほかの区でも、波場に設置をして、少しスピードが落ちるような取組みとか、しています。坂に対しても、しっかりとそういった取組みもしていかなければいけないのかなと思っておりますが、その取組みについて、お知らせください。

ふるさと納税は、また改めて伺います。

○多並道路課長 自転車レーンのことでございますけれども、おそらく、山手通りとかで、よく歩道の中で通行できる空間があるとか、そのようなところで、今、委員のおっしゃったような部分かと思えます。やはり自転車レーン、また、自転車走行空間を整備する際は、安全対策、ハード面でできる部分の、限られた部分もありますけれども、よく警視庁とも連携して、また、東京都、国、いろいろな事例を踏まえながら、より安全対策が図れるような、個別具体的な中で、しっかり対応していきたいと考えてございます。

○大倉委員 私もちっと聞いたら、車が出て行くときに、坂だと、右見て、左見て、行こうと思ったときに、また右を気にして出て行くと、自転車は早いので、左からぱっと出てくるという部分で、そういった部分もありますので、坂というところも気をつけていただきながら、取組みを進めていただければと思います。

○本多委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 80ページの情報公開手数料、134ページの旧第一日野小学校跡地の財産貸付収入について伺います。

まず、情報公開手数料ですが、区では制度をつくった際には無料でしたが、1997年に有料化し、1件につき300円の手数料、それにコピー代をとっています。昨年度決算では、情報開示は2,786件、約93万円の手数料収入でした。このたび、都道府県の中で、香川県と和歌山県と並び、手数料をとっていた東京都が、これは1件につき上限100円なのですね。新都知事が、公文書閲覧にかかわる手数料を廃止し、都政の見える化を進める考えを明らかにしました。区は手数料をとる理由として、特定のもののためにする事務については、手数料を徴収できると定めた地方自治法227条の事務に、情報公開事務が当たると解釈しているので、徴収しているなどと述べてきました。

質問ですが、都の無料化の動きをどう考えているのか、伺います。また、品川区も手数料を無料にすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中元広報広聴課長 区といたしましては、今までの考えを変えるつもりはございません。また、現状のままで運用していくと言うところで考えております。

○安藤委員 見える化をするつもりはないということだと思いますけれども。これはちょっと、考え直す必要があるのではないかと思います。そこで私、区が今までおっしゃっていた227条の手数料の考え方を調べてみました。すると、手数料をとるというような考え方として、サービス利用者に応分の負担を求める受益者負担の概念だからとありました。利用者が受けたサービスについて、その費用を、税金ではなく、受益者側で負担すべきという考えです。例えば、住民票や、狂犬病予防法に基づく犬の登録などが挙げられていました。また、特定の者のためにする事務とは、一私人の利益や行為のために必要となったものとの考えも出されていました。

伺いますが、区民が区政への参加を求めて情報公開請求することは、請求者の個人的な利益のために行われていることなののでしょうか。ご答弁ください。また、私は、区民が情報公開を行うことは、区政参加を進め、ひいては区政の発展にもつながるという、個人の利益を超えたものだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中元広報広聴課長 区民の個人的利益ということではなくて、やはり、なかには権利の乱用をされる情報公開請求がございますところで、江戸川区なども、逆に、もとの一定の条件の手数料をとるというふうに変わってきた自治体もございます。また、運用の中で、情報公開制度の中に、情報提供という考え方もございまして、やはり、民間の営業活動のために、公開できるものは、情報提供の形で、情報公開の申請の手続きによることなく、閲覧の台帳を整備したりということも行ってきております。また、政策的なものに関しましても、ホームページ等でお出しできる情報は、丁寧に説明をしていくということで、対応していきたいと思っているところでございます。

○安藤委員 一部の営業目的ですか、乱用とかというのは、それは防ぐ手立てで防げんと思うのですね。個人的利益ではないというお話がありました。そこが大事な点だと思います。江戸川区のお話もありましたが、東京都は逆に、これを無料化にするという動きもあるわけで。全体としましては、情報公開というのは、受益者負担の考えで、特定のもののためにする事務と言い続けて、手数料をとることはおかしいというような流れになっているというふうに思いますし、私もそう思います。

情報公開請求、区政に参加するため、区政の情報を、自ら能動的に得ようとする行為を保証するということは、私は、民主主義や地方自治をさらに発展させていく上では、不可欠な基盤整備で、大変大事だと思うのですが、区にはそういう認識はないのでしょうか。伺いたいと思います。

○中元広報広聴課長　そういう認識は、もちろん一方ではございますが、ただやはり、情報公開にしましては、それなりの、職員が、事務の手間もかかっているものでございますので、その部分につきましては、やはり受益者負担ということで、手数料を頂戴しているという考え方で、現在、いるものでございます。

○安藤委員　その受益者負担という考え、おかしいと述べておりますので、ぜひ、区も、これまで述べていったような考え、地方自治法も引いていますけれども、手数料にあたらないと、私は今回、思いましたので、考えを改めていただいて、改善をしていただきたいと思います。

ほかにも、意思形成過程の行政情報も公開対象にするなどの改善をしなくてはならない点もありますが、まずは早急に、大事な基盤整備だと思います。民主主義にとって。手数料は無料にし、区政の見える化、情報公開の敷居を低くすることを重ねて求めて、次に行きたいと思います。

次に第一日野小学校跡地の問題ですが、これは、２００５年８月に、ＴＯＣから、ＴＯＣビルの建替えにかかる代替使用用地として、１０年間貸してほしいと申し出があったのが、最初です。しかし、貸付予定の時期を迎えても建替えは具体化されず、リーマン・ショックとかありましたけれども、２０１０年９月６日から、駐車場として、とりあえず、ＴＯＣに２年間、暫定貸付されました。その２年間たって、区は、五反田地区の地域経済の活性化およびまちのにぎわいに資することを目的として、五反田ＴＯＣビルの建替えにともなう、または保管のための仮設建物用地として貸し付けるとの理由で、２０１２年９月６日からおおむね８年、暫定の２年と合わせて計１０年間、２０２０年９月まで貸し付けるとしたものです。しかし、これもまた、ご存じように、平成２８年８月から始まるとされていた本体ビル工事の着工が延びていると。ＴＯＣの都合で、契約が二転三転、延ばされています。この貸付契約を報告した２０１２年６月２６日の行革委員会で、ずるずる延びるのではないですかという質問があったのに対して、当時の行革担当課長も、「建替え時期が、平成２８年度めどの着工といった時期が明確化されたこと、こういったことも、要望書の中にございましたので、区としても貸付に向けて、ＴＯＣとも協議を進めてまいった」と言っております。さらに、当時の企画部長も、「私どもは、やはり、一度２年間おくれたわけでありますので、ＴＯＣにもしっかりと、私ども、申し上げておりますのは、今回の平成２８年度の建替え、これを進めていきたいという、これについての強い決意として受け止めて、区としても貸付をさせていただくものである」というふうな答弁がありました。

伺いますが、区の答弁にてらしても、もう、貸付はやめるべき、返還をしてもらうべきではないでしょうか。伺いたいと思います。

また、先ほどの質疑の中でも、強い主張をしていきたい旨の答弁がありましたけれども、区は、ＴＯＣに対して返還を求めていくということなのかどうかも、伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長　旧第一日野小学校関連のご質問でございます。ちょっと１点、今、ご指摘いただいた件についてお話をさせていただきたいのですが。２年間の暫定活用があったところでございます。今回の、今、貸付をしている部分と、その暫定活用の部分では、契約上は別物というふうに捉えていただきたい。平成２４年９月からのものが現契約のものでございまして、その前のものは、暫定の契約ということで、別ということでご認識していただきたいと思います。

今のご質問の内容でございますけれども、当時、ＴＯＣとの交渉の中で、平成２８年度に向けての建替えということでお話があった、それは事実でございます。そういったお話がある中で、今、先ほどおっしゃっていただいたような理由で、こちらのほう、貸付ということで、契約に向けて動いたということでございます。その後の事情の変化というところが、これはございまして、やはり、オリンピッ

ク・パラリンピックの開催に向けた、建設費の高騰であったりとか、それから、重機の機材、こういったところが手配できない、それから人の問題、そういったところがあって、なかなか工事に着工するのが難しいというのは、その後の事情の変更があるというのは、そのときから変わったところでございます。

ただし、当時も申し上げましたけれども、この五反田地域、ＴＯＣが建替えによって一時なくなったりとかいうところでの、経済の活性化であったりとか、にぎわいの継続と、こういったところの観点から、貸付はそのまま継続しているという部分ではございますけれども、この段階でも、その動きが見えてこないというところがあります。これについては、区としても遺憾というところがありますので、その部分について、ＴＯＣに対しては、これまでも強く申しているところでございまして、そのことについては、引き続きＴＯＣとの交渉ということで進めていきたいと思っております。

○安藤委員 ちょっと、何を区としてＴＯＣに求めているのかわからないんですね。遺憾という言葉が出ましたけれども、はっきりと返還を求めていくということなのかどうか。何をＴＯＣにお話をしているのか、伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長 先ほど申しましたように、まちのにぎわい、地域経済の活性化といったところが、一番の主眼の部分でございます。その目的のために、公の土地をお貸ししているという部分でございます。それに対して、事業の進捗がないというところの部分がありますので、それについてどういう進捗なのでしょうか、今後の展開はどうかということでの主張と言いますか、交渉と言いますか、ということろをさせていただいているところでございます。

ＴＯＣのほうからも、先ほど申しましたように、オリンピック等々に向けての需要の変更があったというふうなお話があったというものでありますので、引き続き、今後の事業展開について、しっかりした方針と言いますか、出るような形で、報告というのを出してほしいというところは、強く申し上げているところでございます。

○安藤委員 それは、強く申し上げているというふうに、私はならないのではないかなというふうに思いますけれども。ただ聞いているだけなのではないかなと思います。

建替えの見通しもないと。契約期間内に建替え完了するのですか。伺いたいと思います。私はもう、絶望的なのではないかと。おおむね８年と言っていましたからね。前の暫定の貸付と合わせて１０年ですからね。これ、事業が完了する見通しがなくっているわけですから、速やかに契約を終了し、返してもらい、認可保育園や特養、防災公園など、切実な区民要求実現にこそ充てるべきだと思いますが、いかがでしょう。

それと、合わせて伺いますが、当初の貸付の目的とも、大きく違ってきていると、私は思います。日経新聞の電子版の２０１６年５月１１日付にこうあります。「新規開業したＴＯＣ五反田メッセが業績に寄与、営業増益」云々と掲載されているのですが、実際に、ＴＯＣメッセという、第一日野小学校跡地を活用して、第２の、２つ目の催事場がつくられているわけですが、これ、ＴＯＣのホームページも、都内有数の規模だということで、五反田ＴＯＣ本館７，０００平方メートル、ＴＯＣ五反田メッセ３，０００平方メートルプラスということで、大きく売りに出されているんですね。

私は、実態は、これ、地域経済の活性化とか言いますけれども、あるいはビル建替えのためのテナントの営業継続だということもおっしゃっていましたが、この２つの催事場を結果的にＴＯＣに提供して、ＴＯＣの利益拡大のために貴重な学校跡地が使われているということになるのではないですか。これは、当初の貸付の目的とも大きく違ってはいませんか、伺います。

○柏原企画調整課長 まず、今、貸付をしている第一日野小学校の、ＴＯＣの物件と言いますか、建物の部分でございます。これは、民間事業者が建てたものに対して収益を得るというのは、それは民間事業者の事業活動でございますので、ＰＲ等々も、それは、するのは当然であろうというふうに思っております。

そもそも、先ほど来申し上げていますＴＯＣの貸付につきましては、先ほども申し上げたように、本体の建替えによって、事業の継続の部分、地域経済の活性化がいかに関係できるかというところで、お貸ししたというところでございます。事情が変更したところによって、今、動きがちょっととまっているというところでございます。この定期借地権、法律上の１０年間の定期借地権を使ったというところがありまして、これは、そもそも、こういう言い方はちょっとあれかもしれませんが、居座らないように、ということがあって、きちんと期間を切ったというのが、この契約形態をとっているというところでもありますので、いずれにしても、どういう進捗になるかというのは、これから交渉していきましても、この契約期間ということに関しましては、きちんとした形で守っていただくというのが、区のスタンスでございます。

○安藤委員 学校跡地は、もともと地域の思いが詰まった場所であり、区民の貴重な共有財産です。一企業の便宜を図るＴＯＣの貸付はやめ、住民要望のための活用を強く求めたいと思います。

最後にもう１回伺いますが、これ、契約期間内にＴＯＣビル、最大の理由としています、この建替え、終わるのですか。それだけお聞かせください。

○柏原企画調整課長 先ほど申しましたように、ＴＯＣ側の事業の変更がありましたので、それに関しましては、今、終わるように交渉しながら進めてもらうということで、強く申し出ているところでございます。

○本多委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 私は、５９ページ、総務費負担金です。先ほども出しましたが、株式会社日京クリエイト。それから、１０８ページの、民生・児童委員協力員活動費の２点で伺います。

先に５９ページのほうですけれども、先ほどもちょっと出しましたが、角度は違いますが、職員互助会のほうに、平成２８年度予算では含まれていたものが、こういう形で出された形になっておりますけれども、その辺の理由をまずお聞かせいただきたいと思います。

それから、ちょうどこの日京クリエイトが運営されるようになって、食堂ですね。ちょうど１年ぐらいたつと思うのですが、その間の評価と言うのですか、それについて教えてください。

それから、１０８ページのほうにつきましては、民生・児童委員協力員活動費というところの、まずはこれはどういったものなのかということと、充当事業で民生委員経費ということで、２２１ページのほうでは民生委員２９９名分となっておりますが、この２９９名の中に、この民生・児童委員協力員という方たちが含まれているかどうかですね。これを教えてください。

○米田人事課長 昨年度の予算ほうでは、互助会のほうで、食堂事業者の分も含めて、水道光熱費になりますけれども、含めて徴収をして、互助会として区のほうに支払っていたということで、その辺の方向ではいたのですが、第二庁舎２階のリニューアルに合わせてということで、運営を互助会から区に切りかえた関係で、今後は直接事業者から区のほうに納めていただくということで、やり方を変えさせていただいているということで、表記の違いがあるかとご理解いただければと思います。

この１年間、昨年２月のオープン以来、日京クリエイトの事業運営についての評価ですけれども、今般も、テレビ・新聞などのメディアに、「品川めし」というメニューが取り上げられたり、あるいはフ

ロアのところに、オリンピック・パラリンピックの区内競技の掲示等があるのですが、それに関連して、週に2・3回の、世界各国の料理をメニューに取り入れたり、あるいは岩手県宮古市の事業者から仕入れた魚を使ったメニューを提供したりということで、利用者の声も聞き、話題づくりも含め、積極的に取り組まれていると評価するものでございます。

○大串福祉計画課長 私の方からは、民生・児童委員協力員に関しての質問に対してお答えいたします。こちらの協力員というところでございますが、いわゆる不在地区というものが発生しております。その不在地区を主に担っていただいている協力員という形になっていただいている方ということで、おおむね、民生委員を退任された方、そういった方が、引き続き、そちらのところを見ていただいているというところ。今現在、4人の方が、協力員ということで、活動をしていただいております。

歳出のほうの221ページとの関係でございます。221ページのほうは民生委員経費ということで、定員ベースで計算しているところでございます。したがって、そちらの定員ベースで計算しております4,800万円の経費、そちらの中には、この協力員の経費も入っているといった形でございます。

○たけうち委員 食堂のほう、理由はわかりました。そうすると、今までは、職員の食堂という位置づけもあるので、人事課長にお答えいただきましたけれども、今度は、そこから外したということの考えからいくと、もちろん今までもそうですけれども、より幅広く区民、また区民以外の方にもご利用いただくということで、そういう視点でということで受け止めましたけれども、それでいいのかということと。

それから、昨年、我が会派のほうからもご提案させていただいて、今、もったいない飯というのにも取り組んでいただいている、量を減らす場合には、もったいないシールでしたか。そういう、しながわプロジェクトの、そういうのも張っていただいていると。

それから、過去、随分前ですけれども、平成20年のときに、我が会派のほうで提案させていただいたカロリー表示なども、一部やっていたのですけれども、しっかり健康づくりの観点から、カロリーだとか塩分だとか、そういうのを表示をしっかりとってくださいということで、今、やっただいていて。私も食べに行っていて、ちょっと塩分を気にするようになりましたものですから。諸事情ありまして。小鉢とか、塩分が書かれているので、非常にそれは、健康づくりにもいいなと思っているので。その辺のところ、健康づくりの観点から、健康課長のほうのご意見も、それから感想も伺いたいなと思っています。

それから、民生委員のほうは、分かりました。4人ということで、非常に少ないのですが、私のお世話になっている地域で、今その町会は民生委員さんがいなくなってしまったのですね。ちょうど、民生委員だった方が、やはり定年になってしまって、お二人いたのですけれども、お二人とも協力員になってしまって、今いらっしゃらないと。次を探しているのですけれども、なかなか手がいないと。もっとほかにもいっぱいいらっしゃるのかなと思ったら、4人ということで、これからなのかなと思うのですけれども。そういった中で行くと、民生委員さんと、ちょっと違うのですけれども、民生委員の経験者の方ですから、民生委員さんとちょっと違う、例えば、具体的に言うと、研修旅行なんかは行かないらしいのですけれども。別々のお金が出ているらしいのですけれども。そういうところの違いみたいなものもあるらしいのですが、そういうところをどう考えてらっしゃるか、教えてください。

○米田人事課長 まず、運営の関係ですけれども、長らく互助会ということでやっていた、そういった意味では、職員の福利厚生の意味が非常に強かったのですが、それを少し薄めて、庁舎の食堂ということで、ご利用の方にも積極的に、来庁者の方にも積極的にご利用いただけるようにということで、

取り組んでいるものでございます。

それから、健康課長のほうからもお話があると思いますが、もったいない推進店ですとか、TF Tメニューの提供、カロリー・塩分表示、アレルギー物質の表示ということについても、今まで同様に積極的に取り組んでいるものでございます。

○川島健康課長 健康づくりの観点からということですが、食堂が、職員はじめそれから幅広く区民の方へ利用されるようにということです。塩分を少なくする、それからカロリーを少なくする、カロリー表示、塩分表示もしておりますし、健康づくりの観点から、引き続き人事課のほうとも情報交換、連携を進めて、区民の方の健康づくりにも寄与できるようにと進めてまいりたいと考えてございます。

○大串福祉計画課長 協力員に関してのご質問です。基本的には不在地区等々がなくなり、そこに通常の民生委員の方が委嘱されれば一番よろしいのですけれども、なかなかそうはいかない事情があるといったところで、OBの方をお願いをして、協力員という活動をやっているところでございます。

まず、協力員という形でやりますので、通常の民生委員さんとは若干異なっております。例えば、町会長や自治会長の推薦がなくてもといったところ、こういったところで、立場的な問題が、多少変わってきているというところがあります。施設研修等々についても、各地の民協等でのお考えも出てくるかと思っております。我々のほうといたしましては、なるべく、こういった形での協力員ということではなくて、正規の民生委員さんが配属されるように、当該の町会、自治会等々とは、ご相談をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○たけうち委員 食堂のほうは、味については、いろいろなご意見もあるのかなと思って。好みもあるので、私もどうこう言えないし、いろいろな種類も食べていないので、あえて意見は言いませんけれども。そういういろいろな取組みをやっているから、またちょっと、健康づくりの観点は、また別の款でやりたいと思いますけれども、ぜひ引き続き、よろしくお願いいたします。

また、民生委員さんのほうは、これから高齢社会の中で、なかなか手がないとか、また町会のほうもいろいろ大変な中で、運営されている中で、やはりこういうのは、東京都のほうですけれども、できてきたというのは、大事なことなので。もちろん、一番いいのは、課長がおっしゃったようにきちんとした民生委員さんが生まれるのが一番いいのですけれども、そうではない場合に、こういう形でフォローしていただいている、やっている仕事はほとんど同じなわけですから、そういうところで疎外感がないような取組みを今後またぜひ検討していただきたいと思いますので、要望させていただきます。

○本多委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 28番目なので、なるべく項目が重ならないように質問していきたいと思います。

88ページ、国庫負担金、それから108ページの都負担金で、生活保護費関係。それから、117ページ、都補助金で、子ども・若者自立等支援体制整備事業補助金。それから、92ページで、国庫補助金の中で、地域創生推進交付金。都市型観光プランに絡めて、その辺お伺いしたいと思います。

最初に、生活保護費関係です。国庫負担が4分の3で、区が4分の1ということですが、この基本負担額のところを見ると、数字、国庫であるのですけれども。都の負担金、これが、10億6,900万円という数字が負担金で、歳入で3億6,700万円。この使い道について、ちょっと確認をしたいと思います。それから、子ども・若者関係です。先ほども質問、もう出ているのですけれども、一応、もう一度、目的的なもの、簡単に結構です。それから、この委員会をつくられたと思うのですが、この委員の構成について教えてください。

それから、さっきの都市型観光プランですが、中身、歳出を見ていくと、明治維新の関係か、周年関

連事業。これに絡んでくるかどうか、その辺の答えを、まずお答え、お願いします。

○伊東生活福祉課長 生活保護費のご質問かと思います。この８８ページの生活保護費の負担金と言うところでございますけれども、生活保護費に関しましては、総支出額の４分の３を国が負担し、残りを自治体のほうで負担するという、原則的なことが１つあるというところでございます。その算定にあたっては、若干、４分の３を算定するにあたっては、来年度、平成２９年度におきまして、返還金とかが発生するというので、例年の例によって予想しまして、その分を差し引いているということがあります。それと、４分の１に関しては、これはいわゆるホームレス、居宅がないとか、失っているというところの方に関しては、東京都が負担するというような法７３条のほうに規定がされているというところでございます。というところと、あとは弁償金として返ってくるものがありますので、残りが一般財源という形での、そういうような歳入の構成になっているところでございます。

○高山子ども育成課長 私のほうからは、１１６ページの子ども・若者自立等支援体制整備事業補助金についてのご説明を申し上げます。まず、こちらのほう、子ども・若者計画策定にかかる経費として用いるものでございまして、こちらのほう、目的的なものから申しますと、子ども・若者育成支援推進法のほうが、平成２２年にできまして、その後、東京都のほうの計画が、平成２７年８月に策定されております。こうした流れを受けまして、品川区におきましても、家庭や地域とともに、全ての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援の取組み、こちらを一層推進するためという目的で、計画策定を進めていくものでございます。

この計画策定の体制につきましては、青少年問題協議会の場合を用いまして、専門委員会のほうを、配下に立ち上げていただいております。メンバーの構成としましては、委員長に、子ども子育て会議の会長でございます河津会長のほうに着任していただきまして、そのほか、子ども未来部を担当する副区長、そして、外部の方の名前で申しますと、主任児童委員の方でありますとか、都立学校の校長先生、こういった方々にお入り、いただいて、おおむね１５名程度で構成する専門委員会のほうを用いまして、計画の中身について審議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木文化観光課長 地域創生推進交付金の都市型観光プラン推進事業にかかる部分でございますが、ご質問にありました、明治維新１５０周年記念関係の事業は、一応、対象とは想定をしておりますが、対象の事業として、今、想定しているものが、水辺活用事業、それから、観光振興協議会の運営事務委託、それとあと東海道の連携事業等に歳入を充てる予定で計上しているものでございます。

○鈴木（真）委員 わかりました。最後の件から。ちょっと対象外と言っていたので、それ以上突っ込めなかったのですが。これ、ホームページを見ていたら、区のホームページから出ていけないのですよね。京都のホームページに飛んで行って、京都のホームページから見ると、品川の事業が出てきているという状態だったと思う。ちょっとこれ、気になったので。これは中身の問題ではなくて、やり方、区のホームページからも直に見えたほうが。ちょっと事業対象外になってしまったので、聞き方、変な形なのですけれども。一応、考え方だけ、済みません。

生活保護なのですけれども、これから自立していくためにも、いろいろ区のほうでも頑張ってもらっていると思うのですけれども、その自立に向けての対応策についてお聞かせください。

それから、子ども・若者計画、これから品川を担ってもらう子ども・若者のためにも、しっかりしたものをつくってもらいたいと思うのですが。例えば、非行という部分も出てくると思うのですけれども、メンバーの中に非行関係というか、保護司の方が、仕事が、その部分が強いと思うのですけれども、保護司というのは、メンバーに入っているのでしょうか。

○鈴木文化観光課長 観光関係のホームページのご指摘がありましたので、その部分でございますが。現在、大政奉還150周年ということで、京都が中心に事業を組んでおります。また、来年度に向けまして、明治維新150周年ということで、連携して事業に取り組んでいるものでございます。区としましては、平成29年度予算でも、新たに明治維新の記念行事の予算を計上しておりますので、そちらのほうも含めて、ご指摘のようにしっかりとPRしていきたいというふうに考えております。

○伊東生活福祉課長 自立に向けての支援というのは、重要なことだというふうに考えております。以前から、就労支援プログラムですとか、さまざまなプログラムを使って、自立に向けた支援をしているところでございます。その辺に関しても、国からの補助金等々ももらっているところでございますので、もう少し充実させた形で支援していければというふうに思っているところでございます。就業センターとの連携等々も含めまして、現在、やっているところでございます。

ちなみに、自立廃止というところでは、昨年度の実績で言いますと、53世帯、そして、一部就労、収入増というところでは300世帯ということで、1億円を超えるぐらいの評価額が出ているというようにございますので、引き続き、自立に向けた支援ということで、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○高山子ども育成課長 非行に関する部分で、保護司の関与はいかがかというところのお尋ねですが、こちらのほうにつきましては、直接的には、警視庁大森少年センターの所長の方にかかわっていただきまして、犯罪の類いですね。そういったものに関するさまざまなご提言をいただければというふうに考えております。

また、それ以外に、先ほど申しました主任児童委員、そして青少年委員の方、そして青少年対策地区委員の方にもかかわっていただく中で、地域のお声も吸い上げてまいりたいと考えております。

○鈴木（真）委員 それぞれありがとうございました。生活保護に関しては、自立に向けてやっていただくのと、この前、どこかの質問にもあった塾ですか。そういう点でも、これからも努力をお願いしたいと思います。

それから、若者のほうです。前に、マイスクール八潮の増設ということで、五反田に今、つくってもらっています。不登校のお子さんなどもこの対象に考えているのではないかと思いますので、その辺を。これから、マイスクールを卒業した人たちが、やはり品川の中でやってもらうためには、教育委員会とのつながりというのが非常に大きいと思うのですけれども。学校を離れたから終わりだということではなく、その辺のしっかりした対応、連携的なもの。例えば、さっき大学という話も出たと思うのですけれども、サテライト校ですとか、通信教育の学校だとか、その辺の連携というのは、うまくとれているのでしょうか。

○高山子ども育成課長 卒後の対応ということの部分のお尋ねかと思います。今回、例えば、高校中退者の関係のお話などは、都立高校の校長先生にもかかわっていただく中で、区内における現況などのお話などもいただけたらと思っております。また、連携という部分で言えば、この青少年問題協議会の下部組織であります専門委員会の組織とは別に、その他、意見を申し述べるものというようなことで、関係する庁内の課長級職員、そして外部のひきこもりの居場所づくりでご協力いただいている子ども・若者応援ネットワーク、そういった外部の方々にもかかわっていただく中で、さまざまなご提言をいただくと考えておりますので、そういった部分で、連携については図ってまいりたいと考えております。

○伊東生活福祉課長 今、委員のほうから、塾代というところでもしっかりとというお話しがございました。これにつきましても、東京都のほうからの補助金をいただいておりますので、生活困窮者に向

けては、受験生チャレンジ支援事業というのもございます。そして、生活保護受給者に関しては、いわゆる塾代の補助という形での支援をしておりますので、効率的になるように、これからもやっていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員 補助金ということで、都の補助金についてお聞きさせていただきます。ちょっと資料を見ていたら、都の施策及び予算に関する要望ということで、8月に区長会で要望をだしていらっしやいました。東京都に。その中を見ていた時に、ちょっと気になった文章がありまして。法改正を踏まえた児童相談所の移管や、都区のあり方検討の再開、この「都区のあり方検討の再開」という言葉が出ていたので。これも要望書に出ていました。都区のあり方検討、440項目でしたか。それが一応、整理がついた中で、今後、どういうふうに、このあり方検討というのを考えていくのか。急な、ちょっと全然違うところから出てきた質問なのですが、お答えいただければと思ったのですが、いかがでしょうか。

○秋山財政課長 都区のあり方検討につきましては、一定のめどが立っているということで、一時休止的なこともございます。ただ、都と区との間の協議であれば、都区協議の中で、財調交付金を含めて、都市計画交付金等の、今まだ決着がついていないところもございますので、それについては、毎年の都区協議の中でも、区側の主張をしているところでもあります。その中で、なかなか都区協議の中でも実現ができていない部分がございますけれども、これは引き続き粘り強く交渉していくということで、23区のほうでも決めているところでございます。

○鈴木（真）委員 例えば、財調協議の中でも、協議はやっていると思うのですけれども、ここに、「都区のあり方」という言葉が出てきたということは、あり方検討会はやっていたから、その辺の部分かなというふうにとってしまったのですが、そういう聞き方だったのですが、いかがでしょうか。

○秋山財政課長 都区のあり方の検討の動向につきまして、私、ちょっと、そこの委員のご指摘の記述について確認はしていないものですので、ちょっとあれですけれども。あり方につきましては、一定の決着がついたとは言えるものの、それで結論が終わって、それでおしまいではないということは、述べておりますので、引き続きやっていくことになるかというふうに思っています。

○鈴木（真）委員 済みません。資料も何もなく聞いてしまったのですけれども。去年の8月25日に、区長会で都に要望したときの項目のまとめの部分に、この言葉が出ていたので。20項目の中には入っていませんでした。だけど、それがあえてその言葉を出しているというのはどういう意味かなと思ったので、今回ちょっとお聞きしたのですが。また改めて、お聞きするようにしますので、よろしくお願いします。

○本多委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、9日木曜日、午前10時より開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後6時15分閉会

委 員 長 本 多 健 信